

四條畷市史資料 第二集

河内国讚良郡

中野村・南野村・岡山村文書

—平尾兵吾氏収集文書—

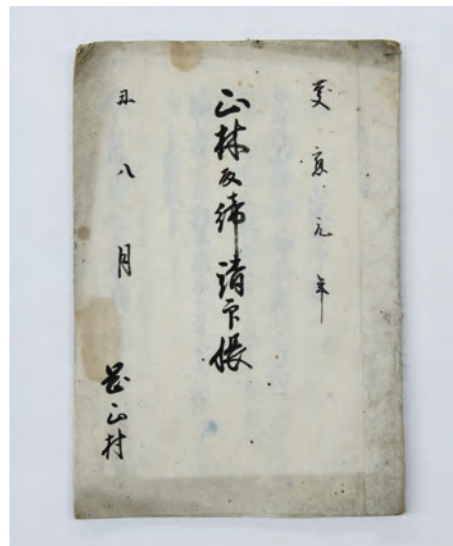
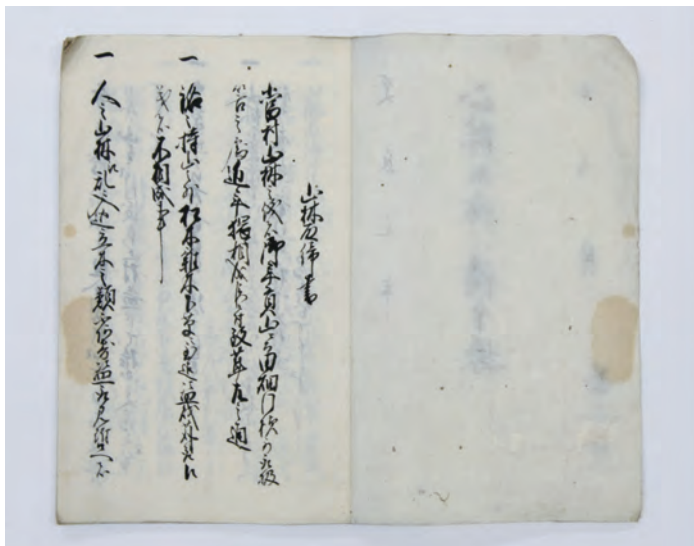
令和六年三月

四條畷市教育委員会

卷頭写真図版 1



岡山村山林絵図 (I-46)

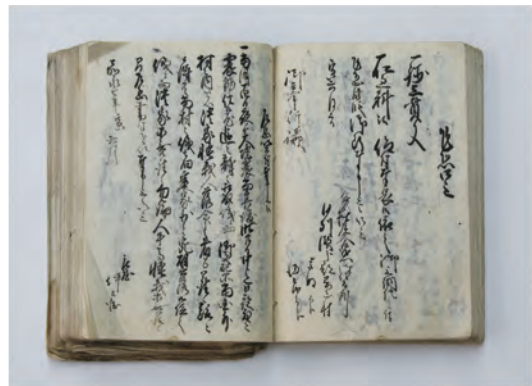


岡山村山林取締請印帳 (I-13)

卷頭写真図版 2

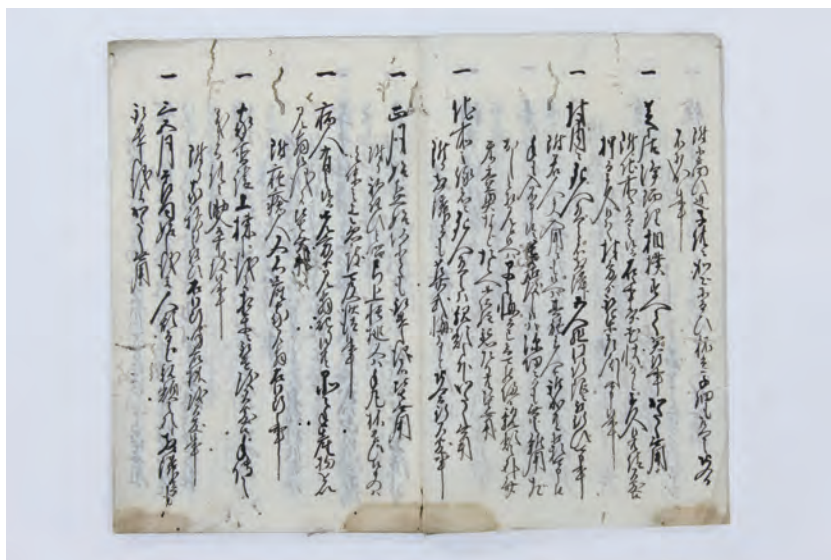
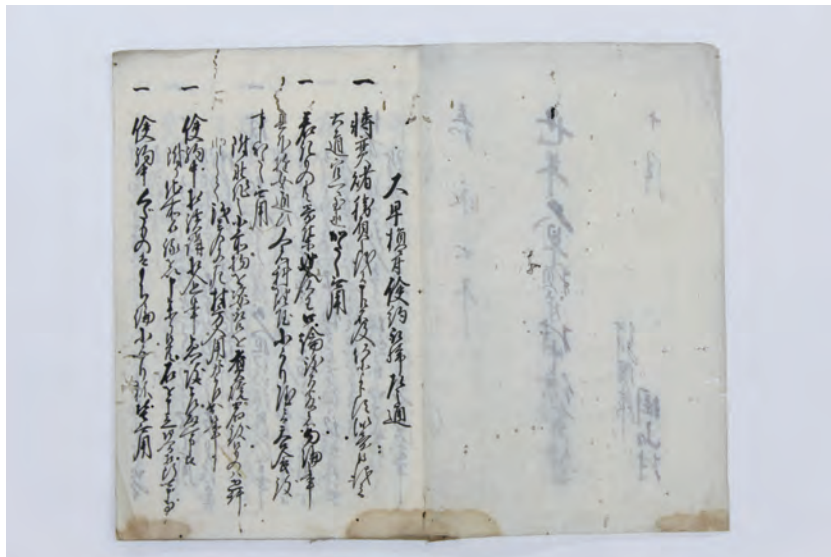


「御触書写帳」(I-48)



「諸願書写帳」(I-62)

卷頭写真図版3

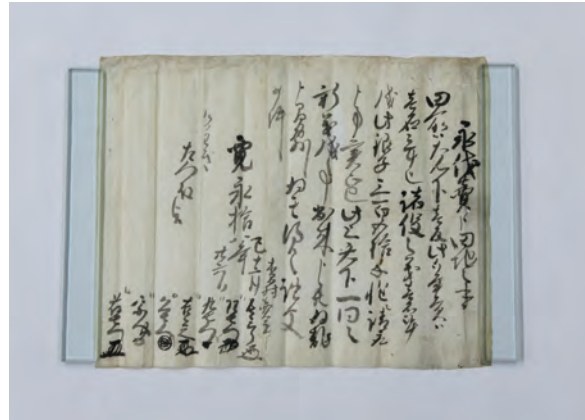


大早損につき倭約取締十九カ条 (I-41)

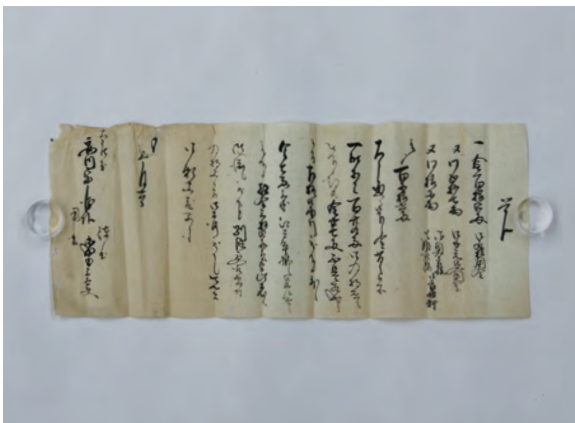
卷頭写真図版 4



室池鳥獵請負約定(I-86)



寛永十八年田地永代売買証文(I-84)



江戸御下し金内訳ならびに御渡し依頼状
(A-71)



迷い子を養子に貰い請けるにつき一札
(I-99)



甲可庄絵巻(II-197)

四條畷市史資料 第二集

河内国讚良郡

中野村・南野村・岡山村文書

—平尾兵吾氏収集文書—

令和六年三月

四條畷市教育委員会

例言

- 一、本書は、四條畷市史資料の第二集『河内国讃良郡中野村・南野村・岡山村文書―平尾兵吾氏収集文書―』である。本書には、令和二年十月八日に寄贈を受けた、四條畷市清滝の平尾家旧蔵文書の、平尾兵吾氏収集文書の報告を掲載する。
- 二、掲載している目録は、山中浩之が作成した。
- 三、本書は、四條畷市文化財保護審議会委員・四條畷市史編さん委員 山中浩之が編集・執筆をおこなった。編集については、四條畷市教育委員会スポーツ・文化財振興課長代理兼主任 實盛良彦、事務職員 田中香里がこれを補助した。
- 四、文書および記録した写真等は四條畷市教育委員会が保管している。

目次

巻頭写真図版

例言

目次

解題―平尾兵吾氏収集文書について……………9

第一部 文書目録……………11

平尾氏収集文書目録Ⅰ……………12

付・「御触書写帳」内容細目一覧……………17

・「諸願書写帳」内容細目一覧……………28

平尾氏収集文書目録A……………37

第二部 史料翻刻と解説……………43

I 中野村・逢坂郷・上郷

1 【中野村本郷・上郷・逢坂郷分村化の動き】……………44

1-1 【宝永三年中野村へ仰せ渡された條目】A-1-1-①……………46

1-2 【延享四年仰せ渡された條目】A-1-1-②……………47

1-3 【安政二年上郷・逢坂郷一村並取扱通達并触書】A-1-1-③……………48

1-4 【上郷・逢坂郷一村並扱い二付中野村申立】A-1-1-④……………49

II 南野村

2 【寛永十八年田地永代売買証文】I-84……………50

3 【割山割渡しにつき誓約書】I-97……………50

4	【室山台九兵衛免くすべの際、割山延焼につきお詫び一札】	I-95
5	【迷い子を養子に貰い請けるにつき一札】	I-99
6	【虚無僧立入強請二付番人差略願】	I-90
7	【朝鮮通信使国役銀不払い訴訟】	I-94
8	【四国巡拝中病死につき確認書】	I-92
9	【室池鳥獵請負約定】	I-86
10	【室池新池築造二付小物成山池堤築き立て許可願】	I-93
11	【新池築造につき川下村々と約定一札】	I-71
12	【室池新池築造につき上田原村出作地池床・下田原村片原山池囲の儀につき願書】	I-65
13	【新池請負竣工につき弁才天安置、寄進石灯笼に記名願】	I-75
14	【殿様借財のため金子借入二付四カ村請負一札】	I-87
15	【江戸御用金并に月賄金持参依頼状】	A-26
16	【大風雨にて殿様船中大難儀、御見舞要請状】	A-28
17	【江戸御下し金出金依頼状】	A-32
18	【江戸御下し金内訳ならびに御渡し依頼状】	A-71
Ⅲ 岡山村		
19	【岡山村人足等諸役書上帳】	I-12
20	【大旱損につき儉約取締十九カ条】	I-41
21	【杣木挽職は他国他領の者にはさせないという規定への誓約書】	御触書写帳49
22	【岡山村山林取締請印帳】	I-13
23	【無精非行者につき勘当願】	諸願書写帳58
24	【大旱損凶作二付、御慈悲願】	諸願書写帳64
25	【雲斎木綿機織道具等取戻し出入】	諸願書写帳146
26	【貸仏壇取戻し出入】	諸願書写帳161
27	【家出、四国遍路、立帰り帰住願】	御触書写帳9

28	【一家四人家出、立ち戻り帰住願】諸願書写帳	177	75	
29	【代官交替二付、郷村引渡触】御触書写帳	13	~ 15	76
30	【赤山役行者堂参籠願】御触書写帳	51	77	
31	【新池魚請負入札混乱につき取決め一札】御触書写帳	59	78	
32	【砂岡三か村立会溜池新池水掛につき取決め約定書】御触書写帳	60	79	
33	【年貢納入につき三分一米納を銀納願】御触書写帳	27	80	
34	【郡中組合惣代死去につき同人倅承継願につき村々意向問合わせ】御触書写帳	134	80	
35	【組合惣代選定につき村々からの返答書】御触書写帳	137	81	
36	【代官所より困窮者への貸下げ金立て替につき、元利返済願】御触書写帳	163	82	
37	【修験山伏修行廻村につき施物取締約定】御触書写帳	203	83	
38	【琉球使節来朝、淀川遡行につき綱引き人足割り当て】御触書写帳	215	84	

解題 平尾兵吾氏収集文書について

四條畷市史編さん委員 山中浩之

はじめに

平尾家文書は本市清滝中町にお住まいであった平尾家から令和二年一〇月八日、本市へ寄贈を受けたものである。文書以外のモノも含まれていたが、ここでは文書についてみる。文書は三つの箱に納められていて、大まかな仕訳が同家の方によって行われていた。内容的には平尾家文書は大きく二つに分けられる。一は神職関係文書である。平尾家は代々、本市の南野・中野・逢坂・清滝・蔀屋地域の氏神、国中神社・御机神社の神職を務めてこられた家である。その間、神職として授けられた氏神神職関係文書が平尾家文書の中心を占めていることは当然といえよう。それはおよそ四〇〇点余りに上る(目録Ⅱ(箱Ⅰの内)と目録Ⅲ(箱Ⅱ))。もう一つは同家十代平尾兵吾氏がご自身の専攻ご関心から地域の古文書の調査を行われ、研究の資とされようとした収集文書である。それはおよそ二〇〇点余になる(目録Ⅰ(箱Ⅰの内)と目録Ⅳ(箱Ⅲ))。その中には地域にとって重要と思われるものが多々含まれている。氏神神職としての平尾家に伝来した関係文書については次の機会に譲ることにして今回は平尾兵吾氏収集文書(目録Ⅰ・目録Ⅳ)について報告したい。

一、平尾兵吾氏と収集文書について

平尾兵吾氏は明治一三年(一八八〇)九月八日、清滝に生まれ、大阪府師範学校卒業後、東京高等師範学校本科地歴部へ進まれ、卒業後

は郷里に帰り、府立四條畷中学教諭(現四條畷高校、明治三九〜大正一五)府立河北高等学校校長(現寝屋川高校、大正一五〜昭和一二)を務められ、教職から退かれたのちは大阪府社寺課史跡係、戦後には同教育委員会等で社会教育に携わられた。すでに大正四年に大阪府史蹟調査会常任委員となられていたが、戦後においても大阪府文化財専門委員を亡くなるまで勤められた。その間、昭和六年には郷土史研究の成果を『北河内史蹟史話』、『大阪府史蹟名勝天然記念物―北河内の部』とほぼ同内容、昭和四八年ご遺族によって復刻刊行されている)として刊行された。平尾氏は長寿を全うされ、亡くなられたのは昭和四八年(一九七三)九三才であった。

平尾氏の収集文書は元禄五年の高槻藩領寺社改帳、御知行所寺社并名所家数帳、佐太天神諸書物写など北河内全般にかかわる史料や隣村北条村の諸事書上控・村絵図など、四條畷市域以外の重要文書とみられるものも若干含まれるが、そのほかはほぼすべて現四條畷市域の岡山村・南野村・中野村・逢坂郷・上郷にかかわる文書である。但しこれらの文書がいつ、どのように、どこから収集されたものであるかについての記録は残念ながら全く残されていない。しかし市域に残存する古文書が少ない中において、収集文書は村々にとって重要なものを含み、ひとびとが地域の中でどのような歴史を歩み、どのように生活していたかを顧みるうえで貴重な史料を含んでいる。

二、史料概略

収録史料については翻刻のうえ個々に解説を付したのでそれを御覧いただくとして、ここでは概略のみ記しておきたい。翻刻史料は特別に南野村・中野村(上郷・逢坂郷を含む)・岡山村の順序で掲載した。

年代的には寛永一八年田地売買証文や宝永期の條目写などがみられるが、ほぼ幕末期に属するものが大半である。南野村について注目されるのはやはり嘉永期の室池新池築成に関する願書や取決めである。もう一つは領主であった旗本三好氏の陣屋役人と南野村の大庄屋との金の送付にかかわる頻繁な書状のやりとりである。三好氏は南野村のほか河内に三か村を支配していたが、中心は南野村にあり、陣屋を設けるとともに四カ村を統括する大庄屋を置いて年貢の在払いによる換金や江戸への送付を依頼していた。それにかかわる書状が八〇通ほどみられる。いずれも急を要する金の送付依頼という趣で、具体的ではないが頻繁な催促とそれに応じる村の大変さが想像される。

中野村関係は点数は少ないが、宝永期から安政期にいたる中野村から上郷・逢坂郷の分村化の動きを示す領主久貝氏からの各時期の條目が注目される。「村一本」を維持しようとする中野村と、そこから分立しようとする両郷との関係、また領主久貝氏と大坂町奉行で両郷の扱いに違いがみられたことなど注意されよう。

岡山村文書は昨年度報告書第一集でも扱ったが、この平尾氏収集文書中にも一定の割合を占めている。すでに第一集に取り入れた文書も三、四点あるが(明細帳は市史民俗篇に翻刻)、とくに今回精査したのは「御触書写帳」(嘉永元々三年)と「諸願書写帳」(嘉永四年々慶応二年)の二冊であり、いずれも厚冊であり、それぞれ二〇〇点余の文書を写している。前者は代官役所と郡中惣代庄屋からの廻状が中心であり、中に願書類や公儀触・町奉行触がそのまま筆写された部分もある。多様な内容なので一口では言いえないが代官役所からの廻状ではやはり年貢納入にかかわる指示が多い。岡山村は綿作率が高く、三分一銀納の米納や江戸廻米の指定に対して、銀納や難波蔵詰を願い出てい

る。代官交替に伴う條目にも代官小堀氏のように数十か条にわたる長大なものが見られる。

後者の「諸願書写帳」も大部で多様であるが、やはり最も多いのは預け銀滞り出入であり、かなり高額のものが見える。中には機織具一式や仏壇の借出し滞りなどもある。家出届や入牢、縊死なども見え、当時の生活状況を垣間見させる。嘉永期は早魃・大風雨が多く、それへの対応処置や貯夫食の貸下げを度々願っていることが知られる。

この二つの写帳の内容は多岐にわたり、中に注意される記事も多いが、翻刻はごく一部に止めざるを得なかった。それで両冊とも内容細目の一覧表を作成したのでご参照願いたい。

なお目録外であるが、収集文書の中に地域の由緒を描いた絵巻二点(文書番号Ⅱ-160「甲可庄岡山由緒絵巻」同Ⅱ-197「甲可庄絵巻」と由緒書一卷(Ⅱ-198番「赤山行者堂并家康秀忠本陣由緒書」旧市史に翻刻あり)が含まれている。いずれも津梓茂兵衛が近世中期(明和期)に作成したものである。前者二点は平城京から平安京への遷都の道筋を描き、その中継地として甲可庄岡山地域の名所旧跡を淡彩で描いたものである。それはそれとして面白いが、何によって描いたものか不明であり、多分に個人的主観的な描き方がなされているように思われる。由緒書も同様な趣が強く、赤山行者堂や家康秀忠本陣となった御勝山を津梓氏の由緒地と結び付けて説明する点などにそれが感じられる。伝承であるとしても、それが地域に古くから共有された伝承ならば、史実とは異なっても一定の意味を持つとうが、その点についても疑問が残るので今回の翻刻等には含めなかったことをお断りしておく(写真一点を参考のために掲載した)。

目録凡例

一、本目録は四條畷市教育委員会が令和二年一〇月、平尾家より寄贈を受けた平尾家文書のうち平尾兵吾氏が収集された文書の目録である。全三〇七点である。収納されていた箱によって目録Ⅰ（一〇一点・寄贈時箱番号①・座敷の天袋、門屋にあった古文書）と目録A（二〇六一点・寄贈時箱番号⑥・一式で菓子箱に入っていた文書類）に分けた。

一、本文書は一定の家や機関によって伝えられた文書群ではなく、一個人が複数の村々にわたって収集した文書であり、ある村の歴史や組織を系統的に示すものではない。したがって通常の古文書分類はあまり意味がない。この場合まず優先されるべきは文書がどの村にかかわるものかという事であろう。それで分類は村別に作成することとした。一村の文書量が多ければそれをさらに分類することも可能だが、今回の文書点数は限られており、その必要性はないであろう。それで収集文書に含まれる岡山村・中野村・南野村の三か村に分類し、各文書名の前にその村名を入れた。（なお一部、市域外の文書が若干あり、「北条村」については村名を入れたが、複数村にまたがるものは村名部分は空白とした。また収集文書ではない平尾家伝来文書については村名の箇所に「平尾家」と入れた。）

一、文書名については原則として文書標題を取り、（ ）内に摘要を記した。表紙が欠けていたり、原標題で内容が明らかでないものについては内容から仮題をつけた。

一、目録記載の順序は分類村名・文書番号・文書名（摘要）・作成年月日・西暦・差出人（作成者）・宛先・数量形態・備考の順である。翻刻掲載文書については掲載箇所（本書掲載ページ・『四條畷市史』第六巻民俗編のページ）を示した。

一、収集文書目録Ⅰの内、48番岡山村「御触書写帳」（嘉永元年～嘉永三年）と62番同村「諸願書写帳」（嘉永四年～慶応二年）は目録では一行だが、ともに厚冊であり各二二五点、二〇八点におよぶ豊富な内容を含む。その内容を示すために内容細目一覧表を作成し、収集文書目録Ⅰのあとに掲載した。

一、目録の作成は山中浩之が行った。

第一部 文書目録

平尾兵吾氏収集文書Ⅰ

分類	番号	文書名	年月日	西暦	差出人	宛名	形態・数量	備考	翻刻番号
I	1	宅地新築勘定帳	大正7年1月	1918	平尾兵吾	—	横1冊		
I	2	宅地新築之記録	大正7年1月	1918	同上	—	横1冊		
I	3	乍恐口上 (豊兵衛、星田村徳太郎へ田畑永譲りの件)	文久3年9月	1863	砂岡三ヶ村 惣代市兵衛	役後所	縦1冊		
I	4	触達号	慶応2年	1866	—	—	縦1冊	4丁	
I	5	御申渡書(村方取締徳永申渡し二付請書)	安政3年3月	1856	岡山村庄屋伊兵衛外五人組連判	小堀勝太郎役所	縦1冊		
I	6	御申渡書(取締徳永請書)	安政4年1月	1857	庄屋伊兵衛ほか五人組連判	—	縦1冊		
I	7	五人組取締書 岡山村	慶応2年11月	1866	庄屋伊兵衛・同高橋孫兵衛	御代官所	縦1冊		
I	8	当丑秋野方内見帳 岡山村	嘉永6年9月	1853	庄屋伊兵衛・年寄市兵衛・九兵衛	信楽後所	縦1冊		
I	9	去々寅年御免割帳 岡山村	安政3年3月	1856	庄屋伊兵衛・年寄市兵衛・九兵衛 百姓代喜左衛門	信楽後所	縦1冊		
I	10	菜種別方二付示談為取替書 山口控	慶応元年閏月	1865	—	小堀勝太郎役所	縦1冊		
I	11	去ル小入用帳 岡山村	安政2年2月	1855	庄屋伊兵衛年寄ら	信楽後所	縦1冊	三月見届けの奥書あり	
I	12	村役書上帳 岡山村 (堤川除用水道橋溜池、街道行倒れ、など)	文久2年5月	1862	庄屋伊兵衛ほか 5人組連判	石原助八郎・ 中川亮平	縦1冊	持山の外、委雑木刈取禁止、樹木盗みは 3日間棒木に括りつけ、以下6ヶ条 ただし永井伊賀守知行所ノミ	19 (本書65頁) 22 (本書69頁)
I	13	山林取締請印帳 岡山村	慶応元年8月	1865	—	会澤藩役後所	縦1冊		
I	14	摂州組村々寺社改帳・河州組同断控	元禄5年11月	1692	—	—	縦1冊		
I	15	浄土真宗門御改寺請并家数人別牛馬員数帳 岡山村	安政4年3月	1857	岡山村庄屋年寄	—	縦1冊	岡山村の家数人別詳細は市史民俗系参照	
I	16	法華宗門御改寺請并家数人別帳 岡山村	天保13年3月	1842	同上	—	縦3冊合冊	1岡山村非人番、2同村隠妻、3家数人別寄書帳	
I	17	浄土真宗門御改寺請并家数人別牛馬員数帳 岡山村	天保13年3月	1842	同上	—	縦1冊		
I	18	浄土真宗門御改寺請并家数人別牛馬員数帳 岡山村	安政3年3月	1856	同上	—	縦1冊		
I	19	砂岡三ヶ村・中野村立会岡部川筋鹿絵図 砂岡三ヶ村	安政7年	1860	同上	—	縦1冊	岡山村東部絵図2枚、砂岡三ヶ村・ 中野村立会岡部川筋絵図、砂岡三ヶ村入 組鹿絵図	
I	20	北条村絵図	—	—	—	—	1冊		
I	21	北条村絵図	—	—	—	—	1冊		
I	22	浪達上古図説	寛政12年	1800	中村直躬著	—	ペン字1冊	寛政12年心齋橋順慶町、柏原屋清右衛 門ほか刊	
I	23	河内国風土記	嘉慶2年	1388	藤原元隆	—	ペン字1冊	底本は東京上野帝國図書館蔵本とあり	

分類	番号	文書名	年月日	西暦	差出人	宛名	形態・数量	備考	翻刻番号
I	50	佐太天神 諸書物写	—	—	—	—	竪1冊	17世紀中の佐太天神の社領などの規定写多し。	
I	49	諸書上控 北条村	寛政2年、 明和8年、 嘉永3年	1771、 1790、 1850	—	—	竪1冊	↓内容細目一覽表	別表、 細目一覽表
I	48	御触書写帳（願書并許込受合付）(5) 岡山村	弘化5年、 嘉永3年	1848、 1850	岡山村	—	竪1冊		
I	47	陸地測量部地図 大阪東北部（北河内、中河内）	明治44年10月	1911	—	—	刊1冊	二万分の一	
I	46	岡山村山林絵図	明治6年	1873	戸長山口、副高橋	—	手彩1冊		本書巻頭写真 版1
I	45	本国河内三箇氏系図	—	—	—	—	写・竪1冊	に攻められ云々	
I	44	伊勢請加入願 口上寛（母養いの為商売可手銀必要一付）	万延元年	1860	瀬戸物屋市兵衛	砂村裏村様ほか21名宛	竪1冊	飯盛城主、光秀麾下、光秀滅亡後、秀吉	
I	43	（慶安御触書写）	弘化2年	1845	谷町筋嶋町	—	写竪1冊		
I	42	〔田畑山林質物典印控〕	天保6年、 嘉永3年	1835、 1850	—	—	竪1冊		
I	41	丑年大旱損二付村中儉約取締書 岡山村	嘉永6年10月	1853	—	—	竪1冊		20 (本書66頁)
I	40	当稲作木綿作皆無反別小前帳 岡山村	文久3年9月	1863	—	役知郡役所	竪1冊		
I	39	当稲作木綿作皆無反別小前帳 岡山村	文久3年9月	1863	—	—	竪小1冊		
I	38	御検見道順帳・御人数并人足控共 山口控	—	—	役知郡役所	—	横半1冊		
I	37	御国巡見様・御料御巡見様御先懸写	天保9年4月	1838	庄屋伊兵衛	—	竪1冊		
I	36	歎願写（念宿助郷免除願）	嘉永2年12月	1849	岡山村	信衆役所	竪1冊		
I	35	去り子年小入用帳 岡山村	嘉永6年2月	1853	岡山村	信衆役所	竪1冊	長百姓連印	
I	34	拾五歳五六拾歳迄人別取調書上帳 岡山村	元治元年6月	1864	岡山村	—	竪1冊		
I	33	威鉄炮御改帳 岡山村	安政2年2月	1855	岡山村	信衆役所	竪1冊	鉄炮預り主は高橋孫兵衛一人	
I	32	去々寅年御免割帳 岡山村	天保15年3月	1844	岡山村庄屋甚兵衛	—	竪1冊		
I	31	御褒美銀頂戴証印帳 岡山村	安政2年2月	1855	岡山村	信衆役所	竪1冊	上納金に対する裏表、虫損甚	
I	30	博奕御取締請印帳 岡山村	文久2年3月	1862	—	—	竪1冊	同上	
I	29	博奕諸勝負取締請印帳 岡山村	安政6年3月	1859	同上	—	竪1冊	同上	
I	28	博奕取締連印帳 岡山村	安政3年正月	1856	同上	—	竪1冊	同上	
I	27	博奕賭勝負御法度連印帳 岡山村	嘉永7年3月	1854	岡山村庄屋年寄	信衆役所	竪1冊		
I	26	河内細見図	—	—	—	—	刊本1冊	虫損甚、開けず	
I	25	河内国絵図	—	—	—	—	写	刊本の写	

分類	番号	文書名	年月日	西暦	差出人	宛名	形態・数量	備考	翻刻番号
I	70	南野 (訴訟口限、27:1217:2227七ツ時限)	天明4年	1784	石川彦七	南野村	1通		
I	69	南野 (訴訟口限、27:1217:2227七ツ時限)	弘化2年	1845	福万寺座頭組頭 福寿一	南野村役人中	1通		
I	68	雁屋 (差入申一札之事 (諸祝儀酒銀受納))	天明4年3月	1784	木間村正願寺	雁屋村法念寺	1通		
I	67	塚脇 (赤坂中田地之事 (上々田武町24歩、代銀980文) (宗匠寺送り証文之事 (瀧村半兵衛子息政吉養子進))	正徳3年極月	1713	米崎村元主茂左衛門	塚脇村二右衛門	1通		
I	66	米崎 (一札(庄助株林の二付貸付))	明和7年12月	1770	米崎村惣代茂右衛門・七郎兵衛	惣代番三・重右衛門	1通		(本書58頁)
I	65	南野村 (室池用水溜池築成一付取決め約定)	安政4年正月	1857	南野村・中野村・都屋村 両田原村	小堀勝太郎役所	1通		12
I	64	南野村 (一札(子息淨因、当院弟子に致し、尼崎西教寺養子に違わせ一付、持参金百兩請取))	天明元年10月	1781	定専坊	讚良部木間村 藤左衛門	1通		
I	63	南野村 (宗匠送り証文之事 (善七娘は)縁付)	宝暦14年3月	1764	西法寺	讚良部木間村 藤左衛門	1通		
I	62	岡山村 (諸願書写帳 岡山村)	嘉永4年	1851	岡山村	南野村庄屋生寄	縦1冊	↓内容細目一覧	別添細目 一覧表
I	61	岡山村 (〔役所日記〕)	貞享元年	1684	岡山村	南野村庄屋生寄	縦1冊	中に小堀仁右衛門・平野藤三郎などの名前有、中河内の村名頻出、痛み甚大。	別添細目 一覧表
I	60	岡山村 (浄土志門御改寺請井家数人別牛馬負数帳)	安政3年3月	1856	岡山村	小堀勝太郎役所	縦1冊	市史一覽データ	市史6巻 102頁
I	59	岡山村 (岡山村明細帳(表紙欠))	弘化5年	1848	岡山村	信楽多良久右衛門	縦1冊	市史民俗篇に翻刻	市史6巻 43184頁
I	58-3	砂村 (妙法寺明細取調書)	明治19年8月	1886	住職桃井本性	信楽多良久右衛門	縦1冊	檀家惣代廣岡喜平次	市史6巻 102頁
I	58-2	砂村 (妙法寺明細書(砂村妙法寺))	明治24年8月 25日写	1891	星田村小松寺	信楽多良久右衛門	縦1冊		
I	58-1	本能寺・本興寺開祖日隆上人略縁起	文化2年9月	1805	阿州源信写 後主覺了日照印	信楽多良久右衛門	写・縦1冊	封筒入り	
I	57	東海道宿駅本陣の研究、総説の巻、第1輯〜5輯			大熊喜邦著	信楽多良久右衛門	刊5冊	大熊氏と平尾氏宛封書入	
I	56-2	大坂城内御殿図			大熊喜邦著	信楽多良久右衛門	手彩1枚		
I	56-1	大坂城内図			大熊喜邦著	信楽多良久右衛門	手彩1枚		
I	55	浪華城北堀川通新規開発図	天保9年4月	1838	浅野屋貨堂梓	信楽多良久右衛門	一枚刷		
I	54	大坂古図 (古図写真11枚貼付)				信楽多良久右衛門	1綴	大坂府史跡名勝天然記念物調査委員会用紙使用	
I	53	御知行所寺社并名所家数帳				信楽多良久右衛門	縦1冊大本	城笠紀伊郡・河州茨田郡・若江郡・大黒郡・安徳郡・交野郡・古市郡・島上郡ほか。村ごとに寺社・名所・家数を記す。	
I	52	河内国讃良郡北条村鉄炮御改手形	元禄2年2月	1689	茨田郡一番村ほか	佐太役所	縦1冊	茨田郡一番村ほか6ヶ村	
I	51	寺社境内建物覧	安永6年9月	1777	茨田郡一番村ほか	佐太役所	縦1冊		

分類	番号	文書名	年月日	西暦	差出人	宛名	形態・数量	備考	翻刻番号
I	90	乍恐以書付奉願上候 (虚無僧・売薬売り等無心合力に「七番人」差略させた事)	寛政2年6月19日	1790	南野村庄屋八右衛門	御奉行	1通		6 (本書52頁)
I	89	一札(明神社社木切取誤り一札)	天明5年12月	1785	畑村吉郎兵衛	南野村	1通		
I	88	売渡申田地之事 (6畝1歩、1207刃)	宝永3年12・15	1706	米崎村売主午右衛門	つかわき村三右衛門	1通		14 (本書60頁)
I	87	命 一札(殿様借形二付御用金150両4丁八用)	文政10年8月	1827	塚脇・雁屋・畑・瀧・北出の14人	御役人中	1通		9 (本書55頁)
I	86	りなき事 一札(殿様借形二付御用金150両4丁八用)	天保15年11月25日	1844	南野・中野両村庄屋	南野村安三郎	1通		
I	85	為取替一札之事 (三河屋八右衛門、大坂海辺付洲開発につき、銀主出銀、配当など当初証文通り之事)	延享5年3月	1748	大坂表加願人河内屋養兵衛・支配方河内屋四郎兵衛他5名 本願人三河屋八右衛門	伊藤武右衛門	1通		
I	84	永代売申田地之事 (1反、350刃)	寛永18年12月	1641	木間村売主長三郎 ほか6名	つかわき左門	1通	中に「天下一同之新義成事出来候」とあり。売主のうち4人は花押、1人は印、2人は○。	2 (本書49頁)
I	83	定(博奕敷禁触れ)	天明8年2月	1788	奉行	南野村庄屋年寄中	1通		
I	82	御用鉄炮預り証文	元文5年4月	1740	滝村仁右衛門 畑村喜兵衛	南野村庄屋年寄	1通		
I	81	一札(種物他困完買致問敷文)	明和9年6月	1772	南野村猪番人	油方惣代中 惣百代甚左衛門	1通		
I	80	乍恐口上(室池用水元禄年中裁許給図不明一付、宇磨中取替証文并給図提出(5丁))	天保2年10月	1831	南野村庄屋年寄	御奉行	1通		
I	79	去辰屋白録(南野村) (納合1805両3分永126文)	明治2年4月	1869	河内県	南野村庄屋年寄中	1通		
I	78	宗門御改之事(瀬居仕髪結職平兵衛家族一付)	文政2年3月	1819	砂村妙法寺	南野村庄屋年寄	1通		
I	77	銀の事 一札(殿様御用銀高割二付他借、利息とも出)	寛政7年5月	1795	南野村百姓代5	御奉行	1通	後欠	
I	76	節地代受取の「とな言上」	天明8年7月	1788	藤左衛門	御奉行	1通		
I	75	建願 (室池新溜池築成守護のため弁才天并石灯籠新)	安政5年8月	1858	普請請負、尾州知多郡野間村 当時和益郡山出店尾張屋吉之丞	三好内藏助役所	1通		13 (本書60頁)
I	74	乍恐以書付奉願上候 (室池東新築築成一付)	安政4年3月21日	1857	南野・中野・上郷 節屋村	御奉行	1通下書		
I	73	吟味願 (河内国小物成山、山中田地永荒切開切添場所)	宝暦9年4月	1759	美濃屋沢右衛門 嶋之内難波橋筋 尾張屋彦兵衛	御奉行	1通		
I	72	口書(当年賣「りなき」米納め禁止)	西2月15日	—	木間村組頭	南野村庄屋年寄	1通		
I	71	差入申一札之事 (室池東に溜増用水池築成一付約定)	安政3年10月	1856	中野・上郷・節屋 南野各村庄屋年寄	交野郡私市・星田・私部・郡津・村野・山之上・田宮等12か村	1通		11 (本書57頁)

分類	番号	文書名	年月日	西暦	差出人	宛名	形態・数量	備考	翻刻番号
I	101	〔御申渡請書〕 (大半闕、末尾ノミ)	宝曆6・1・14	1756	—	三好勝之助屋敷 甲可木村藤左衛門	断簡1点	Iの101番までの文書は郷土史家としての平尾氏の収集文書である。IIの102番以降は神主家としての平尾家伝来のもの。	
I	100	條々(法度殿守、廻状伝達、切支丹、以下欠落)	—	—	—	—	断簡一通		
I	99	立念(SJIC) 一札(迷い女子養子真請、村方より持参銀120匁受取、15歳までは村方より半分通り)	天明7・1・1	1787	畑村養子親仁左工門 請負人并組頭	南野村	1通	(本書51頁)	5
I	98	乍恐張紙御断(預け銀出入の相手庄右衛門は宗兵衛借家住居の)と訴状に貼紙願	嘉永5・1・27	1852	願人茂一郎	御奉行	1通		
I	97	一札(割山割渡)一付割山制法殿守之事	宝曆7・7・1	1757	畑角右衛門ほか請人	南野村庄屋年寄中	1通		(本書50頁)
I	96	村送手形之事 (和芻平群郡小明村宗兵衛俵辰之助10歳南野仁兵衛方ハ養子)	天明1・5・1	1781	小明村親宗兵衛 庄屋重右衛門	南野村庄屋年寄中	1通		
I	95	一札之事 (室山九兵衛めくすへの節、割山へ火移し詫び一札)	宝曆8・1・1	1758	童間村百姓代九兵衛 地主嘉兵衛	南野村役人宗兵衛殿	1通		(本書51頁)
I	94	乍恐口上(朝鮮人使節臨陣固役不納一行訴え)	文化6・2・3	1809	南野南出支配人 仲右衛門	三好勤之丞様御役所	1通	砂村九兵衛・同宗右衛門・蕪屋万右衛門所持南出屋敷高103石4斗8升3匁 従来この分の固役については高石つ匁2分取決めトアリ	(本書53頁)
I	93	乍恐以書付奉願上候 (室池取上げ二付上下田原村領内に池床井堤築成、兩村共了解済)と御断濟願	安政3・7・1	1856	南野・中野庄屋年寄	多羅尾々右衛門役所	1通		(本書56頁)
I	92	口書之事 (四国遍路帰国途中、病死)	天保2年7・13	1831	信州飯田郡下中村 金作病死 娘あざ	南野村役人中	1通	金作・あざ共爪印	(本書54頁)
I	91	赤坂申田地之事 (字かきばな上田9畝8歩、銀235匁)	元禄12年12・13	1699	雁屋村赤主助右衛門	つかわき村三右衛門	1通		

岡山村『諸願書写帳』(I-48) 嘉永元年正月14日〜嘉永3年11月(ただし見開きには「御触書写帳」と書付)

(日付に順序の齟齬があるが、写帳の順序そのままである。番号は検索のために仮に付したものである)

番号	年月日	文書内容	差出人・作成者	宛先	備考	翻刻番号
1	嘉永1114	代官御條目	大津役所	―	新規定免願の時は相当の増米をして願出とあり。	
2	214	大阪鉄炮合衆入用銀割賦村々役高懸り納入 銀箔一付京都銀箔仲買以外に 隠れ打ち禁止触請状差上げのこと	大津役所	岡山村	大阪屋定次郎・炭屋安五郎取扱	
3	1	貯夫食二付前々らの分、新規開墾書上げ差出之事	大津役所	―	―	
4	211	土砂留所見分先触	清水村石衛門 沢路六郎 高宮村庄屋 耕五郎	―	―	
5	210	暁月山西方寺勸化井諸勸化浪人山伏など、以後伊賀加村善右衛門取計い二付一切取扱問敷	高宮村庄屋 孫兵衛ほか	中野村、上郷、友呂岐・20ヶ村村々、山方・五新村、村々役人中	岡山村孫兵衛所持田地普請二付 寝屋川筋入悪水流出二付、詫び一札	市史資料 第1集58頁に 収録
6	210	差入申証文之事	岡山村開発人 孫兵衛ほか	―	―	
7	1	差入申証文之事	岡山村庄屋伊兵衛ほか	大津御役所	前々ら出穀 粉44.5石 外粉3斗2升2合 廿分一丁敷	
8	213	乍恐以書付奉申上候 貯夫食開置屋	藤兵衛并岡山村村役人	大津御役所	藤兵衛27才、弘化2年3月家出、日切尋後、帳外仰せつけ、ところが先月28日帰村、四国遍路の後病氣、お詫ひの上帰村願 庄屋伊兵衛奥印	(本書74頁)
9	24	覚(賣物田地4筆の内2筆戻し、見返り田地渡し証文)	高橋孫兵衛	甚兵衛	―	
10	211	差上申済口証文之事(預け銀出入り)	願人砂東五兵衛跡 相統人ゆく 相手岡山村高橋孫兵衛	大津役所	孫兵衛17歳507匁9分8厘借用、12、053匁46返済、1、530匁 新証文、残3924、53匁勸弁用捨。	
11	1	差入申証文之事(7と同じ)	岡山村開発人孫兵衛	―	―	
12	33	廻状(倉取り替え引渡し触れ箱入、大津・信楽両役所より到来一付宗門帳一式大津へ差上げ并定免年期明け後増米調の事)	高宮村耕五郎	秦村始め外村々順達	大津代官支配から信楽代官支配へ交替	(本書76頁)
13	228	触書(多羅尾久左衛門へ支配替)	都築金三郎	―	―	(本書76頁)
14	同	廻状(都築金三郎より郷村受取)	多羅尾久左衛門	岡山村3/5拝見	交野郡12、讀良郡20ヶ村	(本書76頁)
15	128	乍恐以書付奉願上候	砂東・砂西・岡山村	大津役所	三歩一銀納の所、去年米納となり、畑場農村で米上納なりがたく、銀納願	
16	312	先触廻状(永井遠江守土砂留見分)	清水村石衛門・澤路六郎	―	休泊場所、賄有合せ、禁酒、村次人足等	
17	1	乍恐書付ヲ以奉願上候(御用一付参上の節用候絵符及御用幡拝借願)	讀良郡村々、岡山村	信楽役所	法度敵守、年貢納入、届出、廻村時人馬人足、賄など	
18	311	差上ヶ申一札之事(最寄替え二付当分御預り所二付被仰渡書請書一札)	交野郡讀良郡村々惣代	信楽役所	―	
19	314	廻状(上記惣代二而請書差出報知)	高宮村南森耕五郎	右村々役人中	―	

番号	年月日	文書内容	差出人・作成者	宛先	備考	翻刻番号
42	同 8・20	午恐書付ヲ以御届申上候(当村七兵衛70才 大正寺奉公の所、癩気病惱、行方知れず、大正寺香水井戸ニ而水死届)	岡山村			
41	同 8・18	村継廻状(土砂留見分ニ付損所確認のこと)	清水村右衛門 沢路六郎	枚方村始南野村迄		
40	同 8・15	当月8・12日風雨河川出水、損毛届のこと	信楽役所及高宮耕五郎	村々		
39	同 7・1	公儀触(高野山大塔焼失ニ付勅化)	(町奉行)日向・能登	村々		
38	同 7・22	廻状(宮路目録發給ニ付米納小手形銀納通 持参罷り出るべし)	信楽役所	村々		
37	同 7・20	陣屋手代利用高割賦上納のこと	信楽役所	村々	岡山邑分、6・684両	
36	同 6・1	中山道・甲州道中人馬賃銭割増触	能登・日向	村々		
35	同 6・29	郡中割(御用状并廻状飛脚賃20目岡山村)	信楽役所	村々		
34	同 6・26	組合郡中割ニ付出勤願	高宮村耕五郎	組合村々	砂村市兵衛宅へ出勤。	
33	同 6・23	鳴物停止触れ	信楽役所		田安一位殿・御簾中逝去6月11日付公儀触	
32	同 6・11	廻状(大坂郷宿石町榎屋弥兵衛へ申付け)	信楽役所	村々		
31	同 5・25	多田屋正助・同町 榎屋弥兵衛兩人任命の事)	高宮村耕五郎	右村々		
30	同 5・10	高橋孫兵衛滞り出入りニ付尋ね之儀有之	信楽役所	岡山村庄屋伊兵衛		
29	同 4・12	虚無僧取締触	信楽役所	深野南新田始め村々	弘化4年公儀触の伝達	
28	同 3・1	公儀触(東海道10ヶ宿・中山道5ヶ宿・ 奥州道中1ヶ宿人馬賃銭割増触)	大坂町奉行 日向・能登	村々	拾分一大豆銀納以外は米納仰せつけ、 しかし当村は早越の地、悪米多くまた綿作 多く米少なしと訴え銀納願	(本書80頁)
27	同 4・7	午恐書付を以奉願上候	岡山・砂高村	信楽役所 (掛藤尾東作)		333
26	同 4・7	午恐書付ヲ以奉願上候(三分一米納を銀納願、合わせて三ヶ村の天保 8・9管済目録提出書を付す。)	砂高村・岡山村	信楽役所		
25	同 3・1	年号改元触	大坂町奉行日向・能登	右村々庄屋年寄		
24	同 1	牛代立替仕切り銀滞出入(2貫800目滞)	天王寺石橋孫右衛門	喜兵衛・茂兵衛		
23	同 3・27	寛(先触、御用ニ付人足3人用立てのこと)	多羅尾久左衛門手代 村木為作	岡山村茂三郎・ 喜兵衛・茂兵衛	蜜籠一挺、両掛一個	
22	同 3・29	廻状(年号改元触れ(嘉永))	信楽役所			
21	同 3・9	土砂留見分ニ付道筋案内および両掛挟み 箱持人足のことなど)	柴田日向守組土砂留役合方工藤左之助	岡山村九日拜見		

番号	年月日	文書内容	差出人・作成者	宛先	備考	翻刻番号
61	同 11・7	当年出水二付米納分、当年一ヶ年は銀納許可	信業役所 高宮村庄屋耕五郎			
60	同 10・1	申渡候書付之事(新池水掛一付取決7ヶ条)	砂岡三ヶ村役人・兼惣代 岡山村水掛支配人善兵衛			(本書79頁) 32
59	同 10・1	約定申一札(新池水魚請負)	砂西村兼惣代彌右衛門 岡山村惣代平兵衛	砂岡三ヶ村	請負入札の際、入札差し押さへえの紛糾有、 示談の上2ヶ年請負約定。以後新池・蜻蛉池・扇ヶ池・新間池についても村役 人・池兼惣代立会入札之事。三ヶ村庄屋年寄連署	(本書78頁) 31
58	同 11・2	年貢二納1月10日限大坂河内屋又右衛門へ掛け込み之事	信業役所			
57	同 10・27	当年貢御手本米上中下取集め信業役所へ 差上げ之事	高宮村耕五郎			
56	同	廻状(河内国廻米、浅草御倉納之分、痛み大二付嚴重注意)	信業役所			
55	同 10・5	廻状(年貢初納は大坂河内屋又右衛門へ掛け込み手形受取、通いにし るし置くこと)	信業役所			
54	同 10・1	廻章(釜田八幡・北野松梅院御免勅化、大坂多田屋二而取計い、他 の勅化については取り合わないこと)	高宮村庄屋耕五郎	村々役人中		
53	同 9・1	乍恐書付を以奉願上候(当年8月大風雨、稲作大痛み、年貢は上納 するが、米質不良一付その旨江戸及京大坂蔵方へ伝達願)	讃良郡村々惣代 岡山村伊兵衛 交野郡村々惣代 私市村平祐	信業役所		
52	同 9・9	(永井遠江守土砂留・川筋見分案内之事)	清水村右衛門・澤路六		休泊村々書上げ、土9人罷越 人定1人用意之事	(本書77頁) 30
51	同 9・6	義掛申聞敷事(中野村上郷嘉兵衛役行者堂30日参籠願一付、難 差入申一札之事)	中野村引受人嘉兵衛・ 清助	岡山村役人中		
50	同 2・1	一札(嘉五郎屋敷銀600目で譲り受け8ヶ年 間戻り証文作成、その後村方へ買入借銀一 付、8ヶ年は村へ難儀を掛けない)	岡山村仁兵衛・ 請負人藤兵衛	村方役人中		
49	同 9・1	差入申一札之事(杣木挽職一付他国他領の ものに勤めさせないこと)	岡山村仁兵衛・文右衛門・平右衛門ら 5名	当村役人中		(本書68頁) 21
48	同 9・1	一札(水車稼譲り請一付、村方悪水障りにならぬ事誓約)	燈油村四郎兵衛	岡山村役人中		
47	同 2・1	差入申一札(当村九兵衛相統講銀につき村方へ難儀掛不申)	岡山村坪井 仁兵衛・藤兵衛	村方役人中		
46	同 1	村継送り出し旅病人、東海道庄野にて死去	信業役所	岡山村	加州本谷町奈良屋与三郎	
45	同 1	三分一銀納願一付申事あり、印形持参出頭	信業役所	砂岡三ヶ村		
44	同 1	覚(当山方未派修験似せ山伏一付村々に御印鑑下げ渡)	醍醐御殿後院葵葵頭			
43	同 1	覚(堤方通行一付人足12人)				
番号	年月日	文書内容	差出人・作成者	宛先	備考	翻刻番号

番号	年月日	文書内容	差出人・作成者	宛先	備考	翻刻番号
80	嘉永2:1:19	廻状(貯夫食利銀下げ渡し二付受取之事)	高宮村庄屋耕五郎	村々役人中		
79	嘉永元 12	公儀触れ(東海道甲州道中宿場人馬賃銭并川場賃銭割増)	町奉行触れ2月	村々		
78	同 1:1:7	1、貯夫食出穀高記載雛形 2、宗門帳・五人組帳三二節句まで。貯夫食別紙(一)。同役銀。貯夫食貸付利金	高宮村庄屋耕五郎			
77	同	代官交替一付大津支配に渡る村々			河内郡6073石2斗1合、若江郡のつち8か村、大泉郡の内	
76	同 1	代官支配地最寄替え書上げ(多羅尾久左衛門御預り所の内、大和河内近江、石原清左衛門へ相渡し。以下数多記載)			藤田次郎・寺西直次郎・設楽八三郎・川上金吾郎・岡崎兼三郎・高木清左衛門・望月新八郎・鈴木金平	
75	嘉永2:1:4	申渡(博奕、定免願増米取決め日限、諸連上年期切替新規願日限、宗門帳・五人組帳・夫銭帳3月15日迄、普請八吟味の上8月1日迄、貯夫食取集め1月迄に帳面仕立)	信業役所			
74	同 12:2:3	廻状(当年7月より12月迄飛脚買郡中割)	信業役所		27.63石岡山村、20.17石砂東	
73	同 12:2:3	村々貯夫食利金3カ年分引渡一付出頭之事	信業役所			
72	同	廻状(普濟銀手形2日迄に御違わし之事)	高宮村庄屋耕五郎	小路村・岡山村ほか		
71	同 12:1:6	平野町河内屋又右衛門方へ掛け込み之事	信業役所	村々庄屋年寄	銀6115石7岡山村、銀5110石02砂東 銀2893石47砂西村	
70	同 1	廻状(年貢及高掛物)				
69	同 12:1:5	大坂蔵納岡山村分178石2升7合 内44石7斗大坂納分				
68	同 12:1:3	冬納分17日天満橋へ、18日水揚げの積り	藤尾東作			
67	同 12:9	廻状(村々差出手本米糶、折米碎け米多し、津出しの節検査の上手直しいたせむ)	大坂町奉行			
66	同 1:2:5	預け銀滞り出入	同村 弥左衛門 砂栗村 ゆく 同村 弥左衛門	御奉行所	弘化3:3銀306石、此利155石 裏判来月18対決	
65	同 1:1:8	預け銀滞り出入	願人星田村九右衛門 相手岡山村甚兵衛 同 同家義二郎	御奉行所	天保13年12月銀500目此利085石 裏判、12:18対決	
64	同 1:1:7	乍恐御訴訟(田地質物銀滞り出入)	願人星田村猪太郎 相手岡山村甚兵衛	御奉行所	天保12:5に銀5000目此利1571石 裏判、来月7日対決	
63	同 1:1:7	乍恐御訴訟(田地質物銀滞り出入)	願人星田村猪太郎 相手岡山村茂兵衛	御奉行所	天保12:12に銀2700目買、此利1450石 裏判、来月7日対決	
62	同 12:8	急廻状(当年一年銀納許可二付、天保度迄銀納時の普濟目録を持参之事)	高宮村庄屋耕五郎			

番号	年月日	文書内容	差出人・作成者	宛先	備考	翻刻番号
100	同 3・10	坂次第津出の事	南新田	村々役人中		
99	同 3・11	添回章(信衆役所より米方触、多田屋篤右衛門より到来、出役様近日下)	深野南新田吉兵衛	讃良郡村々御役人		
98	同 3・9	覚(大坂御蔵詰分屋々津出し之事)	信衆役所	村々庄屋年寄	砂西57・858石、砂東97・988石 岡山村133・27石	
97	同 2・1	公儀触(東海道伏見宿他人馬賃銭割増)	能登・日向			
96	同	御役所手代名前目録			本々福井右衛門様ら2名、御加判星野順平様、御手代吉野右近衛門より3名、書記役藤尾頼次郎様ら4名、御傍人藤尾多門杉原治八三之進	
95	同 1	砂西村染屋より願出			14匁8分坪井兵衛外5名、銀高意味不明	
94	同 2・28	最寄替え(一付自分(多羅尾)代官仰付られ、当月28日郷村受取)	多羅尾久左衛門	3月9日岡山村拝見	預り所から代官所へ	
93	同 2・18	田地質物銀滞出入(銀2貫、利414匁5分)	願人星田村猪太郎 相手岡山村兵五郎・茂兵衛	御奉行所		
92	同 2・18	田地質物銀滞出入(銀2貫、先月まで利息305匁8分)	願人星田村猪太郎 相手岡山村兵五郎・茂兵衛	御奉行所		
91	同	天王寺太子開帳・野崎慈眼寺開帳一付献金			天王寺金1歩、野崎寺1両2朱	
90	同	龍尾寺開帳一付村中献上金			金1両2朱、2匁匁坪井、26匁東山、14匁北山、24匁西山、24匁南山、22匁なら田、13匁なら田	
89	同 2・25	岡山村各種所持寄改届書(8丁にわたる)	庄屋伊兵衛	御用掛座	大坂三郷は町会所へ町人借家人に至るまで1町ごとに取集め改め、在方庄屋年寄方取集め。改め振数・持ち手等届書書式様形記載。正枋は焼印無料。正枋は役所へ持ち帰り、小損枋はその場で実質直し。 改め請掛数67、 内54改掛枋(1升48、5合4匁1人2匁) 13木地枋(1升6匁、5合5匁) 新買分46、内25改掛枋21木地枋 ほか12人は極難洗者枋を持たず。	
88	同(未4月?)	申通書(枋座福井作左衛門枋改巡回通達)	日向・能登			
87	同 2・13	土砂留見分先触	清水村右衛門澤路六郎	枚方村から南野村迄28加村		
86	同 2月	国役銀触	日向・能登	村々庄屋年寄		
85	同 1・29	赤山行差堂参籠願許可				
84	同 1・29	御聞濟一付誓約一札	彦右衛門・親類庄屋年寄	信衆役所		
83	同 1・29	午恐書付を以奉願上候(定右衛門伴彦右衛門弘化4年12月家出、日切御尋ねも行方知れず、帳外仰せ渡しの所、当月20日帰村。四国巡拜、病氣となり帰村。お詫ひの上帰村願。)	岡山村彦右衛門 庄屋年寄	信衆役所		
82	同 1・29	午恐書付を以奉願上候(庄屋四平病氣一付退役願)	庄屋四平病氣一付代 兵五郎	信衆役所		
81	同 1・25	廻状(貯夫食困方、いまだ不屈きあり早々組合限り届け出るべし)	信衆役所	村々役人中		
番号	年月日	文書内容	差出人・作成者	宛先	備考	翻刻番号

番号	年月日	文書内容	差出人・作成者	宛先	備考	翻刻番号
123	同 6・11	添廻状(下記に同じ)	庄屋耕五郎	組合村々		
122	同 6・7	本途小物成天探度廻米増方、以前通りの銀納を願うかどうか、村々取決め申し出るへ)	信業役所			
121	同 6・8	御用状・廻状等飛脚賃代銀割賦	信業役所		27匁6分3厘持参	
120	嘉永2	廻状(神事だんじり入用ねだり杯注意)	信業役所			
119	(嘉永元・11)	差上げ申滞り利銀年割返上納証文之事	高橋孫兵衛	御奉行所	滞り利銀63匁8分、内3184匁4分棄捐 残銀3184匁4分無利息	
118	同 1	(大坂難波御米上下引取二付河内屋北新田 庄屋八郎兵衛方へ出廻の事)	高宮村南森専次郎			
117	同 5・28	差紙(岡山村茂兵衛ら五名呼出し)	両番所↓多田屋篤右衛門			
116	同 5・26	廻状(去申免状書自録渡二付小手形通持参 出頭のこと)	信業役所↓高宮村庄屋耕五郎	組合村々役人中		
115	嘉永2・5・7	尾張中納言逝去鳴物停止	信業役所			
114	(嘉永元・11)	奉申上候(証文仕替、庄屋請け人変更二付)	高橋孫兵衛	御奉行所	庄屋伊兵衛奥書 引当田畑他人買入不為致	
113	(嘉永元)	差入申一札之事(利銀滞り1貫15匁2分)	高橋孫兵衛	御奉行所		
112	(嘉永元・11)	差入申一札之事(御役所御貸付銀9貫400目請取、利1貫1匁1カ 月に4朱の積り)	岡山村借主高橋孫兵衛	御奉行所	所持田地16石5斗引当	
111	同 5・13	急廻状(1. 田畑高反別仕訳帳・荒地起返取下場取調帳巨細書上げ 差出之事、2. 高野山勸化郡内上下で50匁上納、3. 貯夫食利金 御請印帳役所へ差上げのこと)	高宮村庄屋耕五郎	村々		
110	同 5・8着	触(神蓋四郎様改め)	信業役所間4・28出			
109	同	廻状(貯夫食御下渡本紙証文に庄屋年寄 百姓代名前書記し之事)	高宮村庄屋耕五郎	砂東・同西・岡山村		
108	同 4・1	東海道四日市宿因窮二付渡船賃割増触	能登・日向			
107	同 1	触(神蓋四郎様改)				
106	同 4・28	廻状(願書差出の際は村役人付添のこと)	信業役所	深野南新田始		
105	同 4・7	再触(富野山大塔焼失二付御免勸化)	信業役所		嘉永元年6月触れの再触。勸化は組合こころ取りまの当役所へ差出のこと	
104	同 4・16	紀伊大納言逝去二付鳴物停止触	信業役所		公儀触れ4月4日、4月16日拜見	
103	同 4・11	回章(御出役様より去年御上来御請書御下二付御請取之事、不足分 は追って勘定)	南新田	村々役人中		
102	同 3・21	廻状(御蔵納残石来る24日迄納切のこと)	多田屋徳右衛門	村々		
101	同 3・10	永井遠江守土砂留見分来る14日の事	清水村右衛門・澤路六郎		巡村順序井泊場所、人足11人	

番号	年月日	文書内容	差出人・作成者	宛先	備考	翻刻番号
143	同 9・20	廻状(関東28ヶ国稲荷總司嬉恋社触頭御免勅化の件、是迄多田屋篤右衛門取計の所、此度村々順行一付各村相対取計)	下田原村庄屋武左衛門			
142	同 8・1	触(山城松尾社大破一付御免勅化)	日向・能登			
141	同 9・15	触(肥類干鰯・油粕高直并粉穀・木の葉交り物など販売厳重禁止、天明8・天保6再触、今度再三触)	日向・能登	村々		
140	同 9・1	土砂留見分触、来る16日より出張り	清水村右衛門・澤路六郎	岡山村16日泊		
139	同 8・24	回章(武客自録下渡し一付調印の上御請取)	高宮村庄屋耕五郎			
138	同 8・22	差紙(岡山村のもの)	多田屋篤右衛門	岡山村		
137	同 8・1	乍恐以書付御願奉申上候(惣代庄屋耕五郎死去後、倅承継二付村々相談の所、倅若輩一付、暫く村々回動に決定、当八月よりは下田原庄屋を武左衛門惣代と取決め調印したので承認願)	信楽役所 上田原村庄屋新右衛門 岡山村伊兵衛外下田原 小路・北条・砂東・堀澤 砂西・高宮・太秦・秦・ 国松・菱嶋新田各庄屋	信楽役所		(本書81頁)
136	同 7・1	触(河州壺井八幡大破一付勅化御免、勅物は本多中務大輔様へ差出のこと)	日向・能登			
135	同 8・9	廻状(関東二十八ヶ国稲荷御免勅化、組合取計につき、各村は頓着せぬこと)	高宮村庄屋耕五郎			(本書80頁)
134	同 8・1	廻状(高宮庄屋耕五郎病死一付倅奉治郎へ耕五郎と改名の上庄屋申付け、及組合惣代承継二付、村々請印のこと)	信楽役所	村々庄屋年寄		34
133	同 7・1	触(御用の勝武染地白鹿革、石清水神用下地白革減少、白革師難送一付、穢多その外鹿革製造禁止)	日向・能登			
132	同 7・28	土砂留見分先触	清水村右衛門・澤路六郎	村々		
131	同 7・1	訴状(市兵衛身体限り申渡し後、付立点帳差し出すににつき訴え)	願人交野郡寺村文右衛門/相手岡山村市兵衛		多田屋篤右衛門より岡山村役人中入取調の上、来る3日までに当方へ申出依頼	
130	同 7・11	大坂城内外定式臨時修復入用竹縄代銀割賦7匁3分7厘 岡山村	信楽役所			
129	同 閏4・1	普田八幡修復一付、勅化不足一付再触并に東海道品川宿外六宿人馬賃銭割増触	日向・能登			
128	同 6・18	田地質物銀滞り出入(天保12元銀2貫目、此利1704匁84)	願人星田村佐太郎 相手砂東 五兵衛 請人岡山村兵助	御奉行所	7・8別添	
127	同 7・1	一札(返済までは役所算付銀や貯天食金拝借などはしないこと誓約)	岡山村休兵衛外4名	星田村猪太郎	なお添書にこの借銀は休兵衛借銀で、依頼されて連名したと書付	
126	同 7・1	預り申銀子之事(銀13貫60匁)	岡山村休兵衛外3名	星田村猪太郎		
125	同 6・27	組合割二付砂村魚屋市兵衛方へ御出席の事)	高宮村庄屋耕五郎			
124	同 6・1	御米勘定(銀78・16匁納入用石一付0・43宛 そのほか251・184匁)	高宮村庄屋耕五郎			
番号	年月日	文書内容	差出人・作成者	宛先	備考	翻刻番号

番号	年月日	文書内容	差出人・作成者	宛先	備考	翻刻番号
164	同 1	廻状(江戸廻米16日より蔵始め二付積み込 井米入念格のこと。付当年石代値段書上げ)	砂西鶴右衛門	村々役人	100石55三分1105石55分 100石55三分1105石55分 十分187石83分	
163	同 111	午恐以書付奉願上候(天保12年因窮乏への貸下金を借銀下面して差 上げ。その後利銀のみ下げ渡されたがその他一切沙汰なく甚迷惑一付、差上 げ金返済願)	岡山村市兵衛・伊兵衛・ 九兵衛・甚兵衛・長兵衛	小堀勝太郎御役所	各願人出金額 岡山村市兵衛7800目 伊兵衛3800目 九兵衛3400目 甚兵衛20000目 堀澤村長兵衛20000目	(本書82頁) 300
162	同 111	午恐書付以奉願上候(因窮乏への出銀を 我々が立て替えてきたが、その返済が滞っているので小堀勝太郎役所 へ願出たいので、信業役所からの添簡を願う)	岡山村市兵衛・伊兵衛・ 九兵衛・甚兵衛・長兵衛	信業役所		
161	同 118	廻状(年貢廻米一付早々津出しのこと)	信業役所			
160	同 114	差紙(砂東五兵衛外、岡山村兵助)				
159	同 111	砂岡山三ヶ村当年貢大坂詰米・江戸廻米高			岡山村米9.8石大坂、151.75石江戸	
158	同 1029	念仕立て之事。 廻状(年貢手本米・手本粉差出し一付、折れ米砕け米など注意し、入 念仕立て之事。)	信業役所			
157	同 1	覚(同上人場継立等申し渡)	地改役人山口蔵治郎外			
156	同 8・1	論所地改手代道中人馬継立	播磨・佐渡			
155	同 107	触(城州松尾社御免勅化、巡行)	信業役所		廻村日付あり。	
154	同 103	廻状(大坂城内竹縄代多田屋篤右衛門へ)	下田原村庄屋武左衛門			
153	同 103	公儀触(富士講、食行身縁信仰と称し、行衣 ヲ着し鈴を持ち異形のもの取締)9月出)	信業役所			
152	同 105	廻状(年貢一納切手来る9日までに御違わし)	下田原村庄屋武左衛門			
151	同 104	廻状(7夕5分大坂城中掛り多田屋篤右衛門へ差出しのこと)	役所			
150	同 101	上記1割3分納納一付、粗摺し終わったものは買入れさせ、余分に 手当之事)	大桑村庄屋定次郎			
149	同 928	廻状(当西年貢の内米納の1割3歩納納に 仰せつけの事)	信業役所	村々庄屋年寄		
148	同 91	廻状(年貢一納、来る10日迄に大坂内平野町河内屋又右衛門へ掛け 込み之事)	信業役所		岡山村900目、砂東600目、砂西400目	
147	同 91	午恐書付を以奉願上候(貯食詰替へ一付見分のとろろ、3、4分鼠 喰いにより減少、今後古・新米とも米曲に仕りたく願)	村役人			
146	同 9・1	午恐書付を以奉願上候(早越不作一付、米納は難波御蔵納に仰せつけ られたし)	庄屋年寄	信業役所		
145	同 929	二付おつかわしのこと	砂東・砂西・岡山村 庄屋年寄			
144	同 925	番所差紙(庄屋伊兵衛) 廻状(当西年貢手本米上中下三袋宛取納)	多田屋篤右衛門			

番号	年月日	文書内容	差出人・作成者	宛先	備考	翻刻番号
186	同 3・5	覚(貯夫食貸付利金請取一札)	庄屋伊兵衛	信業役所	岡山村金1両2歩永193文。書式雛形あり。	
185	同 1	廻状(貯夫食貸付利金引渡一付受取之事)	信業役所			
184	同 2・2・2	日光道中・東海道人馬賃銭割増触				
183	同 1	鉄炮合衆割賦、組合一掃に下地より相掛	下田原村庄屋武左衛門			
182	同 2・1・2	廻状(大坂城内鉄炮合衆入用銀割賦)	信業役所		岡山村5匁729	
181	同 2・1	建家賃物証文之事(梁3間桁5間半銀455匁)	岡山村武兵衛	打上弥十郎		
180	同 2・5	廻状(国役銀来10日までに村々勝手納め)				
179	同 2・2	土砂留見分先触れ	清水村右衛門・澤路六郎			
178	嘉永3年1・4	廻状(諸運上季切替・新規願は増し方取決め願い出るへし・宗門帳五人総帳・夫銭帳3月15日迄に差し出し之事・御普請願は困難ながら是非必要分は證據書類を添えて8月1日までに申出の事・貯夫食取集の高帳面11月晦日までに差出の事)	信業役所		75文書も参照	
177	同 1・1	触れ(古金銀引替督促)	日向・能登		嘉永三年正月19日拜見	
176	同 1・2・2・9	廻状(多田屋篤右衛門へ御米差配料白16分宛あつかひの事)	下田原村庄屋武左衛門			
175	同 1・2・1	町奉行触(去去年根河和大川筋入用銀、十分一は公儀と被下、餘は国役高掛り割賦、百石二付9匁48、今橋二丁目鴻池善右衛門安土町二丁目派屋安兵衛へ持参の事)	石見・日向	村々庄屋年寄		
174	同 1・2・2・5	廻状(役所へ博奕触れの事、宗門帳など)	下田原村庄屋武左衛門			
173	同 1・2・1	一札(其許借財、我が名前で借用の所、返済無之、其許所持田地我ら方へ引受、濟方すへきところ銀不足、新たに証文一通受取)	岡山村甚兵衛			
172	同 1・2・1・7	廻状(御米中札料并7月から12月御用状飛脚賃など割賦御違わしの事)	下田原村庄屋武左衛門		米中札348枚、糶中札104枚とあり、代13匁56	
171	同 1・2・1・7	廻状(年内余白なし、早々津出しの事)	多田屋篤右衛門			
170	同 1・2・8	触(博奕禁止、請印帳差出之事)	多羅尾久左衛門			
169	同 1・2・8	廻状(御用状その他飛脚賃割賦)	信業役所	岡山砂三ヶ村		
168	同 1・2・晦日	廻状(当年貢皆済銀切手私へ御違わし)	下田原村庄屋武左衛門			
167	同 1・1・2・4	廻状(役所所縁の者とか小者など偽り、無心合力など求めるものあり、召捕吟味之事)	信業役所			
166	同 1・1・2・5	廻状(年貢其外高掛物、来月10日迄大坂内平野町河内屋又右衛門方へ掛けこみ之事)	役所		岡山銀13貫173匁24・砂東9貫840匁685 砂西5貫943匁763	
165	同 1・1・1・9	廻状(貯夫食当年新田届書当日限り差出之事、組合惣代取りまとめ差出の事)	信業役所↓下田原村庄屋武左衛門↓			
番号	年月日	文書内容	差出人・作成者	宛先	備考	翻刻番号

番号	年月日	文書内容	差出人・作成者	宛先	備考	翻刻番号
209	同 9・15	廻状（上記金納銀納一付念押し。）	砂西庄屋稿右衛門	村々	小手形は当方へ預るこ	
208	同 8・27	廻状（当年年貢納銀、来月10日迄に内平野町河内屋又右衛門方へ掛け（み之事））	信業役所	村々庄屋年寄百姓代	6分は金井一分銀取り混ぜ、4分は正銀納	
207	同 8・9	土砂留見分先触	清水村右衛門・澤路六郎			
206	同	廻状（当年米高直の上、夏中降り続き、去21日大風雨、神事祭礼等厳しく質素之事）	信業役所			
205	同 7・11	廻状（貯夫食一付八朔前後出約差出）	信業役所			
204	同	鳴物停止触（御簾中様逝去一付）				
203	同 3・6	御頼書（修験修行一付、似せ山伏施物止宿之候者、村々差支え一付取締方約定）		山伏取締頭人 大乗院・万法院、 目付・宝珠院千手院	帳面に調印し、その帳面を持参して妻米など秋ごとに両院から式入会、修行にお越し祈禱の際、村々家数に依り御布施差上げ、但し三ノ度のほかは帳面持参して一切お断り。	(本書33頁)
202	同	廻状（来月10日郡中組合割）	下田原村庄屋武左衛門			
201	同	廻状（御用状廻状飛脚費その外郡中割賦、郷宿へ持参のこと）	信業役所			
200	同 6・3	差紙（淺右衛門と藤兵衛と兵衛相手取、喉唾一件訴え一付）				
199	同 6・1	廻状（尾張大納言逝去鳴物停止）				
198	同	廻状（山伏取締方、大坂頭本方法院・大乗院へ掛け合い、取締方約定。両院々村々廻在の節取締話し合い之事）	砂西村稿右衛門			
197	同	廻状（役所表植付相済、去年免状監受自録高宮村小手形間違ひ有、一緒に差上不可）	下田原村庄屋武左衛門	組合村々		
196	同 4・1	上記192小作米滞り出入四通の概要書上				
195	同 4・21	乍恐御訴訟（小作米代銀滞り出入）	願入星田村猪太郎 相手岡山村茂兵衛	御奉行所	田地賃物、銀4貫目買付 両奉行奉判、来月2日知決	
194	同 5・8着	触（日光道中三割増し）				
193	同 4・21	廻状（免状監受自録渡す二付銀米納小手形通い等取り揃え持参のうえ受取之事）	信業役所	村々庄屋年寄		
192	同 4・7	覚（山村茂兵衛相手取小作米滞り訴訟四通受取。）	岡山村伊兵衛	星田村猪太郎		
191	同 3カ	貯夫食貸付利金受取仮証文御戻し御受取）	大妻村定次郎			
190	同 3・16	覚（本庄村善七、当村伊右衛門相手取訴訟対決裏書受取、5ヶ所墨付き）				
189	同 3・1	土砂留見分先触				
188	同 3・3	川方与力廻村二付人足6人通達）	柴田日向守組与力		廻村休泊村々付	
187	同 2・1	触（銭面替、相場に準ず）	日向・石見	村々庄屋年寄	これまで銭一貫文銀19匁以内、10匁以上	

番号	年月日	文書内容	差出人・作成者	宛先	備考	翻刻番号
225	同 1	末尾「岡山村 村方」				
224	同 11.11	神祇道二付其村方氏神宮座、村持守守など引合の所、沙汰なき二付尋ね向き申入れ	吉田御殿示諭方	岡山村役人中 砂村村役人中 宮守中・宮座申		
223	同 11.7	廻状(諸勅化数願一条二付当郡取為替書に御調印のこと)	砂西庄屋橋右衛門			
222	同 11.5	廻状(年貢一条数願始末急相談申度、当村魚市に参会之事)	砂西庄屋橋右衛門	村々御役中		
221	同 10.晦日	廻状(松平和泉守御勝山巡見の節、道橋掃除のこと)	御役所	岡山村以下9ヶ村		
220	同 10.29	差紙(高槻土砂留役所より)	高槻土砂役所			
219	同 10.23	触(松平和泉守京都井大坂へお越し、村々巡見御達し二付、通行筋。道橋など掃除、庄屋年寄出迎え案内之事)	隼之助・日向惣代		巡見予定村々往路2ヶ村、帰路20ヶ村	
218	同 10.1	乍恐御訴訟(寺社勅化其外取締数願)	摂河益御料私領村々惣代		写送中切	
217	同 10	13日弁当持参二而砂魚市参会				
216	同 10	風体二而(上記人足一付) 明11日大坂表出船、弁当持参、見苦しからぬ				
215	同 10.1	琉球人來朝二付綱引き人足割帳 13ヶ村(村々高合4904石846割、人足161人三ヶ村辺り人足高100石三付三人に六分内宛砂西7人、砂東11人、岡山15人)	坂村・渚村・私部・木成・早田・打上・燈油・岡山各村庄屋		出人足は20歳以上40歳までのもの。渚村・坂村・禁野村差函に従う事。人足は磯島村にて着到帳につづ、一人一枚宛札持ち、城州境にて改め、不足の村は銀5匁差出のこと。なおこの嘉永3年琉球使節は江戸期18回のうち最後の使節。	308 (本書84頁)
214	同 9.20	年貢二納銀通達、6分は金、4分は銀納	役所		208参照、岡山9000目砂東6000目砂西4000目	
213	同 9.20	乍恐口上(滞り銀出入り)	願人島上郡庄所吉太郎 相手岡山村高橋孫兵衛	奉行所		
212	同 11	土砂方見分休泊場所并人足11人申付け	清水村右衛門・澤路六郎			
211	同 9.19	差紙(岡山村弥兵衛兵助ら東番所)	多田屋篤右衛門	岡山村	飛脚書5匁4分御渡しのこと	
210	同 11	当年別して上作、先年大津役所へ差上げの夫食三分一金圓、此度拝借申渡約定二付、甚だ困難だが必至難澁を申し立て願出る積				

岡山村「諸願書写帳」(I-62) 細目(嘉永4年〜慶応2年) 平尾氏収集文書の内

番号	年月日	文書内容	差出人・願人	宛先・相手	備考	
1	嘉永4:1:13	高橋孫兵衛東照宮新造願一付伺	庄屋年寄	信楽御役所	代官多羅尾久右衛門	市史資料第1集 66頁
2	嘉永4:1:27	定免10年延長願	岡山村	信楽御役所	5か年定免と成	
3	同 4:2:14	家出届(茂兵衛)	親類彦左衛門外	同	30日尋ね	
4	同 4:3:14	家出帳外願(与兵衛家族3人)	親類惣代治郎左衛門	同	180日尋ね	
5	4:3:13	奉公人かね不奉公一付願	庄屋伊兵衛	砂西村清兵衛 請人庄八/信楽役所	10年季、幼少一付引き延ばし	
6	4:3:13	小作米銀滞り	庄屋伊兵衛	平七/信楽役所		
7	4:3:15	酒飯代銀滞り	岡山村菊次郎	岸部東藤右衛門		
8	欠(4:2:14)	年寄茂兵衛訴訟中家出	四郎兵衛	砂西清兵衛・庄八 /役所	金毘羅参詣と称して家出	
9	4:4:14	5番不奉公出入対談済口	四郎兵衛		10年季給銀252匁内半額返済、残り新証文	
10	4:3:14	8番茂兵衛家出30日尋日延へ願	岡山村			
11	4:4:26	7番訴訟対談済口届	岸部東藤右衛門	菊次郎/奉行所	銀高406匁7分	
12	4:4:28	預け銀出入日延へ願	星田村猪太郎	岡山喜兵衛		
13	4:4:15	茂兵衛家出尋ね延長	茂兵衛親類兵助	御役所		
14	4:5:16	茂兵衛中野村出作年貢 井高掛り滞り出入済口	茂兵衛親類惣代 高橋孫兵衛	中野村/奉行所	去戌年中野村出作533匁5石(842匁330) 去去四年高掛利銀残銀26匁33、合計100.26匁(マ) の内種類引請、金九匁取、残銀用捨て対談済口	
15	4:8:20	九兵衛土蔵紛失品届	親類・庄屋	御役所		
16	4:8:1	茂兵衛家出180日経過、帳外願	四平	御役所	水車一輛、運上銀6匁	
17	4:8:27	新規水車稼御請証文	讀良郡上組村々	御役所		
18	4:9:1	蠟燭製造者無之届	庄屋伊兵衛	御役所	秦村・岡山村・国松村・豊崎新田・小路村・砂東村・砂西村 岡山村・太秦村・堀溝村・北条村・下田原村・上田原村	
19	4:10:8	高橋孫兵衛大坂町奉行所5 拜借銀一付添書願	年寄兵五郎	御役所	町奉行貸付銀9匁40匁、引当田畑2反5畝2歩	
20	4:10:力	大坂御蔵詰米三か村割符廻状	岡山・砂高村	御役所		
21	4:11:9	酒飯代滞り出入引合書并返答書	枚方宿三天村河内屋房助/同村役人 中	岡山村市右衛門/同村役 人中	酒飯代銀175匁9分、銭750文、 伊助俵酒飯代と判明、但し因縁二而猶予願	
22	5:2:13	仙右衛門尾宅・灰小屋焼失届	庄屋・年寄/用達 谷町多田屋篤右衛門	御奉行		
23	1	村方吟味出役御用宿守口宿願	1	東組入江仙之助ら		
24	5:2:17	納屋物紛失盗賊吟味願	治郎兵衛/庄屋	御奉行所		
25	5:2:3	市右衛門預け銀滞り出入、 先訴御断り	庄屋/願人星田村藤十郎	御奉行		

番号	年月日	文書内容	差出人・願人	宛先・相手	備考
52	欠	藤右衛門疫病罹患一付届	藤屋村医師築山俊益	御奉行	
51	5・11・3	捨て品届（衣類7点）	兵右衛門	御奉行	
50	5・9・	太右衛門村預け御請証文	頭百姓徳兵衛	御奉行	
49	5・9・0	47と同一内容	1	1	
48	5・9・21	44と共通	1	1	
47	5・9・26	水車稼小平次と音右衛門へ交代	1	御役所	
46	5・1	殿様御毛見分二付、拙宅中休	1	1	
45	欠	太右衛門先月22日召捕入牢断	1	1	
44	5・9・21	35・36出入二付対決裁判到来 但し先訴有之付、引き上げ、	願人欣兵衛	御奉行	四平は甚兵衛分家、和二郎は家出、跡は徳三郎貫請 甚兵衛方へ回家、35・36一連出入へも先訴有之、引き上げ
43	1	紛失代3分2未下げ渡し礼書	重兵衛	1	
42	1	紛失品下げ渡し礼書	卯兵衛	1	
41	5・9・12	入牢中藤右衛門と太右衛門へ 差入品願（綿入・襦袢）	庄兵衛	1	
40	欠	入牢中太右衛門へ差入願（昆布）	庄兵衛	1	
39	5・8・5	紛失届（衣類多数）	1	1	
38	5・8・17	久右衛門吟味の所、病死絶家届	庄屋代徳兵衛	御奉行	
37	5・8・17	盗難届（彩板）	治郎左衛門	御奉行盗賊方	
36	5・8・13	預け銀滞り出入	燈油村欣兵衛	相手岡山村四平 ・和二郎／御奉行	天保13年銀2800目預け、利息1933.44匁、裏判対決
35	5・8・13	預け銀滞り出入	燈油村欣兵衛	相手岡山村四平 ・和二郎／御奉行	天保13年銀600目、この利息696匁、裏判9月13日対決
34	5・8・7	預け銀滞り出入	星田村九左衛門	同上	元利129.20匁
33	5・8・7	預け銀滞り出入	星田村九左衛門	岡山村四郎兵衛 ・佐兵衛／奉行所	元利343匁、裏書来月御用日対決
32	5・5・1	盗難品届	重兵衛	御奉行	
31	5・5・2	田地質物銀滞り出入	願人猪太郎	相手甚兵衛	元利合9779.20匁
30	5・5・7	同上、病気断	1	1	
29	5・4・2	預け銀滞り出入、病気断り	願人星田村林右衛門	相手岡山村武兵衛	232.57匁、利息68.94匁
28	5・5・7	預け銀滞り出入、病気断り	願人大庭一番村 清右衛門	相手岡山村甚右衛門 砂束村米三郎	
27	5・4・9	同上市右衛門病死届	頭百姓徳兵衛	御奉行	
26	5・4・9	酒飯代出入、相手市右衛門病死、 倅佐太郎相続後病気断	代人市左衛門ほか	御奉行	21番参照

番号	年月日	文書内容	差出人・願人	宛先・相手	備考
73	---	酒売掛出入	森村半左衛門	市右衛門	市右衛門は先に三矢村河内屋および星田村藤十郎から酒売掛出入で訴えられており、結局願い下げになつてゐる。
72	---	酒飯代滞り出入	三矢村河内屋伊助	市右衛門	支年12月出訴、222対決、60日切日333、49市右衛門病死、死跡相続人佐太郎、610同人病氣
71	7・125	酒売掛出入	願人南野村中津川太郎左衛門	相手岡山村吉左衛門	嘉永4年、1書目、利銀70匁、7125対決
70	7125	酒飯代滞り出入	森村半左衛門(猪太郎死跡相続人)	相手市右衛門・吉左衛門	嘉永5年2175翌年118途酒1、11石代銀192、55匁
69	7118	預け銀滞り出入	願人星田村八人	相手岡山村四平	弘化4年1872匁、先月まで利754、8匁
68	61112	預け銀滞り出入	交野郡森村役人	岡山村役人中	貸主森村治左衛門、借主岡山村甚兵衛・四郎兵衛・八郎兵衛滞り銀2904、6匁
67	6111	建家井田畑明け渡し訴訟一付引合書	岡山村役人	寝屋村御役人中	
66	---	預け銀滞り出入	願人同上	相手砂東弥兵衛	嘉永4年、1300目、利238、3匁
65	---	預け銀滞り出入	中野上郷喜右衛門	相手岡山村伊左衛門	元利都合90匁、当月18日対決
64	6727	早魃干損一付御慈悲願	砂岡三ヶ村庄屋生奇	御役所	
63	6111	摂津河内水車人力油稼売買定	摂河村々油稼人連中	御役所	国訛、長文
62	661	雨乞願	岡山村・砂岡村	御役所	
61	欠	盗賊失せ物届(衣類中心多数)	南山下与兵衛	御役所	
60	6425	57の出入、病氣断り60日切	岡山下与兵衛	御役所	
59	6313	預け銀出入	願人伊兵衛	相手燈油村佐兵衛	嘉永2年3書目、利息先月まで36匁
58	6228	弟吉左衛門勘当帳外願	願人星田村猪太郎	御役所	翻字あり
57	6121	預け銀滞り出入	願人星田村猪太郎	相手四平・甚兵衛・兵五郎・浅右衛門	元銀3919、95匁、利息573、14匁 墨書・来月21日御用日に対決。
56	欠	小作年賣滞り出入	平池村作兵衛所持 岡山村田畑	御役所	
55	欠	早魃時雨乞、大正寺龍神感応の由来に基き、殺生池普請願	願人	御役所	大正寺先住願書、江戸増上寺で受戒した時、61人のうちの一人が不思議な存在であつたので、尋ねたところ、我は人にあらずといひ、貴僧は聖信の人と見えるので、我が自身を棄るが、以後、一寺の住職となり、天下早魃の時、我が名を唱えれば龍刀を以て雨を降らすべしと語つたといふ。其後願書は大正寺の住職となつたが、ある年大早魃で村人の嘆きを見た時、七日間にわたつて龍神の名を唱え應じたところ、龍神感応、十人の雨降となつた。その願書として殺生池を立つべき所、其後打ちます哉、願書は申訳を思い、流死してしまつた。そして当年、早魃となつた所、古来の伝にあり、氏神井龍神の名を唱えたところ、降雨となり、歎ひ一方ならず、殺生池を今度こそは作つていふことになり、鳥か池をそれに宛てたいので許可された。
54	5113	村預け太右衛門多病頭痛一付月代狹許可願	頭百姓徳兵衛	御奉行	11月9日重敷御仕置
53	5113	51と同内容	願人	御奉行	備考

番号	年月日	文書内容	差出人・願人	宛先・相手	備考
100	---	水車稼年限延長願	長左衛門	御役所	七ヶ年延長、運上銀券分増し
99	7・12・11	84の木柴売掛出入、澗口御断	市郎右衛門	相手国松村作左衛門	対談行き届き
98	7・11・20	預け銀滞り出入	中野村太郎左衛門	相手吉左衛門	
97	7・11・15	預け銀滞り出入	同上	兵五郎・甚兵衛・兵助	嘉永4年、600目、利先月まで443、15匁
96	7・11・15	預け銀滞り出入	星田村へん・富三郎	甚兵衛・浅右衛門・吉左衛門/奉行所	嘉永3年、銀5800目、利先月まで3102、62匁
95	7・11・18	盗難紛失一付吟味願	嘉左衛門	奉行所	
94	7・10・18	預け銀滞り出入	私部村重次郎	弥兵衛・四平・五兵衛	嘉永4年元銀1122、65匁、利449、06匁、号571、71匁
93	7・9・14	捨子親判明一付、添翰返却願	庄屋伊兵衛	御役所	村内に捨子があり大坂町奉行へ届け出るため、代官所から添翰を買ったが、その後中野村の安兵衛と判明、町奉行へその旨届け出たところ、添翰は地頭所へ戻すよう指示
92	7・11・13	岡山村見習庄屋伊十郎外に取決届	讚良郡惣代太秦村定次郎・茨田郡惣代美本村	信楽御役所	
91	7・10・18	米納増米御赦免願	砂岡三ヶ村庄屋年寄	御役所	早越繰き之上、綿作の村として増米は迷惑、三分一銀納願
90	7・9・13	預け銀滞り出入、先訴御断	星田九右衛門	相手四兵衛/奉行所	
89	7・9・13	盗難届(麦5升、えんどう豆5升)	市兵衛	奉行所	
88	7・8・1	在々売捌綿之義心得方	1	1	
87	7・8・13	綿屋仲間不法売捌取締一付願い下げ	1	1	
86	7・8・1	百姓作綿売捌方一付御款願	御料私領入組 摂河泉九百ヶ村	1	86、88は国語関係、いずれも長文
85	---	預け銀滞り出入不済一付押込	東西町奉行所	1	兵五郎・四平・甚兵衛・浅右衛門
84	---	木柴売掛出入	願人当村市郎右衛門	相手国松村作左衛門	
83	7・7・10	藤兵衛病氣見分一付重病相違無之事	藤兵衛組頭、庄屋年寄	1	藤兵衛33才
82	7・7・6	藤兵衛重病一付吟味日延へ願	同上	同上	
81	7・7・3	藤兵衛博奕吟味差紙御請証文	庄屋代伊十郎	御役所	
80	7・6・1	大地震被害届	庄屋伊兵衛	1	6/14地震、当村建家少々壁崩れ、潰家怪我人なし
79	7・6・2	過料3貫文上納届	岡山邑きぬ・徳兵衛	奉行所	
78	7・3・8	預け銀滞り出入	砂東儀右衛門	相手多美・平七/役所	
77	7・3・5	小作米代銀滞り出入	打上村幸右衛門	弥治右衛門/奉行所	
76	---	同上	同上	甚兵衛	元銀1600匁、月16匁
75	---	同上	同上	兵五郎	元質銀1700匁、月10、62匁
74	7・2・27	小作米代銀滞り出入	星田村へん(猪太郎跡)代富太郎	浅右衛門ほか/奉行所	嘉永4年田地買物小作 元質銀1700匁、月10、62匁

番号	年月日	文書内容	差出人・願人	宛先・相手	備考
126	3・4・13	証文銀滞り出入	相手岡山村四平	同上	嘉永5年、銀686.84匁貸(利9朱)、元利の内400匁返済 専書・4・13
125	3・3・7	肥油柏代銀不渡出入	願人岡山村喜右衛門 相手砂東吉兵衛	同上	喜右衛門八紋油稼渡世
124	3・3・0	極貧一付借予願	庄屋年寄	同上	
123	3・2・1	孫兵衛大坂町奉行貸付銀拝借一付引当所、多羅尾代官所添給差出の節地所改相違無之事	岡山村庄屋年寄百姓代	同上	銀9400匁拝借、引当田畑2町2反5畝2ムネ
122	3・2・6	増米御容赦、5力年定免願	砂岡三ヶ村庄屋年寄百姓代	同上	
121	2・10・13	無高新右衛門家、倅家族6人家出届	庄屋年寄井新右衛門代	同上	
120	2・10・2	干損凶作一付、米納難波蔵詰願	岡山村庄屋年寄百姓代	同上	
119	2・9・1	大風雨一付凶作、破免并蔵詰用捨願	河州支配所村々	小堀勝太郎役所	↓小堀勝太郎役所カ、代官交代に伴う16丁に及小長文簡案書 交野郡村々惣代寺村、讀良郡惣代太桑村、河内郡惣代日下村・若江郡村々惣代加納村・稲葉村
118	2・1・1	法度書請状	村役人	信楽御役所	
117	2・7・5	早魃雨乞願	砂岡三ヶ村庄屋・年寄	信楽御役所	
116	2・4・13	預け銀滞り出入	願人星田村九右衛門	岡山村新右衛門・喜右衛門。砂西響右衛門	190.36匁
115	2・4・18	預け銀滞り出入	1	1	元銀249.36匁、+利、267.10、5/18対決
114	1・1・1	預け銀滞り出入	星田村寅吉幼少二付甚三郎	相手岡山村伊左衛門・半左衛門	
113	2・4・18	預け銀滞り出入	星田村与治兵衛	伊左衛門・弥兵衛	
112		小作米代銀滞り出入	願人星田村徳太郎	彦左衛門	銀9300匁
111	2・3・1	預け銀滞り出入	平左衛門	市兵衛・太兵衛・儀兵衛	↓信楽役所
110	2・3・1	取替銀出入	願人砂西平左衛門	相手岡山村市兵衛	↓信楽役所
109	2・3・1	江州高島郡、親傷害の倅金藏人相書	大坂町奉行(江戸触心)	1	
108	同2・3・1	江戸触廻達(海岸防備大砲等のため寺院に於いて鉄など金属類製造禁止)	大坂町奉行	1	
107	1・1・1	預け銀滞り出入	砂西平左衛門	相手市兵衛・太兵衛・他	
106	同2・3・5	預け銀滞り出入	中野村清左衛門	相手伊兵衛	
105	安政元・12227	大正寺盗難品届(警・伏鉦・蠟燭立・花立)	住持病氣一付代仁兵衛	東奉行所	
104	7・12・13	預け銀滞り出入	九右衛門	吉左衛門・砂西庄左衛門	
103	1・1・1	預け銀滞り出入	星田村九右衛門	仁兵衛・平右衛門・九兵衛 市兵衛・太兵衛	銀464.86匁
102	7・12・13	預け銀滞り出入	燈油村新七	相手岡山村坪井	172.5匁
101	7・12・5	小作米代銀滞り出入	打上村幸右衛門	相手砂右衛門/奉行所	嘉永4年出作田地買物 銀1貫目、小作米代銀、年108匁
番号	年月日	文書内容	差出人・願人	宛先・相手	備考

番号	年月日	文書内容	差出人・願人	宛先・相手	備考
151	5・8・7	預け銀滞り出入	願人中野上郷喜右衛門 相手首右衛門	同上	
150	5・8・7	預け銀滞り出入	願人中野上郷喜右衛門 衛門・里奈	御奉行所	元利合465・26匁
149	5・4・16	善兵衛宅灰小屋焼失届	庄屋病気一付年寄	西御奉行	
148	5・2・2	預け銀滞り出入	願人燈油村土左衛門 相手岡山村彦左衛門	御奉行所	元利合1864・5匁
147	5・1・23	家出届	庄屋井市右衛門親類	小堀役所	無高市右衛門37歳二人暮らしの母を残して家出 ↓奉行所
146	4・1・218	雲斎木綿糸并機道具一式取戻し出入	願人大坂玉屋町河内屋 金左衛門家守難波屋弥助	相手岡山村仙右衛門	(本書73頁) 25
145	4・4・25	死跡改名改印相續届	同上	同上	
144	4・4・25	預け銀滞り出入落口届	庄屋年寄	同上	庄右衛門係、弥七係二名
143	4・3・25	家出届(岡山村仙右衛門家族5人)	庄屋伊兵衛	小堀勝太郎御役所	
142	4・3・13	藤助盗品明細品々下り渡し御請証文	関係村々庄屋	信楽御役所	
141	4・3・13	盗品買取者過料申渡御請証文	買取者	多羅尾民部役所	
140	4・1・1	当村産物10ヶ年平均売出高	庄屋年寄百姓代	小堀役所	実總210匁目
139	3・1・27	預け銀滞り出入	願人九右衛門 相手彦左衛門	1	元利786匁
138	3・1・25	建家賃物銀出入	願人徳太郎 相手四平	同上	元利合8970・54匁
137	3・1・25	預け銀滞り出入	願人徳太郎 相手重右衛門	同上	
136	3・1・25	預け銀滞り出入	相手茂三郎・喜兵衛外	同上	
135	3・1・25	小作米代銀滞り出入	願人徳太郎 相手・相手とも同上	同上	
134	3・1・25	小作米代銀滞り出入	星田徳太郎、 相手彦左衛門外2名	同上	預け元銀15,500匁、願銀高20,531匁68
133	3・1・02	預け銀滞り出入	願人星田村八代徳太郎、相手甚兵衛 外2名	大坂町奉行	先訴断り
132	1・1・1	凶作一付貯夫食貸下げ願	讃良郡砂岡三ヶ村ほか	同上	
131	3・5・1	大正寺梵鐘一付言上	大正寺	小堀役所	梵鐘は巨那中寄進で時鐘・非常用。寺境内は除地
130	3・4・13	年賦銀滞り出入	願人森村治左衛門 相手甚兵衛・四郎兵衛・ 八郎兵衛	同上	嘉永元年2880匁預、10ヶ年賦、内140・82匁受取
129	3・4・13	小作米代銀滞り出入	相手岡山浅右衛門 願人星田八人	同上	同上
128	3・4・13	小作米代銀滞り出入	相手岡山村兵五郎 願人星田村八人	同上	嘉永4年預け銀1700匁、小作米代銀月10・62匁宛
127	3・4・13	小作米代銀滞り出入	願人星田村八人 相手岡山村甚兵衛	大坂町奉行所	嘉永4年銀1600匁預け、小作米代銀1か月に10匁宛の約定

番号	年月日	文書内容	差出人・願人	宛先・相手	備考
174	7・1・21	家賃利銀滞り出入	願人へむ幼少代九兵衛 相手岡山村兵五郎・請負人四平	御奉行	安政2、銀919匁
173	7・1・21	田地質物銀滞り出入	願人へむ幼少代徳太郎 相手岡山山浅右衛門	ご奉行	嘉永4、銀1700目元利合1851匁5
172	7・1・27	預け銀滞り出入	願人吉五郎 相手仁兵衛	御奉行、裏判1/27	2345匁
171	6・1・218	預け銀滞り出入	願人星田村九右衛門 相手岡山山右衛門外2名	御奉行	元利合2561匁5分
170	6・8・27	取箇増米御断り歎願	同上村々	1	
169	6・8・27	取箇辻差置願	讃良郡15ヶ村・ 交野郡4ヶ村	小堀役所	
168	6・3・27	奉公人出入り	訴人岡山村浅右衛門 相手同村奉公人為右衛門、請負人武左 衛門外	小堀役所、4/6対決	6ヶ年季、給銀1000目先貸し
167	6・3・2	預け銀滞り出入	相手彦左衛門・庄右衛門 同上	御奉行 4/2対決	元利10、8998匁64
166	6・3・2	預け銀滞り出入	願人同上 相手政右衛門	御奉行 4/2対決	元利合1187、38匁
165	6・3・2	小作米代銀滞り出入	願人同上 相手彦左衛門	御奉行	663匁
164	6・1・18	小作米代銀滞り出入	相手岡山村浅右衛門 同上	御奉行 同上	382、32匁
163	6・1・18	小作米代銀滞り出入	願人へむ幼少代徳太郎 相手岡山甚兵衛	御奉行 2・18対決裏判	嘉永4年田地質物(銀1600目)、直小作の所、 先月まで36ヶ月分(360目)滞り
162	6・1・18	預け銀滞り出入	願人燈油村利右衛門 相手七左衛門	御奉行(2・25対決裏判)	元利130、56匁
161	6・1・18	貸仏壇取戻し出入	願人燈油村利右衛門 相手岡山村七左衛門	(御奉行) (来25日対決裏判)	利右衛門は百姓隙間に古道具并貨物渡世
160	5・10・21	預け銀滞り出入	願人同上 相手乙右衛門・仲右衛門	同上	元利1、719匁
159	5・10・21	預け銀滞り出入	願人へむ幼少代徳太郎 相手岡山村甚兵衛	御奉行	弘化5年250目、先月まで元利516、03匁
158	5・10・20	無高四郎兵衛絵死届	庄屋年寄	小堀役所	四郎兵衛69才、伴娘奉公様で独居
157	5・8・7	預け銀滞り出入	願人星田村九右衛門 相手岡山村新右衛門外	御奉行	
156	5・8・13	買預米不渡し出入	願人燈油村甚左衛門 相手彦左衛門	御奉行	1俵に5斗2升入俵30俵、15石、1石一付86、63匁合1300目
155	5・8・13	預け銀滞り出入	願人燈油村甚左衛門 相手音右衛門・り系	同上	705、60匁
154	5・8・7	預け銀滞り出入	願人同上 相手音右衛門外2名	同上	615、87匁
153	5・8・7	預け銀滞り出入	願人中野村藤兵衛 相手音右衛門外2名	同上	483、16匁
152	5・8・7	預け銀滞り出入	願人同上 相手音右衛門・り系	同上	元利合807、47匁
番号	年月日	文書内容	差出人・願人	宛先・相手	備考

番号	年月日	文書内容	差出人・願人	宛先・相手	備考
175	7・1・24	赤山役行者堂大坂より護摩修行参籠願	庄屋年寄	小堀役所	役行者堂毎年8月参詣護摩修行の所、大坂も5月6日 8日迄護摩修行願
176	7・1・24	水車二輪増銀5匁で10ヶ年季願	庄屋年寄	同上	
177	7・1・24	家出人立返滞り帰住願	庄屋年寄	同上	去年8月29日家出、百姓佐兵衛家族4人、困窮の為四国遍路袖乞するも状 況好転せず、立ち返り。妻14人。
178	7・1・21	赤山神変大菩薩堂当年3月4月6日5 8日迄護摩修行願一付難儀掛問敷一札	願人へむ幼少代九兵衛 相手幸治郎	御奉行	元の証文名前は徳太郎だが、徳太郎へ貸付銀あり、返済勘定として証文譲受。 田畑質物銀1700匁、小作米銀25匁月。
179	7・1・21	小作米代銀滞り出入	願人へむ幼少代九兵衛 相手幸治郎	御奉行	
180	7・2・7	代官所廻状(念門帳・皆済目録・小手形 免割帳等諸注意)	讃良郡	小堀役所	
181	7・3・1	四平急訴願(山田四平、「乱心病」の道明を誘い込み、 泉涌寺貸付銀を庄屋らの印を偽り用いて使い込み)	庄屋年寄	小堀役所	四平について「氣質不直者」「不美」と繰り返しあり、 泉涌寺貸付銀3貫目(金3匁3分2朱)の内、24匁1分2朱は道明父勤治 郎、15匁2分1朱は四平父甚兵衛が出すこと示談。但し四平は家出。
182	7・3・1	上記四平一件済口願	四平父甚兵衛・ 道明(浅五郎)父勤治郎 庄屋年寄など	小堀役所	
183	万延元・4・27	田地質物銀并作徳米代銀滞り出入	訴人善根寺村八郎兵衛 相手岡山村彦左衛門	小堀役所	彦左衛門父久兵衛、田地4ヶ所、南野村弥右衛門方へ貸入、銀6貫目借用、 返済滞りの節は名前弥右衛門に切替え、久兵衛直小作の約定(作徳米代銀年 362匁宛)。其後弥右衛門、本証文を八郎兵衛方へ譲渡。それにより八郎兵 衛より訴訟
184	同1・9・25	預け銀滞り出入	願人星田九右衛門 相手岡山喜右衛門外2名	裏判	安政4・2065匁、利先月まで794匁62
185	同1・1・15	預け銀滞り出入	願人同上	小堀役所	
186	同1・1・15	凶作一付三分一延納10ヶ年賦願	願人撰河村々惣代7名	小堀役所	
187	同2・1・27	家出届(もと・きそ式人)	年寄市兵衛	同上	
188	同2・2・17	下作米代銀滞り出入	願人伊兵衛/相手砂西村與兵衛并村役 人	同上	與兵衛の下作米6、5匁の内3匁石差出、残り不納のまま家出。残り分を賣い 取った者たちと黙認している村役人を訴え。
189	同2・2・15	御勝山境内氏神三社高橋孫兵衛 相支配承認一付取替一札	砂岡三ヶ村役人・ 井氏子惣代・高橋孫兵衛	小堀勝太郎役所	岡山村庄屋伊兵衛・砂東庄屋九兵衛・砂西庄屋鶴右衛門 八幡宮惣代甚兵衛・鎌足大明神惣代吉左衛門・同村惣代作兵衛
190	文久元・4・18	酒売掛代銀滞り出入	願人与左衛門 相手同村兵七	小堀数馬役所	
191	同1・4・18	酒売掛代銀滞り出入	願人与左衛門 相手同村武兵衛	同上	
192	同1・4・21	菜種粕売掛出入	願人星田嘉兵衛 相手平七	同上	
193	同1・4・25	預け銀滞り出入	願人星田九右衛門 相手九兵衛・伊左衛門外	御奉行	元利568・76匁
194	同1・5・18	田地質物銀滞り出入	願人星田九右衛門 相手浅右衛門	御奉行	元利1880・6匁
195	同1・10・12	御勝山三社高橋孫兵衛相支配之儀氏子人氣立、違却一付、 取喰被仰付請状	取喰人砂東庄屋鶴右衛門	小堀数馬役所	
196	同1・10・12	預け銀滞り出入	同上	同上	
197	同1・10・12	弥左衛門弟吉吉家出、無人別断	同上	同上	
198	文久2・5・16	免定・宗門帳等10ヶ年分差出断	岡山・北条・砂岡村	小堀役所	石原助八郎・中川亮平両殿より宗門帳などを草津宿まで提出仰せつけ

番号	年月日	文書内容	差出人・願人	宛先・相手	備考
208	慶応2・8・1	大風雨二付損毛并潰れ家書上届	庄屋年寄百姓代	御代官様	
207	---	米穀融通のため江戸売捌ぎ触	1	1	
206	---	国役銀納入先、手形受取廻達	1	1	
205	元治元・9・5	奉公人々代出入	願人北 村善兵衛 相手岡山奉公人親うの	御奉行	うの倅弥三松8ヶ年奉給銀150両先渡し、実家戻りのまま不奉公
204	文久3・8・7	預け銀滞り出入	願人星田九右衛門	御奉行	元利合2349両09
203	同 10・19	御上洛一付馬飼新業・干草入用の義、干し草は刈場のなき村も多く、要求高には応じられない旨口上書	摂河村々惣代 豊島郡池田村伊三郎	同上	
202	同 7・1	貯夫食増圍之儀凶作一付御赦免願	交野郡讃良郡村々	同上	
201	同 8・15	麻疹大流行之上草二而作柄痛毛届	砂岡三ヶ村	同上	
200	同 6・15	家出断(庄三郎倅庄吉21歳)	庄屋	小堀後所	
199	同 6・13	買預け米不渡り出入	願人燈油村新七 相手次右衛門	1	
番号	年月日	文書内容	差出人・願人	宛先・相手	備考

平尾兵吾氏収集文書A

分類	村名	番号	文書名	年月日	西暦	差出人(作成者)	宛先	形態・数量	備考	翻刻番号
A	南野村	18	断簡・包など二点	文政13.2.1	1830	河内屋北新田支配人	南野村役人中	2点	人別送り状の断簡1点と包ミ1点	
A	南野村	17	人別送り一札之事	文久3.2.1	1863	多羅尾代官所三箇村庄屋儀右衛門	南野村役人中	1通	都合三人御村父系方不縁一付、立ち返り。	
A	南野村	16	村送り一札之事	嘉永6.2.1	1853	茨田郡赤井村庄屋曹兵衛	米崎村役人中	1通	当村与右衛門娘りき36歳、孫はる10歳、同孫口松5歳	
A	南野村	15	人別送り一札之事	嘉永元.4.1	1848	河内郡善根寺村庄屋五兵衛	南野村役人中	1通	当村惣七娘との22歳、御村作右衛門方八縁付	
A	南野村	14	人別送り一札之事	弘化2.2.1	1845	同村庄屋栄太郎	南野村役人中	1通	当村伊右衛門倅熊次郎4歳、御村吉右衛門方八縁付	
A	南野村	13	人別送り一札之事	弘化3.4.1	1846	永井真之丞殿知行所金田村庄屋正左衛門	南野村役人中	1通	医師築山妹おりやう18歳、御村宗兵衛方八縁付	
A	南野村	12	人別送り一札	弘化3.2.1	1846	三箇村庄屋新右衛門	米崎役人中	1通	当村長右衛門娘ひら26歳、御村茂右衛門方八縁付	
A	南野村	11	人別送り一札之事	天保10.4.1	1839	岡山村庄屋甚兵衛	南野村庄屋年奇中	1通	三百歳姉さとし才御村儀兵衛方八縁付	
A	南野村	10	人別送り一札	天保9.7.1	1838	北内原村親物右衛門年寄儀兵衛	南野村庄屋年奇中	1通	村方惣右衛門娘みわ25歳、御村平右衛門方八縁付	
A	南野村	9	人別送り一札	天保9.2.1	1838	長兵衛・親源太郎	南野村庄屋年奇中	1通	源太郎弟源蔵24歳、御村市左衛門方八縁付	
A	南野村	8	村送り一札之事	天保7.2.1	1836	茨田郡岸和田村庄屋深兵衛	南野村米崎	1通	新右衛門娘とよ26歳長兵衛方八縁付、養子	
A	南野村	7	人別不縁一札	天保4.3.1	1833	武兵衛	米崎村庄屋年奇中	1通	定右衛門娘7カ年以前源兵衛方八縁付、此度不縁	
A	南野村	6	村送り一札之事	文政2.3.1	1819	中野村逢坂郷、親伊三郎、交野郡村野村庄屋	南野村庄屋年奇中	1通	付	
A	灘村	5	前欠(田地質物証文)	天保7.3.1	1836	小作人瀧村半左衛門請人同村安兵衛		1通	当村娘いわ28才、御村源右衛門方八縁付	
A	中野村	4	田地質物証文之事(後欠)					1通	反畝歩4反1畝22歩、分米6石2斗5升6合9ケ年賦、銀4貫73匁5分	
A	中野村	3	一札(同上控)	明和7.1.2	1770	雁屋村門徒惣代源左衛門・次郎兵衛歌兵衛外	米崎村教正	1通	反畝歩4反1畝21歩、分米6石2斗5升5合	
A	中野村	2	済口一札控(塚脇村会所に留守居坊主を置く件に付) 雁屋村と争論の処、雁屋村遺囑、御受銀6000目差上付、御受銀和銀、その上若塚脇村勝手次第	明和7.1.2	1770	塚脇村同行惣代次郎兵衛・利兵衛外	取噺人米崎村教正	1通	但し表題部分切り取り。	
A	中野村	1-2	條目(同上) 中野・上郷・逢坂三郷と中野村一本の証文	延享4.9.1	1747			1通 井3枚	延享4年條目のほか1枚は安政2年條目の一部分、2枚は宝永條目的一部分、井「宝永三年被仰渡」の包紙のみ一枚	
A	中野村	1-1	御条目号 (中野村本郷と上郷・逢坂郷両枝郷の分立二付規定)	安政2年カ	1855	(中野村)	(地頭役所)	1通 後欠	糊離れ8枚、宝永3年條目、延享4年9月條目、安政2年條目号	1 (本書44、49頁)

分類	村名	番号	文書名	年月日	西暦	差出人(作成者)	宛先	形態・数量	備考	翻刻番号
A	南野村	36	覚(寅年利息一通分受取)	12・4		菰屋村又兵衛	南野村安川宗兵衛	1通		
A	南野村	35	覚(金480両、大坂御旅館手当金のうち請取)	とら7・8		森本三大夫	南野村庄屋年寄中 安川宗兵衛	1通		
A	南野村	34	覚(初穂料白銀5両請取証)	未12・4		橋本坊役者	三好内蔵助様御内 安川宗兵衛	1通		
A	南野村	33	覚(三好家借銀、元利返済受取書)	寅12・22		間屋平右衛門	大庄屋安川宗兵衛	1通	元金90両	
A	南野村	32	破損修繕費20両、合29両2歩2朱、来8日(出金依頼) 口演(定例の御下し金154両、又5両2歩2朱) 口演(昨夜大風雨、北出堤危うきも村々人足出て防堵、切れ込みなき由安心。御賄少なき、金200両足々繰り出し依頼。来8日(出金)なお又小山田村一件(役所へ出勤依頼)。	15・5		陣屋森本三大夫	大庄屋安川宗兵衛	1通		17 (本書63頁)
A	南野村	31	書状(一昨夜大風雨、北出堤危うきも村々人足出て防堵、切れ込みなき由安心。御賄少なき、金200両足々繰り出し依頼。来8日(出金)なお又小山田村一件(役所へ出勤依頼)。	15・17		三好役所	安川宗兵衛 木村重右衛門 土井弥太郎	1通		
A	南野村	30	前欠(三好蔵米切手出入)			願人奥本村平三郎 相手河内屋北新田 間屋八右衛門 三好知行所南野村 宗兵衛	吟味方御掛り役人 寺西幾四郎 寺西佐吉郎	1通	末尾のみで出入り内容不明	
A	南野村	29	覚(村売り米代のうち受取書)	申12・29		森本三大夫	米庄屋宗兵衛	1通	銀1371匁、金15両、ほかに未・申年米20石船賃	
A	南野村	28	書状(殿様大風雨二而船中難渋、殿より大庄屋たちの事についてお尋ねなさいの言葉あり、金子残り171匁、なお又横小路村の8両未だ持参せず、その方都合によりお渡し依頼)	とら8・9		天満天神前屋方二而 森本三大夫	大庄屋安川宗兵衛	1通		(本書62頁) 16
A	南野村	27	口演(御勘定并六十人請延期のこと)	13・27		陣屋森本三大夫	大庄屋安川宗兵衛	1通		
A	南野村	26	口演(江戸表申越しの金34両、今日日中陣屋入持参依頼)	1閏5・9		陣屋森本三大夫	大庄屋安川宗兵衛	1通		(本書62頁) 15
A	南野村	25	口演(大坂御旅館より申し参りの義一付相談したく両庄屋ともども役所へ出向依頼)	17・17		陣屋三好役所	大庄屋安川宗兵衛	1通		
A	南野村	24	覚(宛米、作徳高勘定書)					1通		
A	南野村	23	口演(御米初入一付朝飯後役所へ出席依頼)	丑9・27		陣屋森本三大夫	大庄屋安川宗兵衛 木村市郎右衛門 土井弥太郎	1通		
A	南野村	22	口演(6月5日六十人請会一付当郷両三か村入通達依頼)	15・27		陣屋森本三大夫	大庄屋安川宗兵衛	1通		
A	南野村	21	口上(野崎直二郎の木綿20疋代銀、お渡し下されたし)	19・23		陣屋森本三大夫	大庄屋安川宗兵衛	1通		
A	南野村	20	書状(お下し金、または献金、いまだ持参なし、来8日お下し金繰り出し依頼)	丑8月6日		陣屋森本三大夫	大庄屋安川宗兵衛	1通		
A	南野村	19	書状(六十人請会之事、四カ村勘定立会のこと、50両用立て下されたし、てきかねるなら239両だけは間違いないでお渡し願)	16月7日		陣屋三好役所	大庄屋安川宗兵衛	1通		

分類	村名	番号	文書名	年月日	西暦	差出人(作成者)	宛先	形態・数量	備考	翻刻番号
A	南野村	62	覚(村方買米代の内、銀1,650匁・同2891匁・金100匁受取)	未11・晦日		森本三太夫	庄屋宗兵衛	1通		
A	南野村	61	覚(後欠、27匁1分2朱内訳動定)	1		1	1	1通		
A	南野村	60	覚(河内屋八郎兵衛の御米敷金の内金1匁受取)	子12:15		木間甚兵衛	安川宗兵衛	1通		
A	南野村	59	覚(村方買米代の内金10匁受取)	酉12・晦日		森本三太夫	庄屋宗兵衛	1通		
A	南野村	58	覚(江戸表下し金利息銀301.6匁請取)	慶応2・正月・9	1866	横小路村八右衛門	安川様	1通		
A	南野村	57	覚(米代の内、金70匁、銀1790匁請取)	112:5		森本三太夫	庄屋宗兵衛	1通		
A	南野村	56	覚(江戸表出銀割并御講銀受納)	卯正月・18		横小路村	安川様	1通		
A	南野村	55	覚(未年買米代の内、25匁受取)	酉9:7		森本三太夫	庄屋宗兵衛	1通		
A	南野村	54	覚(初穂料5匁請取)	万延元・12:16	1860	教学院中川忠兵衛	安川宗兵衛	1通		
A	南野村	53	覚(丑年利息受取書 717匁)	112:12		節屋村又兵衛	安川宗兵衛	1通		
A	南野村	52	覚(丑年敷流し金残り金15匁受取書)	とら12:18		陣屋森本三太夫	安川御氏	1通		
A	南野村	51	覚(二好内蔵助様より白銀5両包2封、初穂料請取書)	子正月25日		橋本坊役者	安川宗兵衛	1通		
A	南野村	50	口演(横小路・小山西・高印ウケ村より当6月賄御下金の沙汰なく、高林氏より50匁借り入れ、それ二付、高林氏3ヶ村より証札を入れるよう、また陣屋普請入用3ヶ村負担分100匁を急ぎ出金するよう通達依頼)	1		(森本三太夫)	安川宗兵衛	1通	差出人・宛名・差出年月日部分欠損	
A	南野村	49	覚(村方買米代銀の内受取証)	酉12:8		森本三太夫	庄屋宗兵衛	1通	金30匁・銀3貫目・金50匁、割印あり	
A	南野村	48	覚(893.32匁受取書)	17月		田中半右衛門	安川宗兵衛	1通		
A	南野村	47	覚(5石3斗5升、代599.2匁受取書)	112:6		庄兵衛	安川様	1通		
A	南野村	46	覚(銀25貫目借銀返済受取)	寅11:20		節屋村又左衛門	安川宗兵衛外七人	1通		
A	南野村	45	覚(去る辰年御米代の残り50匁受取)	巳4:7		森本三太夫	庄屋宗兵衛	1通		
A	南野村	44	覚(村方買米代銀の内へ銀4790匁受取)	112:5		森本三太夫	庄屋宗兵衛	1通		
A	南野村	43	覚(米代銀残り816匁余受取)	戌正月14		□□	安川宗兵衛	1通		
A	南野村	42	覚(二好米切手2枚、受取)	子12:1		河内屋新田八郎兵衛	安川宗兵衛	1通		
A	南野村	41	覚(嶋仁買米20石のうち金9匁1分受取)	卯11:7		森本氏	安川宗兵衛	1通		
A	南野村	40	覚(金1朱受取)	子12:7		河内屋平右衛門	安川宗兵衛	1通		
A	南野村	39	覚(金30匁相渡す二付、証文お取り置きのこと)	亥9:16		森本氏	安川宗兵衛	1通		
A	南野村	38	覚(当辰年村方買米代の内金15匁受取)	戌11:24		三好役所	庄屋宗兵衛	1通		
A	南野村	37	覚(当酉年村方買米代の内へ金15匁請取)	酉11:4		森本三太夫	庄屋宗兵衛	1通		

分類	村名	番号	文書名	年月日	西暦	差出人(作成者)	宛先	形態・数量	備考	翻刻番号
A	南野村	83	覚(年貢米120石分の処理内訳)11石南野村御救い米、ほかは式人へ在払い)	亥10:5		森本氏	安川氏	1通		
A	南野村	82	覚(年貢米120石分の処理内訳)11石南野村御救い米、ほかは式人へ在払い)	12:11		森本三大夫	安川宗兵衛 木村重右衛門 土井弥太郎	1通		
A	南野村	81	書状(江戸へ出向に際し駕籠人足5人を出し、てもうったが伏見で次の人足が用意できず、5人そのまま雇うために7両余を出した)と通知)	19:20		森本三大夫	大庄屋安川宗兵衛	1通		
A	南野村	80	口上(四カ村役中)に甚だしむるに、殿様御機嫌よく出立、金子一条については高林氏承知、また陣屋普請入用も追って頼む)	16:8		森本両人	安川宗兵衛	1通		
A	南野村	79	口上(過急御用一行、其許井南野村・横小路村・小山田村・各村庄屋等)人すつ今日中、出勤通達(の事)	16:28		陣屋森本三大夫	大庄屋安川宗兵衛	1通		
A	南野村	78	書状(御上様大物入り、種々御高配下されお礼、井定例入用209両2分の未出金依頼)	15:6		陣屋森本三大夫	大庄屋安川宗兵衛	1通		
A	南野村	77	口上(当月御下し金275両明後日出坂二付明日中届依頼)	11:23		陣屋森本三大夫	大庄屋安川宗兵衛	1通		
A	南野村	76	口演(急相談有り)両庄屋同道、朝飯後出席依頼)	16:21		陣屋森本三大夫	大庄屋安川宗兵衛	1通		
A	南野村	75	相談したく(両庄屋同道出席された)	1正月25		陣屋森本三大夫	大庄屋安川宗兵衛	1通		
A	南野村	74	口演(江戸表より書状到来、龍尾寺雨乞により降雨、村衆中御礼参り)と)	18:4		陣屋森本三大夫	大庄屋安川宗兵衛	1通		
A	南野村	73	覚(成年村方貢米代不足の内金25両受取)	亥正月晦日		袴屋善兵衛	安川宗兵衛	1通		
A	南野村	72	口演(急相談有之、朝飯後庄屋同道、御参集依頼)	丑10:9		陣屋森本三大夫	大庄屋安川宗兵衛	1通		
A	南野村	71	覚(御下し金156両の内129両受取、不足金27両依頼)	13:6		陣屋森本三大夫	大庄屋安川宗兵衛	1通	御下し金内訳(114両御雑用金・27両御手許御入用15両奥様姫若様衣服料)	18 (本書64頁)
A	南野村	70	跡荷物之事、病人の扱いなど依頼、さらに金20両も)	丑10:17		本町三丁自布屋七而 森本三大夫	大庄屋安川宗兵衛 見習木村重右衛門	1通		
A	南野村	69	書状(御旅館御残り河村様菊池様へ京都へ引越りし二付)	1		陣屋森本三大夫	大庄屋安川宗兵衛	1通		
A	南野村	68	書状(金子繰出し木村氏へ相談の上、明日中送り出願)	1		陣屋森本三大夫	安川氏	1通		
A	南野村	67	口演(下拙江戸行二付御談すべきことあり、光来願)	11:26		陣屋役所	大庄屋安川宗兵衛	1通		
A	南野村	66	覚(多年利足3、146両余請取)	亥12:8		田中与兵衛	安川宗兵衛	1通		
A	南野村	65	覚(初穂料銀51両受取)	酉3:26		愛宕山教学院納所	安川宗兵衛	1通		
A	南野村	64	覚(金180両受取、西行御手当金)	17:1		森本三大夫	南野村役人中	1通		
A	南野村	63	覚(当卯口口銀の内金6両受取)	卯12:27		森本三大夫	安川氏	1通		

分類	村名	番号	文書名	年月日	西暦	差出人(作成者)	宛先	形態・数量	備考	翻列番号
A	中野村	105	前欠(宝永三年條目の末尾とみられる。免定読み聞かせ、村小入用帳付官へ持参吟味の簡条のみ)	宝永391	1706	倉田十郎左衛門 松井次郎右衛門	1	1通	本文書はA-1の宝永3年條目参照	
A	南野村	104	口演(殿様信用名前、当丑年払い米人々証文落字云々)	丑12・20(慶応元)	1865	陣屋森本氏	大庄屋安川氏	1通		
A	南野村	103	覚(買米60石代銀5358匁、落字下されたし)	申12・27		瀧村平右衛門	庄屋示兵衛	1通		
A	南野村	102	覚(差紙、羽織袴二而今息役所へ参るべし)	寅12・24		三好役所	大庄屋安川宗兵衛	1通		
A	南野村	101	覚(手形受取覚、作兵衛545・3匁、重右衛門7匁目)	12・12		森本鹿一郎	庄屋示兵衛	1通		
A	南野村	100	口上(江戸行に際し過急相談、只今出動願)	霜月19日		陣屋森本	大庄屋安川氏	1通		
A	南野村	99	覚(利足銀受取動在)1838匁・25匁	丑12・18		郡村取次人源藏	南野村宗兵衛	1通		
A	南野村	98	口演(四力村正金200匁の残り90匁受取、さて当目下し金二付50匁増額、江戸表借用利足等々、郵便200匁比全依頼)	16・5		陣屋三好役所	大庄屋安川宗兵衛	1通		
A	中野村	97	〔上郷・逢坂郷村名書き方〕	1		1	1	1通	御触れ面村名「中野村之内上郷、同村逢坂郷」。御請書には「久良因備守知行所河州講良郡上郷庄屋一年寄」「石向断逢坂郷庄屋年寄」と認め。	
A	南野村	96	覚(春日社灯明料12匁9分請取)	戌2月		布宜福井将監	安川宗兵衛	1通		
A	南野村	95	書状(相談受あり、明日陣屋迄両庄屋同道参集願)	13・15		森本	安川氏	1通		
A	南野村	94	給金(金25匁)	12・6		陣屋森本三大夫	大庄屋安川宗兵衛	1通		
A	南野村	93	急状(金子急々御持参の由にて、その内30匁は2朱金15匁、2歩金15匁と両替の上にて。)	19・18		森本主税	大庄屋衆中	1通		
A	南野村	92	順達依頼状(申渡二付25日村々庄屋、陣屋入参集之事)	19・21		森本主税	安川御氏	1通		
A	南野村	91	覚(勘定書であるが内容不明、中に「郷印利息不足」謄連中割、炭志儀などあり、合942・98匁)	112・24		築山	安川様	1通		
A	南野村	90	口上(重入用金50匁受取、また鎖帷子二、値段次第で二つでも入手依頼)	19・11		陣屋森本三大夫	大庄屋安川宗兵衛	1通		
A	南野村	89	書状(横小路村戌年上納銀滞り甚だ不埒二付、厳しく申付)	1極月9日		三好役所	大庄屋安川宗兵衛	1通		
A	南野村	88	書状(過急入用金3匁、お渡し下されたし。)	15・23		陣屋森本三大夫	大庄屋安川宗兵衛	1通		
A	南野村	87	口演(右払い米二付値段・石数を相談、末尾欠通達願)	1霜月2日		陣屋森本	大庄屋安川氏	1通		
A	南野村	86	口上(小山田村・高向村へ申落としの事今日中通達願)	112・24		陣屋森本	大庄屋安川氏	1通		
A	南野村	85	前欠(支配四力村への差紙回達依頼)	12・18		陣屋三好役所	大庄屋安川宗兵衛	1通		
A	南野村	84	覚(用水・御用助郷などの負担額の勘定覚)	1		1	1	1通	中に「高1石3斗4升1合」とあるのは持高力、他に数人への貸付米とみられる記載有。	

第二部 史料翻刻と解説

翻刻凡例

- 一、翻刻史料は平尾兵吾氏収集文書の中から地域史料として重要かつ興味深いと思われるものを中心に選んだ。但し一点で数ページにわたるようなものは割愛せざるを得なかった。
- 一、配列はⅠ中野村(逢坂郷・上郷を含む)・Ⅱ南野村・Ⅲ岡山村の順に分けて掲載した。
- 一、各文書の初めに文書内容を示す題と目録番号を記し、つぎに史料翻刻を掲載した。
但し目録番号Ⅰ―48の「御触書写帳」と、Ⅰ―62の「諸願書写帳」に含まれるものについては目録番号は省略し、史料名と内容細目の番号のみを記した。
- 一、翻刻の後に、一般の方々が読まれる際の参考として史料解説を付した。
- 一、翻刻においてはできるだけ原本の体裁を生かすよう努めたが、印刷上やむを得ない点については左のような処置を適宜行った。
 - ・文章が続いている場合は原本通りの改行はせず追い込みとした。
 - ・旧漢字・変体かなについては原則として現行の字体に改めたが、部分的にそのままとしたところがある。
 - ・二而(にて)・与(と)・茂(も)・江(え)々(より)など近世の慣用字体についてはそのままとした。メ(シテ)・ホ(など)ら)・メ(貫)については()内の表記に改めた。
 - ・誤字とみられる字については字傍に(ママ)と入れ、脱字とみられる箇所については()内に字を補ったところがある。
 - ・汚れ・ヤブレ・虫損などで判読できない箇所は□を置いた。
- 一、翻刻と解説は山中浩之が行った。

I 中野村・逢坂郷・上郷

1 [中野村本郷・上郷・逢坂郷分村化の動き]

1-1 [宝永三年中野村へ仰せ渡された條目] A-1-1①

覚

一 中野村者大村二候故庄屋式人之儀ニ付、年寄之内清兵衛二庄屋役被仰付候間、五兵衛与申合可相勤、諸事念ヲ入、大小之百姓二万事甲乙無之様心ヲ付可相勤、但清兵衛義枝郷四ヶ郷之支配被仰付、五兵衛義本郷并逢坂郷支配可仕候

一 四ヶ郷年寄四人之義年寄役相休可申、右年寄役任吟味之上追而可申付候、本村之年寄之五郎右衛門義四ヶ郷年寄役可相勤候、逢坂郷之年寄平七義前々之通可相勤候事

一 猪出百姓難儀致由、近年山繁く下草迫繁く候故、猪籠り候由二候、依之割山之通ニシテ勝手次第二下草取可申候、立木繁候所ハ不目立様二下枝取可申候、勿論立木ハ小木ニ而も曾而いらひ申間敷候、若伐取候義在之候ハ、可為越度、尤山年貢役人山ニ在之も同用ニ割掛、年貢差出可申候事

一 普請諸役人人足等其外掛りもの義前々之通本郷枝郷共無差別同様ニ割合ヲ以可仕候。割符等之義も本郷枝郷立会吟味之上諸事可申合候、尤入用銀其外人足等も本高割ニ可仕候。人足之義家別ニ為出候由及御間ニ候、此度改高割被仰付候事

一 用水之義者前々之通日割ニ取可申候、庄屋立会吟味之上証文取替置、相違仕間敷候事

一 免状納米等も庄屋兩人ニ被仰付候間、別段ニ不仕候、勿論免定米辻小百

姓にも委細読聞セ可申、尤厘付之義者庄屋居宅之柱ニ張付置可申候事
一 其村御入用銀年限二代官方へ持参吟味之上差函請可申事

宝永三年丙戌九月

右書付之通 御殿様為下知倉田十郎左衛門様松井次郎右衛門様々被仰渡御請仕候事

[解説]この文書は宝永三年(一七〇六)・延享四年(一七四七)・安政二年(一八五五)の三度にわたって領主久貝氏から中野村へ出された條目を写した一連のものであるが、それぞれの年度ごとに見ていくことにしたい。

宝永三年條目の一条目は中野村の庄屋について述べている。中野村は大村なので庄屋は二人とし、清兵衛は「枝郷四ヶ郷」の支配、五兵衛は本郷ならびに逢坂郷の支配をすべしといっている。中野村はもともとのちの清滝村と逢坂村を含み、全体として二二八〇石ほどに及ぶ大村であった。それでこの当時は本郷のほかに枝郷「四ヶ郷」と分けて運営されていた。四ヶ郷の一つが「逢坂郷」であったが、他の三つの郷名がはっきりしない。その一つはのち「上郷」と呼ばれ、さらに清滝村となる地域であるが、この條目では郷名が記されていない。記されているのは「逢坂郷」だけである。

〈中野村の分郷〉この中野村分郷の前後関係や時期については史料によつて相違がある。明治一五年の「中野村誌」(『四條畷市史』第二巻・史料1)には「元禄三年(中略)村ノ東部ヲ割キ上郷ヲ置キ、享保二年(中略)更ニ上郷ノ東辺ヲ殺キテ逢坂郷ヲ置」とあり、上郷が先に分立し逢坂郷はそのあととなっている。ところがやはり明治一五年の「清滝村

誌」・「中野村逢坂郷誌」(同前所収)では上郷を分置したのは延宝元年(一六七三)で、逢坂郷が分置されたのは貞享元年(一六八四)だとしていて時期が相違する。しかしまた天保一四年(一八四三)の上郷の村明細帳(同上)には「宝永三成年より分郷に相成りそれより御免状別段御下ヶ渡被下候事」とある。

この記述の相違をどう整合的に理解するかはむずかしいけれども、この宝永三年(一七〇六)條目に「逢坂郷」とはつきり郷名が記され担当庄屋が指定されている点から見れば、すでに逢坂郷は分立していたとみられる。上郷の記述がない点から見れば、すでに逢坂郷は上郷より先に分置されていた可能性がある。それが貞享元年(一六八四)であったかもしれない。それでは「上郷」の分置はいつかということであるが、それは明細帳に記されている宝永三年であろう。史料の性格から見ても村誌より確かなものと思われる。そしてこの宝永三年の條目はそのことと何らかの関係があったものかもしれない。というのも條目の主内容が本郷枝郷の支配運営にかかわることだからである。なお條目にみえる「四ヶ郷」とは「逢坂郷」「上郷」のほかどこを指しているのかはわからない。つぎの延享四年の條目を見ると山や用水については蔀屋村が立会っていて、同じ支配に属していたのでその可能性が高い。

二条目は年寄役のことであるが、まず四ヶ郷の年寄役はやめさせて、とりあえず本村の年寄五郎右衛門が四ヶ郷の年寄役を務め、逢坂郷は今まで通り平七が務めるようにと述べている。逢坂郷以外の枝郷年寄について再検討しようとしているようである。

三条目は猪が出て百姓難儀しているが、下草が生い茂り、猪が籠る場所が多くなってきたからであるとして、下草刈や下枝の切り払いを指示している。ただし立木伐採は禁止である。

四条目は普請人足などの諸役負担について本郷枝郷平等に負担すべき事、その際負担の割方を家別は廃して高割にせよと令しているのは注意される。持高の大小を考慮せず家別に負担させるのは不公平な負担になるからである。

五条目は用水は前々定めておいた通り、日割りで取り、証文を取り交わしておくこと。

六条目、免定(めんじょう)その年の年貢額指定通知)の年貢納入については二人の庄屋が責任をもって取り仕切り、他の者は干渉しないこと。免状の内容については小百姓まで読み聞かせ周知させること。なお「厘付」とは、年貢銀納の際の米一石の換算値段(石代値段)のことではないだろうか。銀納のさい米の値段がいくらとされるかは納めるものにとつては大きな問題であったからである。

七条目、村入用銀については「村入用帳」を作成し、毎年末代官に提出して審査確認を受けるべき事。村入用帳は毎年二冊作成し、一冊は役所に提出し、一冊は村に控えとして保管される。提出したものには役人の確認奥印がなされた。村入用は無駄遣いや不正が発生しやすく百姓たちの負担になったのでその使用内容の公正さが確認された。

およそ以上が宝永三年に出された條目の内容である。なお中野村の領主は旗本久貝因幡守で、近世前期大坂町奉行として大阪都市行政の確立に尽力した旗本で、市域では幕末まで中野村および蔀屋村の領であった。交野郡長尾に役所が置かれていた。

1.2【延享四年仰せ渡された條目】A-1-1②

尚又延享年中二被仰渡之写

定

一三郷共申合前々被仰出候御公儀御法度ハ不及申、領内仕置條目之趣逸々堅相守可申事

一中野村三郷二雖立別、一村之義万端申合、我儘無之様於一郷一村之風俗相立候吏堅仕間敷事

一公边御用向三郷申合無滞相勤、何事ニよらす 公儀書上ケ等之義三郷別段二書上ケ候事堅仕間敷候。若左様之義在之ハ吟味之上往古之通一本ニ可申付事

一諸勘定之義何事ニよらす三郷立会、本高ヲ以割方仕、三郷共得心之濟判可仕事

一山林之義我儘ニ伐荒、惣而下草ニ至迄前々仕来り通無相違急度相守、於一郷我儘之働無之様三郷力合、漫々立木之大木伐取候事堅停止之事

一山割之義三郷并部屋村申合、往古々仕来之通割方仕、随分山不荒様人々堅相守り可申事

一用水池水川水共往古之通五割五歩、一ハ部屋村へ引取、中の村本郷上郷往古仕来通四昼夜、高割ヲ以銘々高二応し引取可申候、惣而川水池水共中野村両郷部屋村相談之上、往古仕来堅相守、異論仕間敷候、若養水山林之義并諸普請等我儘ニ新規之義相立候ハ、吟味之上急度曲事可申付事

一逢坂郷之義三郷申合、何事ニよらす新法我儘之義堅仕間鋪候并養水之妨ケ仕候ハ、急度曲事可申付事。

一逢坂者山中之義別而堅相守、我儘ニ伐荒し古法ヲ相背候ハ、先規之通本郷支配可申付事

一御国役銀之義高割ヲ以大庄屋へ相集、大庄屋々相掛候事

一山御年貢之義先規通割方仕、大庄屋方へ相集大庄屋々上納可申事

一万端三郷共其村大庄屋相談之上、差図ヲ受、願筋何事ニよらす公儀者不及申陣屋表之義迫大庄屋方へ相達し差図を請へし。

一惣而三郷立会諸普請其外養水山林軽重ニかぎらず大庄屋へ可遂相談事

右之條々逸々堅相守、三郷并部屋村申合、大小之百姓下々ニ至迄急度申付、違背仕間鋪候。若違背之者有之候ハ、本人ハ不及申、庄屋年寄五人組迄急度曲事可申付者也。

延享四丁卯年九月

右之通御地頭所より御書下ケ有之候ニ付急度相守り居候事

〔解説〕延享四年（一七四七）の條目は一三カ条にわたる。まずこの時期にはすでに中野村三郷とあり、本郷・上郷、逢坂郷の三郷に分かれて支配運営のなされていることが知られる。そして強調されているのは二条目三条目にあるように三郷であっても「一本」「一村」であり「我儘せず」「一郷一村の風俗相立候様」ということである。三条目には公儀への用向きも三郷相談しあい三郷別々にしてはならないとする。もしそのようなことがあったときは元のように一本化するという。四条目も諸勘定は三郷立会い、本高（中野村全体の高）をもって、割り当てを行う事とする。

五条目六条目は割山のことについて下草取も前々の定め通り、立木

は一切伐採禁止とする。山については藪屋村が立会に加わっており、あわせて四ヶ郷と呼んだかもしれないと思わせる。七条目は用水池水川水のこと、ここでも藪屋村立会であるが、その利用は「往古の通り五割五歩、一は藪屋村へ引き、中野本郷と上郷は四昼夜、持高に応じて引く」とある。この「五割五歩」の意味がよくわからない。用水池水川水の五割五歩ということであろうか。ここでは清滝川上流の逢坂郷のこととは出てこない、逢坂分を除いた分ということであろうか。

七条目八条目はとくに逢坂郷について、新法を企ててはならないことと用水の妨げをしてはならないことが言われている。上流の村であるから下流の村々への用水に問題を生じることがあったのであろう。山地の村であるから伐採には特に注意し、本郷支配に従うよう言われている。

一〇条目は国役銀の事で、三郷個々に集めるのではなく、三郷大庄屋が取りまとめることとしている。国役銀は領主への上納ではなく幕府へ納入するものであったから、別扱いにしたものであろう(国役銀のことについては史料九四参照)。一一条目は山年貢の事でこれも大庄屋が取りまとめるものとする。山年貢も代官支配であったからであろう。一二条目は何事もすべて大庄屋へ相談すべき事とし、その上で公儀あるいは陣屋役所へ申し出る。一三条目は普請・用水・山林などの問題もすべて大庄屋にまず相談することと述べている。

以上であるが、総じて三郷立会、三郷一本の強調が目立つ。一七〇〇年前後に逢坂郷につづいて上郷の分郷化が行われて四、五〇年経過し、それぞれ分立した動きを取り始めていたことが、この條目の背景にはあるようである。またそれとあわせて條目の後半では大庄屋の存在が重視されている。問題が多くなるにしたがって、郷ごとに役所に

持ち込まれる訴願も増え、それらを大庄屋のもとで調整ないし下濟させようとしたものと思われる。ただ残念ながらこの大庄屋の活動や実態を知る史料はまだ見いだせない。わずかに天保四年、庄屋年寄頭百姓らが両郡大庄屋二名を不正疑いで訴えている史料がある程度である(「大庄屋書類の引渡し願書」『四條畷市史』第三卷史料Ⅱ、二五・二六頁)。それによれば倉治村惣兵衛・北条村左兵衛がそのときの大庄屋であった。

1-3【安政二年上郷・逢坂郷一村並取扱通達并触書】A-1-1③

此度御地頭所より被仰渡之写

覚

中野村庄屋

年寄

惣百姓

其村方儀手店二付、於地頭所往古々上郷相坂郷ト三郷二引分ケ、右両郷之義も都而一村同様之御取扱二相成有之候得共、大坂御奉行所ニ而者中野村一手之御取扱二付、御呼出し請候節も三郷二同名之者不少、人違等有之、俄二人躰引替□申儀杯間々有之、互二不益之失費相掛り難渋いたし候義、勿論御用弁二も拘り、別而御吟味筋ニおゐて八百姓共深く心配いたし、其外之義も右二準し差支候事共有之趣粗達御聞、此度格別之思召ヲ以、以来諸触御呼出等之義別廉ニ御取扱相成候様 御奉行所へ被仰立候処、夫々御聞届相成、向後諸御触書御呼出其外共村並之通御取扱可有之候、右二付尚又出格之思召ヲ以、御一領限

り中野村之内上郷村并逢坂村与以来相唱、御領分村数ニ差加江候様被
仰出候間、此旨可相心得候、尤御国役其外之義者可為是迄之通候

安政貳卯年四月

右之通中野村へ被仰渡候

〔解説〕本文書は安政二年（一八五五）領主旗本久貝氏より中野村へ出さ
れたものである。上郷・逢坂郷についてはすでに古くから分郷し、領地
のなかでは一村と同様の扱いになってきていたが、大坂町奉行におい
ては三郷は中野村一村という扱いのままであった。しかしそれでは呼
出しの際、三郷内に同名の者が多く人まちがいなどが生じ、あわてて
人を入れ替えるようなことも起こっており、このままでは失費もかか
り、御用にも差し支え、とくに吟味筋（刑事事件の訴訟）の場合につい
て百姓たちは心配しているのです、このたび領主久貝氏の方から奉行所
に上郷・逢坂郷も一村扱いにしてみようという願い出たところ、聞き届
けられ、奉行所においても一村並みに取り扱われることになった。そ
れにともない領内では「中野村之内上郷村并逢坂村」とよび、領分の村
数に差し加えるようにするという通達である。これは上郷・逢坂郷が
領内ではほぼ分村化していたものの、公儀Ⅱ大坂町奉行では中野村と
して扱われていたのを、「中野村之内」という前置きはあるものの一つ
の「村」としての資格を認められたものとみてよいだろう。
この通達はほぼ同時に、領内の村々へ触書として出された。それが次
の文書であるが、先の中野村への通達とほぼ同文である。

尚又御領分村々へ左之通

一上郷・相坂郷之義者大坂於御奉行所者中野村一本之御取扱二付、御呼出
請候節人違等在之、互ニ不益之失費相掛り其上御用弁ニも拘り、其外右
ニ差支候事共、右之趣粗 御聴、此度格別之思召ヲ以、以来諸御触御呼
出等別廉ニ御取扱相成候様御奉行所へ被仰立候処、夫々御聞届ケ相成、
向後諸御触書御呼出其外共中野村之内上郷・同相坂郷と村並之通御取
扱有之候。右二付尚又出格之思召ヲ以御一領限り上郷村・相坂村ト以来
相唱、御領分村数ニ差加へ候様被仰出候間、此段可心得申達候。

地頭所々右之通御領分へ御触有之候

1-4【上郷・逢坂郷一村並扱い二付中野村申立】A-1-1④

右二付中野村申立候事

一宝永延享之比、地頭所々御条目御下ケニ相成、中の村本郷上郷逢坂郷と
雖立別 御公儀様へ三郷別段ニ書上ケ候義仕間敷、若左様之義有之候
ハ、往古之通中野村一本ニ可申付旨御書下ケ有之候
一去寅年上郷相坂郷々本郷江者何之沙汰も不仕、別廉御取扱二地頭所へ
奉願上、御奉行所へも御届ケニ相成候段、先前御条目与相違仕候間、其
段御調奉申上候処、用達河内屋平五郎御呼出之上、已来右様之義申出間
鋪様可申諭旨被仰付、尚亦地頭所々別紙之通御書下ケ被下置、上郷村逢
坂村と別廉ニ相唱候様被仰付候、地頭所々被仰付候義違背相成不申義
与者奉存候得共本郷差纏れ難仕候事

一上郷逢坂郷、川上二而用水自儘ニいたし候様成行候二付、先年々別廉之
儀願出度旨申候而も示談行届兼候事 御公儀様御触面村名書中野村之

内上郷・同村逢坂郷〔※コゴデ途切レテイル〕

Ⅱ南野村

2〔寛永十八年田地永代売買証文〕I-84

永代売申田地之事

田所八大〔心〕下壹反、此御年貢ハ

壹石三斗也、諸役之義壹石式斗

成、此銀子三百五拾匁慥ニ請取

申事実正也、此上天下一同之

新義成事出来申候共為□

申間敷候、為其後日之証文

如件

巳十二月 木間村売主

寛永拾八年 長三郎 (花押)

廿六日 同 理右衛門(花押)

同 九右衛門(墨点)

同 吉兵衛 (花押)

同 久右衛門 ㊦

つかわき 同 宗 介(○)

左門殿 同 藤右衛門(花押)

〔解説〕本文書は右の上郷・逢坂郷一村化に対する中野村からの反論である。なかに「去寅年」と見えるので安政二年通達の直後になされたものとみられる。ただし後半は文書が欠落しており結論は定かではない。中野村は宝永・延享時の條目を引合いに、上郷逢坂郷が本村とは独自に公儀への書類提出をしてはならず、したときは「中野村一本」にもどすという規定があることを主張する。そして二条目では上郷相坂(逢坂)郷からは本村へ何の連絡もなく、勝手に地頭領主へ願ひ出て、さらにそれを領主から奉行所へ届け出て聞き届けられたというが、これは先の條目に違反した行為である。その点を確認願ひたいと申し上げたところ、用達の河内屋平五郎を通して、今後そのような申し出はしてはならないと申し諭され、今後「上郷村逢坂村」と呼ぶように仰せつけられたという。領主からの申渡しに背くことはできないが、これでは本郷の村運営に差支えが生じ難渋の事態を招くとする。三条目は途中で切れているが、清滝川上流にある上郷逢坂郷による用水支配が強まり、別に願ひ出ている用水の件についても話し合いが行き届かない状態であると訴えている。しかし当然中野村の主張は通らなかつた。上郷・逢坂郷が行政的に独立村となるのは明治五年であつたが、幕末期には実質的な独立性を実現していたといえる。以上中野村本郷・上郷・逢坂郷の三郷分村化の経過を宝永・延享・安政と各時期の條目を通してみてきた。分村化の動きはおよそ一五〇年内外にわたるものであつた。

〔解説〕これは本文書中、寛永一八年(一六四一)という最も古い時期のもので、田地一反を木間村長三郎たち七人が塚脇の左門へ売つた売買証文である。ただしその中で年貢は「壹石三斗」とあるのはどういふ事であらうか。一反の年貢が一石三斗ということとはふつうあり得ない。通

常一反から上田なら米一石五斗、中田なら一石三斗収穫されるとみなされた。その高に対して年貢は一定の割合で課されるものだからである。一石三斗〜五斗収穫される田に対して、一石三斗の年貢ということになれば、年貢率八割七分から一〇割ということになる。町場的発展をし、経済活動の活発な村に対しては時に一〇割を超える年貢を科された地域もある。しかしこの地域に対してそれほど高い年貢率が適用されたとは思われない。これは年貢算出の基準になる高「分米」の意味であろうか。

つぎの「諸役之義壱石式斗成」とあるのも意味がとりにくい。もしこれが年貢率であるなら九割以上となりやはり腑に落ちない。諸役とあるので負担などの基準になる高という意味であろうか。とすれば米は一石三斗収穫される土地だが、何らかの事情により年貢以外の諸役負担算出の際には一石二斗を基準とするという意味かとも思われる。

さてこの土地は三五〇匁で売買された。その際「天下一同之新義出来候共為□申間敷候」と述べている。全国共通の土地売買にかかわる新法ができてこの契約は不変であることを言い添えたものである。田畑永代売買禁令が出されるのは寛永二〇年（一六四三）三月であり、本文書はその二年前であり、まだ売買禁令は出されていなかった。しかし新たな土地法令が出されることも予感されていたのであろう。このような文言が入ること自体この時期特有のことで、まだ土地法制が固まっていない状況が反映されている。

またこの文書で目を引くのは売主たちの署名捺印部分で印を押しているのは一人だけで、花押が三人、墨を垂らした印しのもの一人、筆で〇印を書き記したものと一人というように印鑑を押すということが一般化していないことである。（巻頭写真図版4）

3【割山割渡しにつき誓約書】I-97

一札之事

一私義先年々当村江罷越住宅仕候、依之当村方之割山を私共江茂相応ニ御割渡シ被下、銘々支配仕難有仕合ニ奉存候、且又私共依之御割山政道之儀ハ堅ク相守可申候、且又私共身上不如意ニ成候歟、又ハ勝手悪敷儀有之候而他所他国江罷越候儀有之候ハ、何時ニ而も右村方々御預ケ被下候割山御村方江返済仕、相渡シ可申候、為後日預り山証文依而如件

宝曆七年

丑七月

南野村之内

畑 角右衛門^印

請人同 忠兵衛^印

同所組頭 五左衛門^印

南野村

庄屋

年寄中

〔解説〕これは宝曆七年（一七五七）七月、畑村の角右衛門が南野村の割山を割り渡されたことに対して、それをありがたく思うとともに割山の「政道」を堅く守ることを誓約したものである。「割山」はおそらく薪や下草を刈り取ることが許される山の一定区画をいうのであろう。「割山の政道」がどういう内容であったかはわからないが、元文元年（一七三六）の南野村旧記帳によれば「山は残らず平等反別に割り、高下なく水呑百姓まで割渡す」とあり、家掛り銀として山取一人に銀式匁ずつ取るとし、普請の際は山取百姓より一人ずつ出ることとしてい

る(『四條畷市史』第2巻史料一、一五五頁)。本村住人であればだれもが割山を割渡され、その利用を認められるという慣行があったのである。

4【室山台九兵衛兎くすべの際、割山延焼につきお詫び一札】I-95

一札之事

一室山臺九兵衛と申者兎くすべニ参候所、其節東風強、殊之外早損之折柄、割山江火移シ不調法仕、山主方立腹被致、村御役人中江御断被申上、右山代銀相立候様ニ被仰付被下候様ニ被願候所、右ニ付九兵衛私被召寄被遂御吟味、以之外嚴敷仕、御了簡之上御免被下忝奉存候、然ル上ハ若兎くすべニ参候共此上ハ随分鹿相仕間敷候様ニ末々之百姓ニ至迫急度可申付候、仍而一札如件

竜間村百姓代

宝曆八年寅十一月

九兵衛㊟

地主 嘉兵衛㊟

証人 藤兵衛㊟

南野村御役人

宗兵衛殿

〔解説〕宝曆八年(一七五八)十一月、竜間村の九兵衛というものが、室山で「兎くすべ」を行おうとしたところ、乾燥状態の上東風強く割山へ火が移ってしまい、山主が怒り、村役人へも報告され、厳しく叱責されたうえで、ようやく許され、今後このような失態はしないことを誓約した

もの。「兎くすべ」とは耳慣れない表現だが、野原を焼いて煙をくすべ、兎を駆り出す手法をいうのであろう。

5【迷い子を養子に貰い請けるにつき一札】I-99

一札

一此度瀧村久兵衛軒下江迷ひ来り候女子、早速村方方御公儀様江御断被成、猶亦本国身本御糺被成候而村方江養育仕候様ニ被為仰付、夫ニ付私義当時倅も無之候ゆへ貰請度段御公儀様江村方と立会御断申上候処、御聞濟之上私江養育仕候様被為仰付奉畏候、則村方方右倅為持参銀百弍拾匁被遣慥ニ請取申所実正也、然上ハ倅十五歳迄ハ随分ニ大切ニ養育仕候、自然病差起候ハ、村方私立会御公儀様江様子御断可申上候、尤入用之儀ハ十五才迄之内ハ村方方半分通御立会被下候様ニ相對仕候所、相違無御座候、為後日之養子貰請ニ付印形者一徒ニ相違無之候、仍而如件

畑村養子親

仁左衛門㊟

天明四辰十一月

請負人同村親類

忠兵衛㊟

同村組頭

市兵衛㊟

外二村方へ対し無心ケ間敷品申間敷候

南野村

〔解説〕天明四年（一七八四）一月、瀧村久兵衛の軒下に迷い子の女子が発見された。村では公儀へ届け出たところ村で養育するよう言われた。それを聞いた畑村の仁左衛門は自分には子供がないので養育にしたいと願い出たところ早速聞き届けられ、さらに村からその子の「持参銀」として二二〇匁を受け取った。その上で一五才になるまでは大切に養育するが、その入用銀は一五才までは村から半分立ち会ってもらう相談も取結んだというものである。「立会」というのは半分用立ててもらおうの意味であろう。

この「迷い子」は実際は「捨て子」とみてもよいものである。それにたいしすぐに貰い親の申出があつた。当時養子は大変多かつたが、一部上層を除けば、血筋など関係なく誰の子であろうと養子にしようとする者は多かつた。そして捨て子の場合、村は「持参銀」を添えて村から貰い親へ養子に出したのである。捨て子はいったん「村の子」となり、村がその子を養子として出すという当時の捨て子養育システムがよく現れている事例である。

養子親となつた仁左衛門は一五才までは大切に育てるといつている。当時一五歳以上は大人であつたから、成人するまでは責任を持つということである。その際、一五歳までの養育費の内半分は村が世話する取り決めがなされているのは注目される。これは成人するまでは村も責任を持つということを示している。これはかなり手厚い配慮で、他にこのような例があるのかどうか寡聞にして知らない。当時捨て子は多かつたが、その子を養育する公的施設はなかつた代わりに、村がいったん養育を引受け、そしてこのように貰い親が申し出て、その子を家族の一員として育てていったのである。

6【虚無僧立入強請二付番人差略願】I-90

乍恐以書付奉願上候

三好勇三郎殿知行所

河州讚良郡南野村

庄屋

年寄

一当村之儀者山方二而都而百姓共平生農業事多御座候、然ル処近来虚無僧浪人もの并売薬売之類毎々村方江罷越、村役人共并百姓宅江参、色々無体申之、金銀等無心申掛ケ少々ハ取替も遣シ或ハ合力等致遣し候而も中々少々之儀二而ハ承引不仕、其上虚無僧之儀ハ別而止宿ヲ乞日高二御座候処、病気杯と虚病をかまへ色々之無体申掛ケ候二付、少々之合力等いたし遣候得共、一向承引不仕候もの有之、大二難渋仕候、別而前書二申上候通、当村方之儀者山手二而及早水、此節二而ハ昼夜用水引二村役人立会相掛り罷在候、然ル処其家を見込二長談仕、昼夜共立不申、色々押而無心等申募、甚迷惑仕候、以来右躰之もの御座候節者一通り村役人ヲ掛合及、再応利不尽申候得者村役人立会段々申有メ其上不法申、狼藉仕候時者村方番人二申付差略為致候様二仕度奉存候、尤兼而番人江其段申付候得ハ其筋之頭ヲ不申付儀ハ難仕候段申之、扱々難渋仕候、畢竟百姓之儀二候得ハ右躰之類之もの二手向イ候儀ハ得不仕、色々誤合申、相有メ候程付上がり狼藉仕、重々迷惑仕候、依之乍恐奉願上候、以来右躰之儀有之候節者番人二差略為致度奉願上候、此段御聞届被成下候ハ、重々御慈悲末々百姓共沾難有可奉存候、以上

南野村庄屋

寛政貳年戌六月十九日

八右衛門^印

御奉行様

同村年寄

市郎右衛門[㊦]

もたらす諸国の咄を歓迎もしたのである。地域や時期によっては食事を供したり宿泊させたりしていることもある。

〔解説〕本文書は虚無僧体のものが村へやってきて金銀などを無心したり、止宿を願い病気だといって居座ったりなどして、村民が大変難儀しているので番人に処置させたいのでそのように申付けてほしいと願いだしたものである。虚無僧は禅宗の一派である普化宗の僧のことをさし、尺八を吹き喜捨を乞いながら諸国を行脚した有髪の僧。黒の小袖に袈裟を掛け深い編み笠をかぶり小刀を差し餉箱^{けぼこ}(米銭を請い受ける箱)を首にかけていた。

7【朝鮮通信使国役銀不払い訴訟】I-94

乍恐口上

御知行所南野村之内

南出屋鋪支配人

仲右衛門

京都明暗寺が上方では虚無僧の拠点寺院であった。虚無僧は公認された存在であったが、武士・町人・百姓でもなく一種の周縁的身分といえる存在であった。虚無僧の強請的行為は各地で見られ、村ではその取り締まりを明暗寺へ要請することが度々であり、虚無僧が来た時にはいくらの喜捨をするか取り決めをするところもあった。

一砂村九兵衛同村忠右衛門蔀屋村万右衛門右三人二而所持仕来二候南出屋鋪之田地高百三石四斗八升三合此度朝鮮人掛り御国役壹ケ年分十三匁二分七厘出銀致候様被仰付候、右三人江段々掛合申候得共何分御国役之儀者先年々高石二式匁分と相定メ有之候故、右之内江相こもり候様に申之、一切相懸ケ不申候。乍併臨時入用之儀者先年々掛ケ来り候二付、此義者相掛ケ可申候、此度朝鮮人掛ケ之儀者得掛ケ不申候様二申之候二付、致方も無之候二付乍恐此段書付を以奉申上候。以上

文化六年

支配人

巳二月三日

仲右衛門[㊦]

なお村々へ遍歴巡回し喜捨や寄進を願う人々は他にも多く存在した。一は神社による勸進活動である。神社が堂塔の破損修復を理由に神社奉行の許可を得て寄進活動をするものでこれにはほとんどの場合合應するしかなかった。外に座頭^{ざとう}や瞽女^{こせ}(目の不自由な人で三味線を弾いたり歌を歌ったりして門付けして歩く)山伏・祈禱者・易者・大和漫才・節季候^{せきせう}(年末に三、四人が組になって赤い布で顔を隠し頭に裏白の葉をつけた笠を冠って「節季候々々」といって門付けして歩いた)など多様な人々が村々を遍歴していた。村の人々は喜捨を負担と思う一方、その人々が持つ特別な芸能や呪的能力を尊重し、またその人々の

三好勘之丞様

御役所

〔解説〕これは国役銀負担をめぐる揉め事である。国役銀というのは摂津・河内・山城にある大河川（淀川・神崎川・中津川・大和川・石川・宇治川・木津川・桂川）の堤防の普請のために幕府から課されるもので、幕領・私領の区別なく広域に課された。もともとは一〇〇石につき五人から八人の人足（実際はその人足賃）を供出するものであったが、享保七年（一七二二）以降は総普請費用の一〇分の九を国役銀という形で各村に課された（一〇分の一は幕府負担）（村田路人『近世の淀川治水』二〇〇九、山川出版社）。その各村負担額を村ではさらに各百姓の持高に応じて割り当てたのである。これが通常の国役銀であった。ところが、朝鮮通信使や琉球使節の来訪時にはその応接費用が莫大であったので、臨時の国役銀が課された。この文書は朝鮮通信使来聘費用の国役銀について、それは通常の国役銀の中にすでに含まれているとしてあらたに支払う必要はないと主張する南出の土地所持者たちについて、南出の支配人が領主へ訴えたものである。具体的には砂村蔀屋村の三人が南野村南出に合せて一〇三石所持した分へ、臨時国役銀が課されたものだが、三人は一切出そうとしないので仕方なく申し出たという。これは幕府掛りであるため幕府機関（大坂町奉行）へ申し出たのかと思えばそうではなく、その申し出先は自村の領主である三好家に宛てて書かれている。幕府直納分もまず自分の領主を通したうえで処理されるものであったことがうかがわれる。領主にとっても自分の支配地財政の一部が、たとえ幕府であっても他へ流れることについては留意しておくべき事であったからであろう。なお朝鮮通信使は対馬から大坂へ着き、大坂からは淀川を京都へ遡行するのが通例であったが、この時の朝鮮通信使は文化八年（一八一二）五月対馬で易地聘礼（場所を変えて通信使を迎える）という形で行われ、これ以後通信使は

途絶えることになる。

8【四国巡拝中病死につき確認書】I-92

口書之事

一我等生国信州飯田郡下中村住人、此度依心願四国順拝仕、当国葛井寺御同行中病氣二取合、則帰国仕度旨相願候処、当寺御役人御慈愛を以帰国村次御添書被成下、順村御役人色々預御介抱候得共死病候哉、氣力不相届、追々病氣重り最早養生不相叶、昨十一日暮六つ時及落命、依之持参往来手形并二寺送り所持之品等迄御改被成下候上、弥病死二紛無之段御見分、御村法之通御取斗被成下忝奉存候、後證為口書仍而如件

天保式年

卯七月十二日

信笈飯田郡下中村

金作（爪印）

但同人娘

あさ（拇印）

南野村

御役人中

〔解説〕これは四国巡拝へ向かう金作・あさという父娘ともう一人の同行者の内、その同行者が南野村で病死した時の確認書である。残念ながらその同行者がだれであったかは記されていない。父娘連れであるから同行者も家族の一員であった可能性が高い。三人は信州飯田から四国八十八か所巡拝の旅に出たが、途中河内葛井寺で同行者が病気に

なった。帰国を願ったところ葛井寺の役人が村継の添書をしてくれ、村々を順々に介抱されながら送られてきたが、ついに南野村まで来たとき、力尽きて亡くなったのである。

当時、旅の途中で病気になるときは、その場で一定期間療養して回復を待つか、あるいはできるなら村送りで帰郷を願うかのいずれかであったが、たいていは帰郷を願ったようである。村送りというのは病人を一つの村から次の村へ運ぶことであるが、それには前の村から次の村へ村送りを依頼する依頼書が必要であった。この時は葛井寺役人の添え書きがかなりの効力と信用性を持ちえたようで、その村継がスムーズに行われたように見える。葛井寺は西国三十三か所の一つで誰にも知られていなかったであろう。実際にはこの村継は村の負担になるし、また旅人の身元がはつきりしない場合には危険が伴うので、拒否される場合もあった。その時は相当厄介な問題にもなった。幸いこのときは問題なくスムーズにいつている。しかし結局力尽き南野村で同行者は病死したのであるが、その手続きが記されている。

それはまず往来手形と寺送り証文の確認であった。百姓の場合往来手形は村役人が発給し、村の住人であることの身元保証の上、もし旅人が途中死亡した時には所の作法で葬ってもらおうよう必ず記しておかなければならなかった。それほど途中の死が多かったということでもある。寺送り証文はそのものが属している旦那寺が発給するもので、当時平民は町か村に属しているとともに必ず一定寺院に属していなければならなかった。身元保証はこの両者によってなされていたので、旅を含む平民の移動については両方からの手形を所持していなければならなかった。これを所持していないときは村送りの扱いや死亡の扱いについても問題が発生した。これら両手形の確認の上所持品の確

認が行われる。そして遺骸の見分が行われ、病死に間違いなく確認されて完了となる。これら村送り、介抱、葬埋などの費用は基本的に当事者、この場合は父親金作が負担すべきものであったが、中には負担できないものもいた。その場合は村の負担となったのである。身元不明の行倒れはとくにそうであった。

9【室池鳥獵請負約定】I-86

覚

一此度両村立会字室池三ヶ所共鳥獵請負之儀、村役人申談之上両村之者共一同江入札可致旨申聞候処、入札之上其元殿江落札二相成、来ル巳年二月々卯年二月迄拾ヶ年之間、右鳥獵請負代銀三拾五貫三百匁之内當時銀拾九貫弍百五拾五匁ニ請取、残銀拾六貫四拾五匁来ル巳年十月廿五日限請取可申約定ニ付、若日限銀子延引相成候ハ、當時受取置候銀子其元殿江相渡不申候上、鳥獵請負之儀何方江成共為致可申候、右ニ付請負中両村共鉄炮停止之儀被願出候ニ付差留可申候、勿論山内ニ而鳥獵いたし候儀決而為相止可申候、為其依而如件

南野村

天保十五年

庄屋 宗兵衛(印抹消)

辰十一月廿五日

中野村

庄屋 幸之助(印抹消)

南野村 安三郎殿

〔解説〕天保一五年（一八四四）一月南野村・中野村立会の室池に集まる

鳥の猟を誰かに請け負わせることになり、入札したところ南野村安三郎が落札した。翌巳年（弘化二年・一八四五）二月より卯年（安政二年・一八五五）二月までの一〇年間の請負で、その請負代銀は三五貫三百匁であった。その内一九貫二五五匁をすでに村は受取ったが、残り一六貫四五匁は翌巳年（弘化二年）一〇月二五日までに受け取ることを約定した。もしその日限までに支払いがない場合はすでに受け取った銀は返却しないこと、また鳥猟は他のだれかにあらためて請け負わせることとする。なおこの請負が成立した上は両村のものが鉄炮を使用して鳥猟をすることは禁止し、勿論山へ鳥猟のために入ったりはさせないことを約束した。

以上が約定の内容であるが、一〇年間三五貫目余というのは相当な額である。一年間三貫五〇〇目余、およそ金六〇両である。請け負った安三郎はこの額を超える鳥の捕獲が必要であったはずである。どのような鳥がどれほど室池に集まったのであろうか。一年で金六〇両を超える鳥猟は膨大な数になったに違いない。安三郎という人はどのような動物なども多く鳥にとっても好適な場所であった。村にとってこれは池魚の捕獲と並んで大きな収入源となっていたはずである。あわせて鳥害を防ぐことにもなったし一石二鳥の事業であった。しかし鳥たちにとつては受難の時期であった。現在は鳥獣保護区となっていてこのようなことはもちろん許されない。現在の室池には鳥類ではカモ・セキレイ・ヒタキ類はじめ多種多様の鳥たちが飛来棲息し、室池周辺は鳥の楽園となっているようである（『むろいけの自然』NPO法人里山サロン、平成二八年刊）。

10【室池新池築造二付小物成山池堤築き立て許可願】I-93

乍恐以書付奉願上候

久貝因幡守知行所

河内讚良郡中野村

同村之内

上郷

蔀屋村

三好内蔵助知行所

同所同郡 南野村

一当村々用水引取方之儀者字室山ト唱候溜池ヲ引取来ル処、用水手薄ニ付此度右池取広ケ仕度、依之中野村田地六反式畝拾三步、南野村田地五反式畝歩、小堀勝太郎様御支配所同郡上田原村御田地拾七歩池床二仕、南野村中野村両村請持罷在候当 御支配小物成山并小堀勝太郎様御支配所同郡下田原村領字片原山之堀ヲ池圍二仕、右字片原山鼻ト南野村小物成山之谷間ニ差渡し長サ八間敷巾四拾間、馬踏六間高サ九間之池堤築立、前書溜池此度取広ケ仕度奉存候間、龜絵図相添、乍恐御願奉申上候、尤両田原村江者兼而示談仕候処、差構無御座候二付、当 御役所様御聞届被為成下候上、小堀様御役所江も奉願上度奉存候間、何卒格別之御憐愍ヲ以右願之通御聞濟被為成下候ハ、用水潤沢ニ相成、村々百姓一同安堵可仕儀与重々難有仕合可奉存候、以上

南野村

安政三辰年七月

庄屋年寄

中野村

庄屋年寄

多羅尾久右衛門様

御役所

〔解説〕室池は南野村・中野村・薮屋村の立会池。古来砂溜池・中池・古池の三池であったが、これらだけでは水量が不足し、たびたびの旱魃時には用水争いが頻発した。『四條畷市史』第二巻史料I、同第三巻史料II、同本文編参照）それで新池築造が明和期（一七六四〜一七七二）ころから計画されたようだが実現に至らず、嘉永六年（一八五三）の大旱魃を期に築造計画が本格化し、周辺村々と各村領主の了解を取り付け、ようやく安政五年（一八五八）正月着工、同年七月に竣工する。

本文書はその直前、代官多羅尾氏へ提出した願書である。新池は中野村田地六反二畝一三歩、南野村田地五反一畝、上田原村田地一七歩を池床とし、南野・中野両村請持ちで代官多羅尾氏支配の小物成山および代官小堀勝太郎支配下田原村の片原山の山すそを池囲いとし、その両山の間の谷間に長さ八間、中四〇間、馬踏（堤上部の平面部分）六間高さ九間の池堤を築き、新溜池を築くというもので、相当な規模の大工事である。両田原村の了解はすでに得ており、小物成山支配の代官多羅尾氏へ許可を求めたものである。

11【新池築造につき川下村々と約定一札】I-71

差入申一札之事

一 当方山内二字室池与唱候用水溜池有之候処、近年旱魃打続、右用水乏候二付、今般右室池東続二溜堀用水池相催候処、右場所流水之儀ハ下田原

村々交野郡天乃川筋江落込候、依之川下御村々江及懸合二候処、御見分之上段々及引合、御示談申上候処、双方行届き尤約定左之通

一 右新請堤之儀ハ御見請之通山田鼻者谷間至而間狭之場所ヲ築立、尤堤長八間横巾四拾間高九間、右様之仕法ニ御座候得共当方心得方之儀者可相成丈ケ如山大丈夫ニ普請致、尤 後難崩切等者一切無之様可致候事

一 在来元池堤之儀ハ已来中堤二相成、自然取払候ハ、当方二におゐてハ水溜堀ニ而為方ニ茂相成候得共一円ニ致候而ハ新堤江対し不丈夫之道利ニ相成候二付、此儀ハ已来取払之 儀者決而致間敷候事

右之通約定書差入候上者毛頭異変致間敷候、尤右堤修復手入之儀者番人足ヲ付、情々盤石之手当致、麓々一切無之様手強可致候、為後代依而如件

安政三年

辰十月

讚良郡中野村

庄屋 利三郎

年寄 藤兵衛

上郷

庄屋 専右衛門

年寄 久左衛門

薮屋村

庄屋 栄太郎

年寄 傳兵衛

南野村

庄屋 半右衛門

同断 重右衛門

交野郡

私市村

星田村

私部村

郡つ村

村野村

山之上村

田宮村

禁野村

磯島村

新町村

岡村

茄子作村

年寄 治郎兵衛

同断 与兵衛

同断 弥太郎

同断 利右衛門

険もあり、今後も旧堤を取払うことはしないということである。以上の約定内容にさらに修復手入れの番人をつけ、「盤石の手当」をしようと付け加えている。宛先の村々は交野郡に属する一二カ村である。これが天の川筋の村々であったのだろう。

12【室池新池築造につき上田原村出作地池床・下田原村片原山池囲の儀につき願書】I-65

(冒頭部欠)

御支配所同国同郡上田原村御田地之内南野村地境二有之山田反別拾七歩、此分米五升分之場所者年久敷右村々々出作地二有之候二付、此分共合老町壹反四畝歩之場所、此度池床二仕、前段字室池之用水溜池仕度、尤右溜池囲之儀者別紙籠絵図之通南北者南野村中野村小物成山裾并当 御支配同郡下田原村領字片原山之裾通り其儘相用、西之方者在来右室池囲堤有之、東之方二而長八間敷、巾四拾間、馬踏六間、高九間之囲堤新規築立、用水溜池仕、右室池囲堤伏越樋ヲ以相移し候ハ、右村々田地相続仕度奉存候二付、則私共両村右小物成山之儀者当時多羅尾民部様御支配所二而両村共夫々山役銀上納仕罷在候場所二付、御同所江願上候処、願之通御聞濟被成下候二付、両田原村江前段之趣ヲ以及引合二候処、上田原村御田地之儀者池床二相成候而茂右村々におゐて差支無之旨、且又下田原村領字片原山之儀者同村百姓持野山之儀二付、是又何之差支茂無之旨申與、示談約定相整候二付、乍恐右溜池之儀奉願上候、何卒格別之御憐愍ヲ以御許容被為成下候ハ、用水潤沢相成り百姓一同永続安堵可仕儀与重々難有仕合可奉存候、右二付土砂方御役場江茂奉願上候処、御聞濟被成下、右池普請

〔解説〕新池築造につきその流水は下田原村から交野郡天の川筋へ落ち込むこととなり、そのためその川下村々へ掛け合ったところ見分の上示談が行き届き約定したものである。

約定の一条目はできるだけ堤は「山の如く」丈夫に普請し、崩れ切りなどの後難は一切起こらないようにする。二条目はこの堤ができれば元の池堤は不要になり、取り払えば、その分溜水が増えありがたいのだが、それを全部なくしてしまうと新堤へ水圧がかかり「不丈夫」の危

御差支無御座候旨被仰渡候、別紙鹿絵図相添江地頭表添簡ヲ以乍恐此段
奉願上候、以上

上田原村

庄屋 仲兵衛

年寄 伊右衛門

百姓代 平右衛門

安政四年
巳正月

中野村

役人惣代

庄屋 利三郎^印

同村上郷

同断庄屋 専右衛門^印

薮屋村

同断庄屋 榮三郎^印

南野村

同断庄屋 半右衛門^印

同断年寄 治郎兵衛^印

小堀勝太郎様

御役所

前書之村々奉願上候処、此度私共村々江引合有之、差支之儀一切無御座、勿論上田原村江茂出作御年貢并諸役共聊無滞相勤候筈、并下田原村字片原山之儀ハ百姓持野山ニ而是又何方江茂差支無御座候二付、此度前書村々へ為取替仕、両田原共右一条二付何之差障無御座候間、何卒右池普請之儀者願之通御聞濟被成候様仕度、此段奥書ヲ以供々奉願上候、以上

当御支配所

下田原村

庄屋 重右衛門

年寄 利右衛門

百姓代 孫右衛門

〔解説〕本文書は93文書と基本的には同じ文面である。93文書は小物成山の支配を預かる代官多羅尾氏宛のものであったが、これは上下両田原村を管轄する代官小堀勝太郎役所宛に出された新池築造の許可を願った文書である。新池が上田原村の一七歩の土地を池床にするのと、下田原村の片原山が池囲になることにつき、両田原村も差し支えないとの示談了解済であり、多羅尾氏のほうでもすでに聞き届けられたことをあげて願っている。末尾近くに「土砂方役場」へも願ひ出たというのは畿内大河川の堤防を統括した大坂町奉行の堤方役所であろうか。なお末尾の別紙鹿絵図を添えて「地頭表添簡をもって」願ひ出るといふのは南野村領主三好氏・中野村領主久貝氏からの新池築造について許可を求める添え書きを付けて小堀役所へ願ひ出るといふことである。なお別紙鹿絵図の控は残されていない。こういう一連の願書を見ると、築造の許可を得るまでに、自村の領主の了解はもとより、関係する村々との話し合いと約定、またその村々の代官や領主の了解などを取り付けねばならず、その願ひ出の手続きだけでも相当なエネルギーを要する事業だったことがうかがわれよう。

さて以上の願書に続いて最後には、両田原村から出作地と片原山が

築造個所になることについて全く差しさわりのないという奥書まで書いてもらって願ひ出ている。代官の許可を得るための周到な配慮である。

仲人

清兵衛^印

同断

藤太郎^印

三好内蔵助様

御役所

13【新池請負竣工につき弁才天安置、寄進石灯籠に記名願】I-75

乍恐書付ヲ以奉願上候

尾州智多郡野間村之産、当時和州添下郡

郡山魚町出店

尾張屋吉之丞

一御領分用水往古々在来字室池東続、此度新規溜池被遊御取立候趣及承候二付、南野村清兵衛殿藤太郎殿両人ヲ以右普請受負被仰付候様相頼候処、村役人中御衆評之上私江御渡被成下、追々普請出来、以御蔭先月廿五日無滞岸包仕、右普請中毎々御上様蒙御懇命冥加至極難有仕合奉存候、依之新溜池為守護 弁才尊天安置仕、右室殿并石灯籠寄進仕度、及池中へ罷出候山有之、誠二最上之場所二御座候、猶亦御国益二相成候御普請二付、永樂 御上様御高恩末々迄忘却不仕様大石ヲ以記名置候処、御領主様奉始御重役様方御性名彫人并二村役人中名前、私義も右石裏へ細字成とも名前御書加被成下候ハ、末代面目此上不可有之志願二付、不願恐此段奉願上候、何卒格別の御仁恵ヲ以、右願之通御許容被為成下候ハ、广大之御慈悲難有仕合奉存候、以上

〔解説〕新池は安政五年（一八五八）七月二五日に完成した。その築造工事を請け負ったのは尾張屋吉之丞というものであった。尾張知多郡の出身で当時は大和郡山に居住していた。尾張屋という屋号からはいわゆる尾張者、河川堤防などの修築工事を請け負った土木請負業者を思わせる。黒鍬とよばれることもあった。吉之丞という名前からその集団を率いる棟梁かと思われる。その吉之丞が新池完工を記念し、溜池守護のため弁才天を安置し、その室殿と石灯籠を寄進し、池の中へ突き出した山へ設置したいと願ひ出たものである。またその所に大石をすえ、そこへ領主はじめ重役の人々の名前、村役人名、また細字で結構なので自分の名も書き加えられるよう願ひ出たものである。

14【殿様借財のため金子借入二付四カ村請負一札】I-87

一札

一此度御殿様無據御借財二付、去ル戌年御講満会銀引当二而金貳百両内五拾両ハ三右衛門殿へ被仰付、残百五拾両ハ御知行所四ヶ村役人中并二荒増之百姓ノ御世話いたし御用金差上候様被仰付候得共銘々借出し

安政五年

午八月廿三日

右願人

吉之丞^印

難相成候二付、御役人中より借入レ差上被下候様御願申上候処、御承知之
上御借入レ差上被下候段承知仕候、夫二付右金子何角差支之儀も有之
候得者其節八四ヶ村平掛り丈ハ急度相掛ケ可申候、為念差入申一札依
而如件

文政十年

亥八月日

塚脇村	伊兵衛
同村	利右衛門
雁屋村	忠右衛門
同村	治兵衛
同村	利助
中つ川村	権右衛門
同村	太郎右衛門
畑村	弥太郎
瀧村	利兵衛
同村	作兵衛
同村	与兵衛
同村	治郎兵衛
同村	和助
北出	清右衛門

御役人中

〔解説〕本文書は殿様(南野村の領主旗本三好氏)の借財に際し、去年満会
となつた講銀を引当として金二〇〇両を工面することになり、内五〇
両は三右工門という者が用立てすることになつたが、残り一五〇両は
三好氏の知行所四カ村の村役人や百姓から世話するよう指示された。
しかし一部百姓が金を借り入れて差し出すのは困難なので、役人中が

借り入れて差し出してほしいと願つたところ承知された。それについ
て金の工面で差支えが生じたときは四カ村が平均して負担を割掛け
ることを約したものだ。

ただしここで四カ村といっているのは三好氏知行所の南野村・高向
村(現河内長野市)・小山田村(同上)・横小路村(東大阪市)の四カ村を
指しているが、この文書の差出人は塚脇・雁屋・中津川・畑・瀧・北出と
いう南野村に含まれる地域の一四名である。宛名の「御役人中」も南野
村の村役人を指しているとみられる。したがつてこの文書は右の内容
について南野村各集落の有力百姓たちが南野村村役人へ差し出した
約束証文であり、四カ村それぞれにこのような約束証文が作成され
たものと思われる。

さて三好氏の財政がいつころからこのような借金財政になつてい
たかはわからないが、横小路村に残された三好家の御用勘定の帳簿控
によると明和年間(一七六四)にはすでに借財は慢性化して、毎
年銀四〇貫目(約金六七〇両)前後の先納銀が課されており、四カ村が
年貢以外に負担していた。南野村は四カ村の中で最も村高が大きく負
担額も多かったものと思われる(美馬佑造「近世後期における旗本三
好家の家計」『政治経済の史的研究』一九八三所収参照)。

この収集文書のなかに幕末期三好氏陣屋役人から四カ村大庄屋安川
宗兵衛宛の八〇通ほどの書状があるが、そのほとんどは金の工面を依
頼する内容である。つきにそのうちの数点を見てみよう。

15【江戸御用金并に月賄金持参依頼状】A-16

口演

以手帑申上候、昨日者御苦勞御事ニ御座候、然者其砌御頼申上置候江戸表方申被越候金子貳百両并月賄金百拾四両都合金三百拾四両御出金之義、今明日之中ニ陣屋へ御持参可被成下候様ニ御頼申上度候間、左様御承引可被下候、右御頼申上度、早々以上

閏五月九日

尚々奉申上候、大坂表御堅メ之儀者大ニ相ゆるみ候由承り候二付、左様御承引可被下候、早々

(この間に異筆の書入れ二行あるが略)

大庄屋

陣屋

安川宗兵衛様

森本三太夫

用書

〔解説〕本状は金二百両と月賄金百十四両の出金を三好家の陣屋役人森本三太夫が大庄屋安川宗兵衛に依頼したもの。三好家は南野村(二五二七石余)のほか河内国錦部郡高向村(一〇七二石余の内六五石余)・同郡小山田村(一一三九石余の内五五二石余)、同国河内郡横小路村(七二〇石余の内四二七石余)の四カ村を知行した旗本で、その四カ村を支配するための陣屋役所を南野村に置いていた。その陣屋には江戸から役人が派遣されていたが、おそらく一、二名に過ぎなかったようである。その幕末期の役人が森本三太夫である。しかしその役人の手ではとうてい散在している四カ村の支配はなし得なかった。そのた

め置かれていたのが四カ村を統括する大庄屋であった。四カ村との連絡交渉、年貢徴収、年貢米の換金や送金の実務は大庄屋に委任されていたといってもよいのではないかと思われる。役人森本氏と大庄屋安川氏との本状のようなやりとりが八〇通ほど残されるが、ほとんどはこのような金子の調達依頼の内容である。本状における合計三百十四両の内、二百両はどういうものかわからないが、借銀か臨時入用のようであり、百十四両は「月賄金」とあるので、おそらく江戸における毎月の経費に充てられる額だったように思われる。村々は年貢米を前払いして送金したのである。

なお「閏五月」は慶応元年(一八六五)五月と考えられる。というのも尚々書のところに「大坂御堅メ」とあるからである。これは將軍家茂が長州征討・京都守護のため文久三年(一八六三年)より在坂していたことを指すと思われる。「大ニゆるみ」というのは、慶応元年長州藩の服罪により將軍進発を停止したあとの状況をいうのであろう。

16【大風雨にて殿様船中大難儀、御見舞要請状】A-18

以幸便得御意候、過日者雨中之節其元殿始役人中一統御大儀之御事御座候、且一昨日者金子御持参被下、御苦勞之御宴御座候、然者昨夜者存外之大風雨ニ而御同前二困り入候、然ル処船中御荒ニ而御殿様始メ御用人衆御次之外一統共大難儀ニ而最早一命ニも可及程之御心配被遊候義ニ有之候、昨日右様大荒□□心得、下拙始□□三郎□□作兵衛熊吉ヲ連、御窺ニ罷出候処、御前様大ニ御所勞被為在、皆々所勞之躰ニ而有之候、大庄屋安川役人共罷出候哉与御尋被遊候二付、知行所之義如

何有之候哉□□荒候所等出来候ハ、得罷出不申候と申上置候間、左様
二候得者村役人者兎角、其元殿者昨日も御窺旁御見舞も可罷罷出哉と
心得候得共無其儀、甚夕以不行届之御事二御座候、一忝御窺も手輕二
致候間可罷罷出候、則牧野豊前守様御船風二而吹上候二付、御同人様
三好家へ御旅館被仰付、御上り二相成り御荷物不残ら御上ケ二相成候
間、今日は御出不被成候様二可被致候、且又金子下し金之残り金百七
拾壹両尚又横小路村分八両未不持參不致候二付、其元殿方都合二而此
者へ御渡し可被下候。右申上度如此御座候、早々

とら八月九日認メ

天満天神門前

大庄屋

扇屋方二而

安川宗兵衛殿

森本三太夫

〔解説〕本状の「とら八月」は慶応二年（一八六六）寅年であろう。暴風雨で
船中大難儀というのは、この七月二十日將軍家茂が大坂城で病死し、
江戸から随従してきた者たちも急いで船で帰るところであったのだ
ろう。殿様三好氏も船に乗ったところ大荒れとなったようで「御所勞」
だった。陣屋役人森本氏などが見舞に出たところ、殿は「大庄屋安川」
は来ているかと尋ねたという。森本氏は村が大風雨で荒れたのでその
対応手配に忙しくて参っていないとその場では答えたが、やはり御見
舞に参るべきだと思ひ安川氏へその旨説諭している。領主三好氏も自
分の知行所四カ村が大庄屋安川氏によって実質的に運営され、それによ
って金子が送り届けられていることを重く意識していたらしいこ
ともうかがわれる。

17【江戸御下し金出金依頼状】A-32

〔封表書〕大庄屋

陣屋

安川御氏様

森本氏

無別条用書

〔封裏〕× 五月五日

口演

以手帑得御意候、薄暑之砌り御座候得共愈御壮栄被成御座珍重之至ニ
奉存候、然者当月江戸表へ御下し金、定例之分金高百五拾四両、又五拾
五両式歩式朱破損御取繕ひ御入用金、又式拾両当春三月御下し金之節
主税方□右三度合テ式百式拾九両式歩式朱来ル八月二御出金可被成
下候様御頼申上度候間、左様二御承引可被下候、右御頼申上度如此御
座候、恐々謹言

五月五日

尚々奉申上候、当日者先々御目出度御儀ニ奉存候、御家内衆中江も
宜敷御申傳へ可被下候。

〔解説〕本状も江戸への御下し金の出金依頼状である。これによれば定例
の分として金一五四両、破損修復費として五五両、そして三月御下し
金の一部二〇両、合わせて二二九両式歩式朱の出金を依頼している。
なおこれらの金は基本的には年貢米を在払い（在地で年貢米を売り払
うこと）して換金していたものであることが他の文書からうかがわれ
る。その販売方法や手続きも村々によって行われ、大庄屋が四カ村の
取りまとめをしていたのである。

18【江戸御下し金内訳ならびに御渡し依頼状】A-71

覚

一 金百拾四両 御雑用金

又同式拾七両 御手元御入用金

又同 拾五両 御奥方様 御衣服料

御姫君様

〆百五拾六両

右之通り御下し金有之候所、一昨五日二百廿九両御為持遣し被下候得共、金廿七両不足二相成り候間、左様御承引可被下候、外二金七両三步江戸平払江差遣し可被下候、都合三拾四両三步此者へ御渡し可被下候、別段受取書者為持上候間、御落^{（手廻）}可被下候、先者御頼申上度、早々

三月六日

大庄屋

陣屋

安川宗兵衛様

森本三太夫

用書

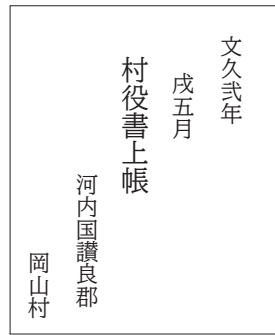
〔解説〕本状には定期的な御下し金の内訳が記されている。それによれば「御雑用金」一一四両、「御手元御入用金」二七両、「御奥方様・御姫君様御衣服料」として一五両、計一五六両とある。「御雑用金」は先のA26文書に「月賄金」一一四両とあったのと同額で、これが基本的な江戸の領主経常費に宛てられたものである。そして別に「御手元御入用金」というおそらく領主の個人的支出にかかわる出費に宛てられる分があった。さらに奥方と娘の衣服料という名目の送金がなされていた。

計一五六両に上る額が毎月南野村はじめ四カ村から送られていたのである。一年間で一八七〇両余に上る。しかもこのほかしばしば領主から御用金等の出金要請や借財の肩代わりを担わせられた。これらを四カ村合わせて二五六〇石程度の村々が負担するのはかなり重かったのではないかと推測される。しかし村役人は村の生活が十分に維持できるように、あわせて領主の家計が借財によって完全な破綻に陥らないように、注意深く両者の生活へ配慮しながら、年貢米の換金や送金を工夫していたと推察される。領主経済はほぼ村役人の手に委ねられていた。領主は幕末期には將軍進発にもなつて来坂したけれども、おそらくそれ以外領村を巡村することはなかったのではないだろうか。江戸の領主の生活はすべて四カ村の百姓たちの手で支えられていたのである。

Ⅲ岡山村

19【岡山村人足等諸役書上帳】I-12

(表紙)



小堀数馬御代官所

河内国讃良郡

岡山村

石原助八郎様
中川 亮平様

文久式年戊五月

右村

庄屋 伊兵衛
年寄 九兵衛

一農業之間ニ男者山薪、藁草り繩之類稼仕候。女ハ薄木綿織稼仕居候。所之産物之類無御座候。

右之通りニ御座候ニ付、近年凶作続ニ付困窮之百姓難渋仕候。御救被為成下、助郷之儀乍恐御免許奉願上候。御聞濟被為成下候ハ、御慈悲難有奉存候。已上

一城付陣屋之夫役無御座候

一往還道ニ而者無御座候

一堤川除用悪水川道橋、砂岡三ヶ村組合掛り、其外溜池五ヶ所右同断普請人夫掛り数多御座候

一脇往還高野山々京都海道御座候、折々往来人行倒レ出来候節諸入用相掛り申候

一当村内山上有之候、右者大坂御陣之節御物見臺被為御在 御上覽之御利運被遊御座候御吉例之御勝山与申唱、右御物見臺当時氏神御座候。然ル所大坂御城代様其外諸役人様方御巡見被遊御座候。則高橋孫兵衛江御入休相成、右ニ付人足等差支無之様被仰付候。右人夫砂岡三ヶ村高掛りニ而相勤居候。右御巡見様方御用不時成被仰付候事茂有之候。右ニ付宿場助郷御糺有之候節、右之御用勤奉申上候。御免被為成下候先年振合茂御座候。乍恐助郷役被仰付義右ニ付御免許奉願上候。

〔解説〕岡山村における田畑にかかる年貢負担以外の諸人足負担について記したものである。同村において最も大きな負担は堤防と悪水抜き水路の維持確保、そして五ヶ所の溜池維持の人足確保であった。つぎに臨時負担として一つは高野街道における往来人の行き倒れがあったときの負担、二つ目は御勝山と称する家康秀忠御本陣であったという由緒を持つ小山があり、そこへは大坂城代はじめ諸役人の巡見があり、その都度人足負担のあることを挙げていた。これは他村にはない岡山村独自の負担である。これに伴って助郷指示のある時はこの負担があることを理由にその免除を願い出て許されてきたとする。最後の所でも助郷免除を願っている、そのために作成されたものかと思われる。

(表紙)

嘉永六年
丑年大旱損二付村中儉約取締書
十月
河州讀良郡
岡山村

大旱損二付儉約取締左之通

- 一博奕賭勝負之儀者申二不及、何によらず似寄候儀者六道穴一二至迄かたく無用。
- 一若きもの共寄集けんくわ口論致間敷者勿論之事、其外遊女通ひ又者料理屋にうり屋二而吞食致事かたく無用
- 附、野作之小前物を姿取候を煮焼^{（煮）}宿致候ものハ過料として錢壹貫文宛村方入用ニ為差出候事
- 一儉約中相統講相企候事急度差留可申候。
- 附り、他所縁を以申参り候共右を申立、決而相断可申事
- 一儉約中くだものはもち論にうり杯堅無用
- 附、小商ひ童子供二かごになひ杯は子細も有之、決而不相成候事
- 一芝居淨瑠璃相撲すへて興行事かたく無用
- 附、他所二有之候而右二事寄、書状など差入共請間敷候、押而差入候ハ、村方取集差戻し可申候事
- 一村内二死人有之者而隣五人組同行限二取行ひ可申事
- 附、若人夫入用ニも候へハ其施主人を誰成共相頼可申候。手も入不申

候二長居致し候ハ深切ニ而も無之、雑用だおしと相見江候へハ早々悔み而已ニ而可罷歸候。親類之外斎米香奠などたとへ如何程懇たり共堅無用

- 一他所之縁者二死人有之ハ親類之外かたく無用
- 附り、而隣ニ而も葬式悔など決而行間敷事
- 一正月始・盆始何ニても取遣之儀者堅無用
- 附り、初祝ひと唱、弓上帳挑^{（提灯）}又ハ手丸杯遣ひ候ものハ吟味之上急度可及沙汰候事
- 一病人有之候而先方を見舞配り候共品々手産物を以見舞候儀者堅無用
- 附、疱瘡人又者産家見舞右同断之事
- 一家普請上棟之儀者相互ニ取遣致間敷候。手伝之義ニ而供々助合可致候事
- 附り、家移り之祝ひ右同断、呼衆杯致間敷事
- 一三五節句始之儀者人形など親類之外而隣ニ而も取遣之儀者かたく無用
- 附り、内証ニ而品物を以名目を付替祝ひ候事堅無用
- 一智取嫁取名前替之儀は随分輕取斗、村方江付届候上ニ而別段呼衆致間敷候。唯村中赤飯配り而已ニ而相計ひ可申候事
- 一伊勢参宮仕候共跡賑敷、又者土産物等決而配り間敷候。外諸参詣も右同断之事
- 附、伊勢講相勤候小宿ハ有合之品を以相賄、別段肴屋杯ニ誂おくりケ間敷義者直様察当可申候事
- 一年中休日身分不相応之遊芸を好、或ハ山行川原杯江弁当持参ニ而遊参事かたく無用
- 一年間仏事之儀者頼寺其外親類ニ而相営、而隣ニ而も呼衆致候事かたく無用

附、大切之仏日ならハ退夜二而も相吊ひ可申候事

一精霊祭報恩講題目念仏大師講杯相動候共茶ノ子限り二而酒飯杯相拵候事堅無用

附、近所懇内たり共おとバと唱、赤飯餅牡丹餅之類取遣致候事かたく無用

一春祭夏祭秋祭亥ノ子客来之儀者儉約中堅無用、重之内取遣候事決而致間敷候。

附り年柄二寄候へハ村方々見定可及沙汰候迄ハ檀尻杯引間敷候。其外ちよんがれ手妻軽口右之類決而雇間敷候事

一年中諸参詣休日杯衣服之儀者身分相応ニ可着候。小前之もの共近来奢に長し絹物結城島拵着し不屈之事二候、已来目立候様手掛木綿可着候。若身分不相応之衣類着し候へハ急度沙汰いたし可申候事。

附、組頭已下之もの共表付之下駄、式枚重之雪踏其外頭道具ニ至迄右二準し不相成候事

一村内江他所之ものを引込、借屋杯かし間敷候事

附 出所相分り不申候ハ、人物必引請世話致間敷候事

右之條々当丑十月方来ル辰極月迄三ヶ年之間儉約取極候上二而無違背急度相守り可申候。若心得違之儀有之ハ急度取斗ひ可申候事

丑十月

村方

庄屋 伊兵衛[㊤]

年寄 九兵衛[㊤]

同断 兵五郎[㊤]

同断 市兵衛[㊤]

※(以下五人組)とに組頭を筆頭に請印、計二組一三名署名捺印あり、五人組の中には五名を超えた組が複数あるので人数はこのようになる)

〔解説〕嘉永六年(一八五三)は黒船来航の年であったが、畿内は酷暑で日照りの年だった。岡山村でも凶作で困窮するものが多かった。本文書はそのため村として作成した儉約規定である。一九カ条にわたって記されているが、ほとんどの條目に「かたく無用」「決して相成らず」など禁止項目が列挙されている。それは逆に言えばそれらはみな村で行われていたことを示している。

一条目は博奕(六道・穴一^{あないち})は当時の賭博の種類(名称)の禁止、二条目は若者たちの嘘嘩や遊興・飲会の禁止。三条目に「相続講」禁止があるが、相続講とは頼母子講(無尽)の一種であろうか。一般に頼母子講は講親が仲間を募り一定の掛け金を集め、定期的に集会してくじ引きし、当たったものがそこから金を借りられるという相互扶助のしくみであるが、一種の賭博的行為とみなされたのであろうか。

四条目は「くだもの」「にうり(煮売り)の禁止、「くだもの」はやはり果物であろう。当時果物は柿などのほかは大変に少なく高価だった。この條の附(つけたり)に果物を子供になわせて商うものがあったように、それも禁止対象になっている。

五条目は芝居・浄瑠璃・相撲の禁止、これらは江戸期民衆の最大の娯楽であった。都市はもちろんだが、村々でも村芝居・素人の浄瑠璃会が催された。なかで最もしばしば行われたのは草相撲であり、寺社の境内や河原などで村の力持ちたちが競い合い、一定の家々からは祝儀が出され、見物客も「花(祝儀)を投げ入れて楽しんだ(木戸銭をとる興

行形態は禁止)。しかしそれらもみな禁止対象となっている。

六条七条は葬式ときは親類のほかは両隣・五人組・同行(おなじ宗派の信者)以外のものが寄り集まったりすることの禁止。用もないに長居するのは「雑用だおし」だとする。八条目は正月・盆の祝いのやりとりの禁止。九条目は病人見舞の禁止。とくに疱瘡見舞と出産見舞が多かつたらしいことがうかがわれる。

一〇条目は家普請・棟上げの際の祝儀禁止。一一条目は三月五月の節句の祝いのやりとりの禁止。一二条目は智取・嫁取・名前替えのさいはできるだけ軽く取り計らい、祝宴をして人々を招いたりしてはならない、赤飯配りだけにとどめるようにというもの。なお「名前替」は男子であれば幼名から成人名へ変わるとき、とくに長男が家督相続して新たな当主となり家の世襲名を名乗るときその披露の宴が設けられたことをいうのであろう。一三条目は伊勢参宮その他参詣のとき土産のものやとり禁止。また伊勢講の集会において料理飲食など慎むべきこと。

一四条目は休日の遊芸や遊参の禁止である。当時村の上層には雑俳や謡や茶・花など楽しむ人々も多かった。また一般の百姓家族は農閑期の春先などに「春遊び」と称して、村の小高い山や川原に弁当や飲み物を持参して春の到来をみなで喜び、またこれから田植えに至る労働に向けて英気を養ったのである。しかしこれらも「無用」と厳しい規定である。一五条・一六条目は家々の仏事(法事)や報恩講その他宗派ごとの忌日法会において酒飯を用意して人々を招くことの禁止、「おとば」というのは「卒塔婆」からきた言葉のように思われるが、地域の方言のようであり仏事の時に配られる赤飯餅や牡丹餅のことをいったらしい。

一七条目は春夏秋冬の祭りの際、客を招いたり物のやりとりの禁止。だんじり引きは村が状況を見定め許可したうえで実施すべしとする。また祭りの賑わいを演出した「ちよんがれ」「手妻」「軽口」なども禁止。「ちよんがれ」は金杖を振りながら七五調の卑俗な哥を踊りながら歌う大衆芸、「手妻」は手品、「軽口」は落語のような短かい笑話であり、いずれも小屋掛けで飲食の出店とともに祭礼時の楽しみであった。一八条は定例の禁止項目で衣服規制、下駄や草履・雪駄にまで及んでいる。最後の一九条目は他所からきた不審者に家を貸してはならないという治安対策である。

以上一九カ条。すべて禁止項目ですべての楽しみをなくしまおうという感じである。これらの内容は領主が出した申渡し条目(史料I-5・6・7)に倣ったものが多く、領主向けに儉約徹底の体裁を示したという趣で、実際この通り守られたとは思われない。これら否定されている事柄はみな実際に行われていたものであり、当時の村々において行われていた習俗や風俗を考えるうえでかえって参考になることが多い。

21【杣木挽職は他国他領の者にはさせないという規定への誓約書】

御触書写帳49

差入申一札之事

一我々共百姓透問杣木挽職仕候処、私共手支候節者同職之者他国他領召抱候義先々々不相成候段承知奉畏候、已来嚴敷他国他領之者働二抱候義致間敷旨被申渡承知仕候、第一百百姓相勤而已二仕、相改可申候、若他

国他領々同職之者共罷越働相頭候へ者御村方江御届ケ御差図ヲ請為働可申候。

右之通り及違背候得者御役所様江御訴被下候共申分無御座候。右杉木挽職之義二付御村方江御難義相掛間敷候。為後日依而忝札差入申処如件

嘉永元年
申九月
岡山村 仁兵衛 印
文右衛門 印
平右衛門 印
弥兵衛 印
市郎右衛門 印

当村
御役人中

〔解説〕幕末期岡山村には五人の杉木挽職が村から認められていた。その者たちの内に差支えが出来ても他国他領の者を召し抱えてはならないという村の規定に五人が誓約したものである。但し他国他領の木挽職人が来て、そのものの腕がよければ、村へ申し出て指図を受けたうえで働かせることはありうるとする。杉木挽職は村が育成植林した山の材木を伐採する職人をいう。これは盗伐や乱伐を防ぐためであったと考えられる。

岡山村にとって山林は肥料としてまた木材育成のための下草採取の場であり、燃料の薪木取りの場であり、建築資材の木材獲得の場であった。村人の生活を支える共同利用の場であった。次の慶応元年の山林取締は違反者への厳しい内容が規定されている。

22【岡山村山林取締請印帳】I-13

(表紙)

慶応元年
山林取締請印帳
丑八月 岡山村

山林取締書

当村山林之儀者御年貢山二而田畑同様可取扱筈之処、近年猥二相成候二付改革左之通

一銘々持山之外松木雑木下草二至迄盗伐苅取候義者不相成事

一人之山林江乱二入込立木之類不何寄盗取見附候へ者三日之間棒木江括付、組合親類江其番為致、盗取候木ハ山主江引渡候上、村益として拾貰文為差出可申事

一下草盗取候者ハ前同断二順し候事

一山林下草請下作いたし候者、立木ハ勿論下枝等二至まで伐打取申候へハ前同断拾貰文村益為差出可申事

一山林取締二付松木雑木下草等二至迄貰やり不相成、無據向者村方断立、差図請山廻江掛ケ取遣可仕候、無断伐苅取被見附、唯々人二貰ひ候与言開キ難相立双方無恙之廉ヲ以五貰文ツ、村益為差出可申事

一薪木伐枝打之義ハ春夏秋冬度二相定、村方々日限相触候より外不相成処、畢竟名聞二相心得、近頃猥二相成、自分勝手ニ木枝打伐取候様成行、已前取締忘却いたし候間、向後先年ニ立戻り村方触日之外勝手ニ不相成事

附タリ 村法相破り候者有之ハ木枝村方へ引上ケ、拾貰文村益為差

出可申事、無據向八村方江届出、差図可請事

右之通此般百姓相談之上嚴重ニ改革致し、自今心得違之もの無之様続之耳□、已後村方取締ヲ崩し候者在之ハ見セメ之ため前ケ條引当、村益為差出、右銀ハ平掛ケニ相用ひ其節違背無之様為念村方約定一札連判如件

慶応元丑八月

組頭茂左衛門印

新兵衛印

文兵衛印

源 七印

善兵衛印

(中略、以下、最初の五人組を含め計二三組一〇八名の百姓連判あるも省略、以下末尾のみ記す)

同断喜右衛門

年寄兵五郎

同断市兵衛

同断九兵衛

庄屋山口伊兵衛

御役知

郡

御役所

〔解説〕慶応元年(一八六五)の岡山村の山林取締規定である。当村の山林は年貢のかかる山なので田畑同様に扱うべきところ、近年乱れてきたので改めて取締規定を作成したというもの。

一条目は銘々持山のほか松や雑木はもろろ下草まで盗み取ったり伐り取ったりしてはならない。

二条目、他人の山林へ入り込み、立木など何によらず盗んだものを見つけたときは三日間棒木に括り付け、組合あるいは親類の者に番をさせ、盗んだ木は山主へ引渡したうえ、村へ銭一〇貫文差し出させる。
三条目、下草を盗んだものは前条に準じ扱う。

四条目、山林下草を請け負って下作しているものが立木や下枝などを伐り取ったときはやはり前同様一〇貫文を村へ出させる。

五条目、松木・雑木・下草などに至るまで、勝手に貰ったりしてはならない。必要な時は村へ届け出て指図をうけ、山廻役へも確かめた上でやり取りすべきこと。無断で伐り取りが発覚した時、人からもらったという言い開きは認められない。その際は双方確認したうえで村へ五貫文を差し出させる。

六条目、薪にする下枝を伐り取るのは春夏秋冬の二回に定め、そのほか村が日限を定めて触れだす日以外は伐り取ってはならない。近頃その点が乱れ、自分勝手に伐り取るものがあるが、既定の日限以外は決して行ってはならない。

右の通りこのたび百姓相談しあい、嚴重に改革したので、以後心得違いなきよう。もし違反するものがいたならば、「見せしめ」のため村への制裁金を科し、その金は村民平等に使用する。以上のように相当に厳しい内容である。岡山村山林絵図(明治6)巻頭写真図版1

23【無精非行者につき勘当願】諸願書写帳58

乍恐以書付奉願上候

河内讚良郡岡山村

百姓忠兵衛弟吉右衛門当丑廿五才、右之者幼年々平日不情二而大酒悪事等二携罷在候間、是迄組親類者勿論村役人共々も度々異見等も相加へ罷在候処、不取用、行先も不申聞又ハ此節何れ哉罷出、甚以一同心配仕、此儘捨置候而者此上如何躰之難渋相掛り候哉難斗候間、今般勘当御帳外御願申上呉候様段々申出候二付、何卒御慈悲ヲ以同人義帳除被仰付被下置候様奉願上候、尤外とも懸り合等ハ無御座候間、右願之通御聞濟被成下候様此段奉願上候、以上

嘉永六年

右 忠兵衛

丑二月廿八日

親類 四郎兵衛

付添 六兵衛

信楽

御役所

〔解説〕岡山村忠兵衛の弟で今年二五才の吉右衛門は幼少より無精者で大酒悪事にふけり、五人組や親類、村役人などからたびたび意見してもらったが耳を貸さず、今度は行先も告げずどこかへ行ってしまった。このままではどんな悪事にかかわるやもしれず、そうなれば兄や親類も難渋することになるので、勘当帳外(当時の戸籍である人別帳から除くこと)を認めてもらいたいというもの。勘当や「久離を切る」というのは親子の縁や親類関係を断ち切るというもので、当時の村文書に

散見される。ふつうはこの吉右衛門と同じような理由で親が息子を勘当するというのが多いが、実際勘当帳外になったかどうかは疑わしい。というのもそのさい親類の中の年長者が仲介人となっていたん本人を預かり、その後、本人から親へ詫び状や改心誓約書を入れさせ、勘当を取り消すという手続きを踏む例も見えるからである。勘当は塾や寺子屋での破門に似て、一種の見せしめ的な効果を期待した面もある。

24【大旱損凶作二付、御慈悲願】諸願書写帳64

乍恐書付ヲ以奉願上候

河州讚良郡

砂岡三ヶ村

一私村方領地入組二而両立毛稻作木綿作共当年者殊之外生立方宜敷御座候処、当五月十八日降雨已来天水請不申請候二付、去ル六月廿日雨乞参籠之儀奉願上候御聞濟被成下、依之村役人共種々心配いたし昼夜抽丹誠信心を懸し、尔今相籠候而最早四拾日余も相立候へ共未神明之御利益も無御座候。日々焼劣り昼夜寢食を忘、水道を求、井掘を致し、色々心骨を碎候へ共中々行届不申、今迄育上ヶ生前二見殺者何之所詮も無之儀二而歎ヶ敷奉存候。田方之方六歩通り皆無、四五通りハ唯今ヶ成二生立候へ共最早五六日茂照統候ハ、出穂之時節二而も相渡二候故、先皆無二相見江候。田綿畑綿之儀者細々木綿も出来候へ共長々之照統二而青玉二身入不申、唯今二而ハ色々病を生し焼吹□枯吹少々吹出し申候。田綿勝手作とハ乍申も可相成丈ヶ肥手を仕込、田綿押馴し只々田方

者皆無八口田綿之焼吹が肥手に越行倒壊し荒方甚痛入申候。全体私共村方田面相応ニハ溜池用水至而尠、山水之湧水を以養ひ来り候処、当年稀成格外之大干魃ニテ湧水等茂流出不申、殊ニ吞水ニ尽果、色々悪水ニ而も垂水ニ制法致し、或ハ湧井戸江日毎ニ貫行候而日々相用ひ来り候。私村方当年別而外村とハ別段及濁水、実以難渋仕、小前之もの共手に片を振り昼夜難堪心配罷在候。向後何を手当ニ其路命相繋、農業職仕候哉、当村住居も六ヶ敷もの共多分有之、何共歎ケ敷奉存候。纔ニ農料を以肥手之融通いたし諸賄の足シニも致居候と眼前ニ焼亡致し、是迄差入候肥手も空敷相成、若此上肥屋共御訴訟杯致呉候へハ必至差詰り致方も無御座当惑仕候。近來度々凶作打続困窮之上、猶又右始末ニ御座候へハ何卒御憐愍ヲ以御賢察被遊、御江戸表江御伺立被為成下候様乍恐奉願上候。右御仁恵を以御聞濟被為成下候へハ生々世々之御恩如何斗難有仕合奉存候。以上

嘉永六年

丑七月廿七日

砂西村庄屋	鵜右衛門
年寄	善右衛門
百姓代	重右衛門
砂東村庄屋	九兵衛
年寄	政兵衛
同断	清三郎
百姓代	仲兵衛
岡山村庄屋	伊兵衛
年寄	九兵衛
同断	市兵衛
同断	六五郎

信楽
御役所

百姓代 吉右衛門

〔解説〕当年嘉永六年は稲作木綿作良好とみえたが、五月一八日以来降雨なく大旱魃となり、六月二〇日からは雨乞参籠、昼夜丹精し、すでに四〇日余りにもなるが御利益なく、稲作も六分ほど皆無、残りもいま五、六日も日照りになれば全滅にも見え、綿も細々育っているが、「焼吹」で実入り悪く、病を生じつつある状態である。当村は溜池がかりの村であるが、つねに水不足で、山水の湧水によって補っているがそれも今年には湧き出ず、飲み水にも困り、湧井戸へ水をもらいに行く有様である。当村百姓の生活は危殆に瀕している。どうか江戸表へお伺いいただき、御高配をお願いしたい。およそ以上のような歎願書である。歎願書であるので損害状況がやや誇大に書かれているかもしれないが、早損による不作は砂岡三か村にとっては恒常的な問題で、しばしば同様な願いが出されている。この嘉永六年の早損はことのほか大きかったのである。

ここでは具体的な要望内容は記されていないが、嘉永年間には年貢定免や米納分の銀納化、江戸廻米を難波蔵詰への変更願などがしばしば出されている。

25【雲齋木綿機織道具取戻し出入】諸願書写帳 146

乍恐御訴訟

玉屋町河内屋平右衛門

雲齋木綿糸并二

家守

機道具一式取戻し出入

願人 難波屋弥助

小堀勝太郎様御代官所

河州讚良郡岡山村

相手 仙右衛門

同代官所同刃同郡太秦村

同請人 庄兵衛

大久保加賀守様御領分

河州交野郡燈油村

同 與治兵衛

一私義雲齋木綿商内仕候もの二御座候処、右相手仙右衛門義下職渡世之者二而去辰二月十五日同廿日迄二雲齋木綿織揚候約定二而慥成一札取之、機道具一式并雲齋糸五貫弍百五拾匁相渡置無相違候処、内式貫三百目九拾五匁受取、残糸目方壹貫八百五拾匁、右約定日限過候得共織立差越不申、貸遣候機道具等も差戻し不申候二付、度々催促仕候得共何角与申、埒明不申、最早下々二而可仕様無之奉願上候、何卒右相手之者共御召出之、右残糸并機道具一式差戻し呉候様被為仰付被下候ハ、御慈悲難有奉存候。以上

安政四巳年

弥助

十二月十八日

右願之趣無相違様相聞申候二付奥印仕候、已上

年寄 住吉屋徳兵衛

〔解説〕本文書は雲齋織木綿うんさいおりの商売をしていた大阪玉屋町の難波屋弥助が、木綿織の下職渡世をしていた岡山村の仙右衛門に木綿織上げを約束して機織道具一式と雲齋木綿糸五貫二五〇匁を貸していたが、約束日に織りあがらず機織道具も返さないのを訴えたものである。雲齋木綿はもともと美作地域で作りに出されたもので、厚地の丈夫な斜文織の木綿で、かつては足袋や前掛けに多く用いられた需要が多かった。その雲齋織の機織道具まで借りて下職渡世する者が岡山村にいたことは興味深い。木綿織の盛んであったことを想像させる。しかもこれは仙右衛門という男子である。一般に機織りというと女性の家内副業を思うが、男子も携わっていたのだろうか。或いは家の女性に織らせていたのだろうか。

26【貸仏壇取戻し出入】諸願書写帳 161

乍恐御訴訟

大久保加賀守殿御領分

河州交野郡燈油村

願人 利右衛門

小堀勝太郎様御代官所

同州讚良郡岡山村

貸仏壇取戻し出入

相手 七左衛門

但証文廉ハ多兵衛有之候得共当時
右之通改名ニ付相手取申候

一私儀百姓透間ニ古道具并ニ貨物渡世仕候処、右相手七左衛門儀仏事堂
度候ニ付仏壇損料貸致呉候様相頼候ニ付、任其意、私所持之仏壇并仏具
一式相添慥成預り書取之、去ル嘉永五子年十一月損料貸仕候処、其後何
之沙汰も無之候ニ付早速請取ニ参り候処、彼是申延差戻し不申、右引合
中私病氣ニ取合候付、代人ヲ以請取ニ差遣し候得共差戻不申、此節私病
氣全快仕、尚又請取ニ参り候得共一向頓着不仕、其後度々催促仕候へ共
埒明不申、最早下ニ而可仕様無御座、乍恐此段奉願上候、何卒右相手
之者御召出之上早々差戻呉候様被為仰付被下候ハ、御慈悲難有仕合奉
存候、已上

安政六年

正月十八日

右願人 利右衛門

庄屋 金兵衛

御奉行様

〔解説〕百姓仕事の合間に古道具の貨物渡世を営んでいた燈油村の利右衛
門が、岡山村の七左衛門に仏事を営みたいというので仏壇と仏具一式
を貸したところ、数年経っても返してこないのを訴えたものである。
とくに取り上げる程のものではないかもしれないが、自家の仏事を営
むのに仏壇や仏具も他人のものを借りるといふ当時の庶民の「所有」
ということにこだわらない生活感覚が垣間見えるようである。前出の
捨て子養子もそうであったが、だれの子供であったかにはこだわら

ず、子どもであればよいという意識にも通ずるようである。だが「所
有」していたかには関係なく、そのものが有用であればそれ自体に価
値があるとしたのである。

27【家出四国遍路、立帰り帰住願】御触書写帳9

乍恐書付を以奉願上候

河芴讚良郡岡山村

当村無高百姓藤兵衛当申廿七才、同人義去ル弘化二巳年三月中家出仕候
ニ付先御支配小堀勝太郎様御役所江其砌御届ケ奉申上候所、御日切尋被
仰付候上、行衛相知不申候ニ付、同四月中尚又其段御届ケ奉申上候所、御
帳外之可仰付承知奉畏罷在、然ル処、右藤兵衛義先月廿八日帰村仕候ニ
付、村役人共々始末承札候処、同人申候ニ者年来病身ニ有之候間、四国靈
場江兼而心願相立候ニ付、参詣仕度奉存候罷在候得共、困窮百姓之義候
得者親類共江申聞候迎も承知いたし呉間敷差心得、何寄立願之義ニ候得
者参詣不仕候而者心濟不仕、依之親類村役人迄も不沙汰いたし村方出立
仕、夫々四国路所々順拜いたし罷在候内、病氣相勝も不申、並ニ歩行も難
出来、元々路用之貯無之義ニ付、可仕段無御座、成合ニ歩行仕、所々報謝
ヲ請相廻り居候而帰村之儀、不斗年月相立、同人義御帳外ニ可相成義与
不相弁、今更何共可申上様無御座候得共、何方御詫願上呉候様申之、本
人者不及申親類共も相糺候処、右之義決而無之旨申候ニ付、此度右藤兵
衛召連罷出、親類村役人段々御詫奉願上候間、何卒格別之御憐愍ヲ以、
右藤兵衛歸住被仰付被下候段一同連印仕奉願上候間、乍恐右願之趣御聞

濟被為下候、極至之御慈悲難有仕合奉存候、以上

28【一家四人家出、立ち戻り帰住願】諸願書写帳 177

弘化五申年二月四日

右 藤兵衛 印

乍恐帰住御願

親類 好右衛門 印

河州讚良郡岡山村

百姓代 吉左衛門 印

無高百姓

年寄 茂兵衛 印

左兵衛

庄屋 伊兵衛 印

当申三十七才

大津

妻こま

御役所

×四人

碎藤五郎

同 十才

同 安治郎

同 六才

〔解説〕岡山村の無高百姓藤兵衛二七才は弘化二年（一八四五）三月家出し、その当時の代官小堀氏へ届け出たところ三〇日尋ねを仰せつけられ、探したが行方わからず、同年四月その旨届け出たところ、帳外扱い（人別帳から除く事）にするよう指示された。ところが藤兵衛は今年弘化五年（一八四八）正月二八日に突然帰村した。その始末を聞いたところ、年来病身で四国霊場巡拝の心願を抱いていたが、困窮の身で親類へ相談してもかなわぬ事なので、思い切つて誰にも告げずに四国巡拝を行い、所々報謝を受けながら廻村していたが、病氣も治らず歩行もたどたどしく路用も尽き果て、ようやく帰村してきたということであった。本人召し連れ、親類村役人同道でお詫びに参上するので何卒帰住をお許し願いたいという願書である。三年間にわたる四国放浪ということになる。家出者の行方はわかりにくい。放浪の中で居場所を見つけようとしたのだろうか。あるいははすで見つけた新たな居場所へ向けて「家出したのか。次も同様な家出の記録である。」

右之もの共義去去年八月廿九日家出仕候二付、其段同九月十三日御訴奉申上候処、御糺之上失人御帳面へ御記被成下候、然処右之もの共義当廿一日村方へ立帰二付、家出之始末相尋候処、貧窮取統兼候二付四国遍路兼袖乞仕候二而も仕度存立罷出、夫々追々巡、物乞等仕罷在候得共思敷義も無御座罷歸義二而、右之段村方へ無断勝手儘二罷出候段全甚不調法之旨而巳、何分帰住之義奉願呉（候）様相頼二付得共承糺之処、行先何ら懸り合等無御座候間、乍恐帰住御免被成下候様奉願上候、何卒右之段御聞届被成下候ハ、難有可奉存候二付、本人佐兵衛召連罷出可申候処、私病氣二取合打行罷在二付召連不申、此段御断奉申上候、以上

安政七申正月廿四日

岡山村

庄屋 伊兵衛

年寄 九兵衛

〔解説〕安政六年（一八五九）八月二十九日、無高百姓左兵衛夫婦が幼い子ども二人を連れて家出したが、安政七年正月二一日村へ立ち戻ったというものである。家出の理由と経過を聞いてみたところ、貧窮をしのぎかね、四国遍路を物乞いなどをして巡りながら、思わしい仕事などが見つければと思ったが、結局見つからず立ち戻ったという事であった。家出は無断出奔で違法であるが、どうか帰住をお認め願いたいというものである。

こうした家出は当時は多かった。たいていは行方知らずのまま帰村例は少ない。新たな居場所を求めて家出したが、結局は物乞い同然の境遇に陥り、帰村するしかなかったという趣である。最後頼れるところは村ということになる。なお前出の家出帰村も四国遍路であったが、これもそうなっている。この点はやや疑ってみてもよいかもしれない。役所への帰住願において、四国巡拜の結果といえは、家出理由としても大目に見てもらえる可能性が高かったのではないだろうか。本当に四国遍路をしていたかどうかはわからない。

29【代官交替二付、郷村引渡触】御触書写帳13〜15

尚々此廻状刻付二而御廻し可被下候、以上

廻状を以得御意候、然者最寄替引渡之御触書箱入二而大津信楽両御役所へ相廻り申候。追付御順達有之候。夫二付当宗門帳一式之儀大津御役所江差上候通り二而可然候間、当月十五日迄二御差上ケ可被成候。右之段御達可被下候。尤御定免年季明跡受大津御役所江御差出し有之村方之分者尚又増米御調之儀有之間、右躰之村々ハ惣代方得与取調可申

出様被仰渡、右様之村々ハ来ル五日迄二下拙方へ御申越可被下候。来ル六月より信楽江出勤可申間、無間違五日迄二此方へ御答可被下候。以上

三月三日

高宮村庄屋

耕五郎

秦村始

外村々順達

三日夜

其村々今般最寄替二付多羅尾久右衛門支配被仰付、今廿八日郷村引渡シ候間可得其意候。此触書村下令受印早々順達留り村々可相返者也

申二月廿八日 都築金三郎御印

河州交野郡、楠葉村・招堤村・養父村・宇山村・下嶋村・村野村・坂村流作・渚村流作・中宮村・寝屋村・私市村・傍示村・寺村

讚良郡、竜間村・秦村・太秦村・下田原村・上田原村・国松村・小路村・北条村・深野新田・深野（北）新田・深野南新田・高宮村・堀溝村・岡山村・砂西村・砂東村・河内屋北新田・木田村受新田・萱嶋流作

其村々今般最寄替二付自分当分御預り所二被仰付、都築金三郎方々今廿八日郷村請取候間、可得其意候。取締筋之儀者追々可申渡候。此廻状村下請印之上早々順達留り村々追而可相達者也

申二月廿八日

下田原村受取

多久右衛門

三月五日拜見 岡山村

讚良郡前文

村々

〔解説〕本文書は安政七年申年（一八六〇）二月二十八日、三月に万延と改元される直前）、代官支配が交替になったときの通達である。それまでの大津代官都築金三郎から近江信楽代官多羅尾久右衛門へ交替になった。その引渡の触書は箱入で両役所より廻ってきたという。組合惣代の高宮村庄屋耕五郎は三月三日付の廻状でそのことを村々へ知らせている。そのさい当年の宗門帳は大津役所へ提出することに変わりはないことと、定免年季明けで今後の継続を願っている村々はその旨申し越すようお願い添えている。前支配からの継続願であったからである。

そのあとに都築金三郎役所から引渡村々を列記した触書が記され、各村請印して順達するよう指示されている。それによれば交野郡一三力村、讚良郡一九力村であった。これに次いで、新代官多羅尾氏からの郷村受取の廻状写が記され、請印の上各村順達することとなっている。

以上が代官交替に伴う手続きであった。交替は村々にとつてどのよう受け取られたのだろうか、それにかかわる記述はまったくないが、幕領であることに変わりはないので、それほど当惑があったとは思われない。たしかにこの後多羅尾氏から申渡し條目が出されて方針が示されているが、通常の内容以上には出ないものである。この後の役所とのやりとりにも行き違いがあるとは見えない。ただ役所が大津から信楽へと場所が変化したことにはやや困惑したかもしれない。大津なら淀川を遡り伏見から大津までスムーズであるが、信楽へはどのような道をたどっていったのだろうか。清滝街道から大和へいったん入って南都を経由していったのだろうか。

30【赤山役行者堂参籠願】御触書写帳51

差入申一札之事

一久貝因幡守様御知行所河内讚良郡中野村之内上郷百姓嘉兵衛と申者私共兄二御座候。常々役行者二三七日籠度旨御村方江御願申上候処、御聞濟被成下候段重々難有奉存候。若嘉兵衛義籠中二頓首頓病有之候得者我々共江早速引取、其御村方江少茂御難義相掛ケ申間敷候。若如何様之義出来候我々共何方迄も罷出急度可申披候。右之義二付其御村方少茂御難儀相掛ケ申間敷候。為後日差入申引請一札依而如件

嘉永元申年

右村引請人

九月六日

伊之助 印

同村同断

清介 印

同州同郡岡山村

御役人中

〔解説〕本文書は嘉永元年（一八四八）中野村上郷の百姓嘉兵衛が岡山村の赤山役行者堂に三七日（二日間）の参籠を願ひ出て許可され、もし参籠中病氣病死などの事態のときは引請人が責任をもって対処し、岡山村に迷惑をかけないことを誓約した文書である。赤山役行者堂は岡山村だけでなく周辺村々、さらには大坂からも参籠護摩修行の願ひが寄せられた場であった（「諸願書写帳」（I—62）175・178参照）。

31【新池魚請負入札混乱につき取決め一札】御触書写帳59

約定申一札

一字新池水魚之儀者是迄拾ヶ年之間請魚二而有之候処、此度年限二付三ヶ村役人相談之上右魚入札之儀百姓一統末々迄被申触、既二定日御役中立会之上机開二茂可相成処、如何心得違之もの有之哉、御出席をも不憚、右入札差押候二付彼是と纏合、混雜二相成、既二御上意二も可被及処承り誠二千万笑止察入申候。全入札差押候も對三ヶ村怨恨之儀二而毛頭無御座候へ共、少の之心得違候筋も有之哉二而右之仕儀二相成、此度私者為乗り惣代取嚙二罷入候処、御承知被成下示談之上、右池式ヶ年私共江御任せ被下、和談行届申候。尤年季中ハ私共勘弁を以取計ひ可致候。若年季明候ハ、早速三ヶ村江差出候間、是迄預ヶ置候入札を以御計ひ可被成候。為其私共連印仕約定仍而如件

嘉永元年

申十月

砂西村乗惣代

鵜右衛門 印

岡山村同断

市兵衛 印

砂岡三ヶ村

御役人中

前書之通少茂相違無御座候。此度取嚙を以温純二和談行届申候。尚此上篤と熟談仕、已後心得違之筋無之様取極致候上者右池年明次第者もち論、蜻蛉池・鳥ヶ池・新聞池右四ヶ所共入札之節者三ヶ村役人并其池乗惣代為立合入札可致候。尤何れ之池逆茂一村之自儘二ハ(不)相成候。此度

新池二付混雜之廉を以右四ヶ所共急度相改候。若此上百姓之内違背之もの有之ハ其制限二相糺、急度取嚙仕、三ヶ村江不面目相懸申間敷候。尚又約定申堅候上者後々幾年経而も遺失無之様村々江通宛置候。為其村役連判約定仍而如件

嘉永元年

申十月

岡山庄屋

伊兵衛

同断 四 平

年寄 九 兵衛

同断 茂 兵衛

同断 兵 五郎

砂西村庄屋 善右衛門

年寄 嘉 介

砂東村庄屋 又 七

同断 九 兵衛

年寄 政 兵衛

同断 儀左衛門

同断 市郎右衛門

〔解説〕砂岡三か村立会溜池新池の漁撈についての取決めである。今まで一〇年間池魚については請負にしてきたが今年はその年限で、三か村相談の上、百姓一統に申し触れ、入札にしようということになった。ところがその入札開きの日に札差し押さえなどの混乱が起った。そこで新池の「乗り惣代」である砂西村の鵜右衛門と岡山村の市兵衛の二人が取扱い、二年間は二人で請け負うことで和談が成立した。そのうえで年季が明ければ三か村へ池魚取得権を返すことを誓約したも

の。「乗り惣代」とは新池の用水を利用する地区の惣代というほどの意味である。二人は庄屋、年寄という村役人でもあり混乱の收拾にあたったようである。請負額がどれほどであったかはわからない。

前書の誓約に続いてそのあとには三か村村役人による奥書が付され、新池に加え蜻蛉池・鳥ヶ池・新聞池という三か村共同利用の溜池についても、同様の入札の際には村役人・乗り惣代立会のもとで入札を行い、いずれの池であっても一村の勝手にはさせないことが相互確認されている。溜池の魚は前出の室池の鳥獵と並び、村にとって貴重な収入源ともなっていた。おそらく溜池や堤防・樋の修繕などに宛てられたのであろう。

32【砂岡三か村立会溜池新池水掛につき取決め約定書】御触書写帳60

申渡候書付之支

一此度新池水掛ケニ付、先支配人不行届有之候ニ付、跡支配取極致候。夫ニ付心得方左之通

一夏向用水之節右池干水ニ相成、降雨ニ而悪水流出候ハ、昼夜ニ不拘早速駆付、水番之者ニ相対上右池江可相懸事

附、水掛ケ之節壹兩人ニ而手廻り候へ者勝手ニ可相掛、若供水ニ而堰崩落難相懸時者早速当番江相届出、見分之上人足等差図可請事

一用水之節水掛ケ或ハ除樋自儘ニ盗水致候もの有之ハ見付次第無遠慮当番江可申出候。当番方村方へ申出、相談之上嚴重ニ可被計候事

一大雨洪水ニ而普請所有之候ハ、早速人足等杭木土俵見積り当番江申出、村方立会見分之上差図を請可申事

一小破之時壹人或ハ式人位ニ而取繕ひニ可相成処ハ当番江届之儘見分ニ不及、勝手取繕ひ可致候事

一水掛ケ除樋或は川腕新田川常々心懸ケ荒場普請所無之様可取計事
一冬分右池水掛ケ之儀ニ而魚取次第早速相懸ケ、遅共寒之入込ニ可溜置候事

右之條々三ヶ村約定ニ候へ者急度書付相渡し置候。右を以心得違無之様可取計事

嘉永元年

申十月

砂岡三ヶ村

役人

乗惣代中

岡山村水掛支配人

善兵衛殿

〔解説〕嘉永元年（一八四八）砂岡三か村立会溜池新池の水掛ケにつき前任支配人に行届きがあつたので、あらためて心得を確認し合つたもの。「水掛ケ」とは掛樋をかけて用水を流し込むことをいうようである。干水あるいは洪水の時の人足や普請、用水盗みに対する処置、小破の時の勝手繕い、冬季干水時の水掛などのことにつき心得方を記す。溜池ごとに「乗り惣代」とよばれる用水利用者組織の代表が置かれ、また「水掛支配人」とよばれる各溜池の管理者のいたことが知られる。

33【年貢納入につき三分一米納を銀納願】御触書写帳27

乍恐書付ヲ以奉願上候

河州讚良郡岡山村

砂東村

砂西村

一私共村々御取箇之義拾分一銀納外米納被仰付上納仕候処、村々地所之儀ハ用水溜池掛りニ而干魃之場所ニ而御座候二付、木綿作多仕付候二御座候処、取入米甚々無数、其上勝而米忤悪敷難渋之場所ニ御座候二付、御米納所ニおいて度々御刎等ニ相成、此段奉恐入、百姓義難渋仕候ニ付格別之御憐愍ヲ以御年貢米納之義銀納ニ奉願上候、三分一直段ニ而当年々拾ヶ年之間皆銀納御聞濟被為成下候ハ、御慈悲難有仕合可奉存候、已上

嘉永元年(一八四八)

申四月七日

岡山村庄屋 伊兵衛 印

砂西村庄屋 善右衛門印

砂東村庄屋 又七 印

信楽

御役所

右之通御届相成候、追而御沙汰可有之者被仰付候、則御掛り藤尾東作様

〔解説〕砂岡三か村は十分一大豆銀納のほかは米納を仰せつけられていた。しかし村は用水を溜池に頼る旱魃の場所であり、土地の多くは綿作で収穫米は少ない。収穫された米も質が悪く米納の際、刎ねられる

始末であり、百姓たちは難渋しているので、三分一米納年貢を銀納にし一〇カ年皆銀納をお願いするという願書である。通常幕府領の村々の年貢は十分一大豆銀納(耕地の十分一は大豆を作っているものとみなし、時々大豆相場の値段を平均してその分の年貢を銀納させる)、三分一銀納(耕地の三分一は米以外の作物を作っているものとみなし、時々米の相場値段を平均して、その分の年貢を銀納させる)、残り六割ほどは米納というのが基本であった。しかし幕府はとくに江戸の米不足、米価高騰を避けるため米納分を増やしたり、江戸への廻米を強制したりした。そのさい通常は銀納である三分一銀納分も米納させられることがあった。この砂岡三か村もそうであったので、村の耕地や作付け状況を理由に銀納化を願い出たのである。

試みに岡山村の弘化三年(一八四六)の皆済目録をみると三分一銀納分も「米納」となっていて米納分合計は二八二、六四〇石で、その内二二三、六四〇石は江戸廻米と指定されている(なお二条詰米は三五石、大坂詰米は一四石)。これは大変な量の廻米でその負担は大きかった。そのため江戸廻米を大坂詰米に変えてくれるよう歎願している。

34【郡中組合惣代死去につき同人倅承継願につき村々意向問い合わせ】

御触書写帳 134

(廻状)

其組合惣代相勤候高宮村庄屋耕五郎病死二付、同人倅寿治郎、耕五郎与改名、庄屋役願之趣を以承届候。然ル処同人儀親耕五郎病氣二付同人代

惣代相勤来候事二付親耕五郎同様惣代相心得可申付処、右者郡中々願之上申付候儀二付、一応承乱候。同人義惣代二相願候上者御用席其段可申出候。此廻状村下受印之上早々順達留り村々追而可相返者也

信楽

御役所

五日拝見仕候

酉八月朔

村々庄屋

年寄

寺社家

〔解説〕同じ支配(ここでは代官所)に属する村々は郡中とか郷中とかよばれ、その中でいくつかの組を作り、組ごとに組合惣代というものを取決め、その惣代を通して支配役所との上申下達にあたっていた。触れや廻状の周知徹底や村々の相談事をまとめて役所へ届けたり願い出るのはなかなか重要な役割であった。岡山村らが属する村々の惣代を務めていた高宮村の耕五郎がこの嘉永二年(一八四九)七月(カ)に亡くなり、その倅が改名して同じ名前を世襲して村庄屋となるとともに、惣代役をも願い出ているので、役所はそれを聞き届けたが、村々のほうではその通り受け入れるかどうかを質してきた廻状である。組合惣代は役所から一方的に任命するものではなく村々の方で相談して取り決めるものだったからである。次はそれに対する村々からの返答書である。

35【組合惣代選定につき村々からの返答書】御触書写帳 137

乍恐以書付御願奉申上候

河州讚良郡上組

拾三箇村

一私共組合惣代之儀者是迄高宮村耕五郎相勤被居候処、此度病死被致候二付、先達而御役所様々御廻文を以御沙汰被為成下候故、村々打寄篤と熟談仕候処、何分当時耕五郎茂若輩にて御座候二付人氣難相泥候。依之今暫村々年々廻勤二致度候。是全ク相互二取締二相成、郡益之義二候へ者、此段乍恐奉願上候。当八月々来戌七月迄下田原村庄屋武左衛門と取極、夫々順々村々相勤可申候。尤大切之御用等惣代之もの二而難勤候ハ、組合村々之内御目鑑を以其節之御用被仰付候ハ、承知可奉畏候。依之村々調印仕、右之段奉願上候。右何卒御憐愍を以御聞濟被為成下候ハ、广大之御慈悲有難仕合奉存候。以上

嘉永二年酉八月

上田原村年寄新右衛門 岡山村庄屋伊兵衛 下田原村庄屋武左衛門
小路村庄屋半右衛門 北条村庄屋又兵衛 砂東村庄屋九兵衛 堀溝村庄屋仲兵衛 砂西村庄屋鶴右衛門 高宮村庄屋耕五郎 太秦村庄屋定次郎 秦村庄屋猪兵衛 同村為右衛門 国松村庄屋豫治兵衛 萱島新田支配人市兵衛

信楽御役所

右下田原村々御役所へ願上候事

〔解説〕前書の組合惣代を高宮村耕五郎倅に継がせることについての役所からの問い合わせに対して、村々熟談の上、倅耕五郎は若輩のため村々の人氣に泥みにくいので、当分の間は村々が一年ごとに廻り持ちとすることが相互の取り締まりとなり、郡中全体にとつても益となるという結論を得た。それでこの八月から一年間は下田原村庄屋の武左衛門に取り決め、村々調印したのでこの旨了承願いたいというものである。差出人は一四か村庄屋となつていたので、これが一つの組合を作つていたことがわかる。これが了承されて、これ以後組合廻状の差出人はたしかに下田原村武左衛門になつてゐる。このように組合惣代は役所からの指名ではなく、村々自身で取り決め、それを役所が承認するという形で決定されたことがわかる。このことは村々の総意を役所に伝達するうえでも重要なことであつたと考えられる。

36【代官所より困窮者への貸下げ金立て替につき、元利返済願】

御触書写帳 163

乍恐以書付奉願上候

多羅尾久右衛門御代官所

河州讚良郡岡山村

市兵衛

伊兵衛

九兵衛

甚兵衛

堀溝村

長兵衛

一御代官所村々百姓之内困窮難済之者江御貸下金手当之御名目を以私共江去ル天保十二丑年六月、右貸銀差上候様被為仰付奉畏候、左之通差上げ申候。

一銀七貫八百目

岡山村

市兵衛

一銀八貫八百目

伊兵衛

一銀八貫四百目

九兵衛

一銀式拾貫目

甚兵衛

一同式拾貫目

堀溝村

長兵衛

〆六拾五貫目

右之通差上置申候、尤銀子之義者前書村々百姓小前之者共江御役所〆御貸渡在之、年々十一月中二取立無遅滞元利相下、尚又入用之節ハ不拘切月二返済可申御証文御下ケ在之候処、其後丑寅卯三ヶ年利足請取、其後者其儘二相成、勿論私共其時節二者夏向キ九月之比二而手元不融通二付、銀子払底故御役所様御主法思召之程奉恐入、色々才覚仕、借入調達仕候義二而、素銀主へハ返済不仕候半而者難相済、差支甚迷惑仕罷在候二付、乍恐此段御歎願奉申上候、何卒前書之始末御憐察被為成下、右銀子被仰渡之通御下被為成下候者難有奉存候、已上

嘉永式酉年

十一月

市兵衛

伊兵衛

九兵衛

甚兵衛

長兵衛

小堀勝太郎様

御役所

〔解説〕小堀勝太郎代官所支配の丑年(天保十二年・一八四一)に困窮者への役所からの貸下げ金を岡山村伊兵衛ら五名の者たちが立て替えて出金した。しかしその後、三カ年分の利息だけ役所から受け取ったが、その後この嘉永二年(一八四九)まで全く返済の沙汰なく、出金した金も借りて工面したもので、その貸主からも催促されて難渋しているので、元利合計銀六十五貫目を返済願いたいという訴えである。六十五貫目(千両を超える)は相当莫大な金額である。

領主は領内で凶作などのため困窮者が増加した時には、御救い米と称して米を無償供与あるいは低価格で売ったり貸したりし、また御下げ金を与えたり無利息で貸与したりした。それは領主として領民の生活を維持するという責任意識の実現のためではあった。しかし領主は自分の手元に資金や貯米がない場合でも体面上そうしようとして領内の富裕層から借銀して救い米救い金を出そうとした。そして結局返済できないまま滞ったのである。これもそういうものの一つとみられる。

37【修験山伏修行廻村につき布施取締約定】御触書写帳²⁰³

御頼書

一在々江御修験御修行ニ御出被成候儀近來多分相成、中二者似せ山伏申様之ものも参候由、折々施物乞、一宿を頼杯ト申掛候義有之、村々ニも差支候、依之御両院御頭職中江御取締方之義御頼申上度候、右御承知被下候上者帳面ニ村名を記し調印いたし置候間、右帳面を為證據、麦米

綿之秋毎ニ御両院ニ而式人御立会ニ而御修行ニ御越御座候得者村々家別之修行無滞様取計可申候、尚亦村中安全五穀成就之御祈祷御座候ニ付村々家数ニ応し御布施差上可申候、但し三ヶ度之外帳面御持参御座候とも一切御断申上候、右御相对相済候、為後日調印依而如件

嘉永三年

戌六月

右山伏取締

頭人 大乘院

同 万法院

目付 宝珠院

同 千手院

〔解説〕修験修行と称するものの中には偽山伏がおり、施物を乞い一宿を頼む者など百姓を困らせるものがいた。それで以下のような取締をお願いするとして、村名を記し調印した帳面を渡すのでその帳面を持参して、麦・米・綿の収穫時に大乘院・万法院から立会人二人同行してもらえば村々家々への廻行の際、滞りなく取り計らう。また村中安全五穀成就祈祷の際は村々家数に応じ御布施を差上げる。ただし右三カ度以外は帳面を持参しても一切お断りする。以上のような内容である。前出の虚無僧取締と同様、本所組織に属さない多様な民間宗教者がいて、廻村してきて施物を乞うことが多く、百姓の負担となっていた。そこで本所(宗教者が属すべきとされた本家)へこのような取り締まりを依頼したのである。修験道の本所は聖護院と醍醐寺三宝院系の二流があつたが、この大乘院以下がいずれであるかはつまびらかにしな

い。この取締依頼がどこまで実現したかわからないが、大きな効果があったとは思われない。というのも実際は本所に属さないで修験者を称するものが多かったからである。

38【琉球使節来朝、淀川遡行につき綱引き人足割り当て】御触書写帳 215

琉球人綱引人足割帳

拾三ヶ村

一 今度琉球人綱引人足之義、淀川筋拾ヶ村之割、渚村・坂村・禁野村右三ヶ村高当り人足拾三ヶ村江割付差出申候。左ニ高付人足割相記申候

一 出人足之義ハ廿才以上四拾才迄之者差出し、着類不見苦敷様いたし可申候。村々庄屋年寄之差図請、御用無滞急度相勤可申候。付り、増人足被仰付次第追割可致候。若急之候得者賃人足ニ而相勤割懸可申候

一 綱引人足之義、磯島村ニ而着到帳二付、老人壹枚宛札ヲ持、城州境ニ而相改可申候。若不足之村方者老入二付銀五匁宛差出可申候事。右之通拾三ヶ村申合候上者互ニ違乱有之間敷候、為其如件

嘉永三庚戌十月

右人足勤高

村々高合四千九百四石八斗四升六合割

一人足百六拾老入 三ヶ村当り人足

高百石二付三人三分内宛

人足七人 砂西村

人足十一人 砂東村

人足十五人 岡山村

右之通り人足割賦致候処、相違無之候。尤当日刻無相違差出可申候。為其如件。

嘉永三庚戌年十月

坂村庄屋 喜八郎

渚村庄屋 庄右衛門

私部村庄屋 利三郎

森村庄屋 治左衛門

星田村庄屋 市郎兵衛

打上村庄屋 徳兵衛

燈油村庄屋 欣兵衛

岡山村庄屋 伊兵衛

〔解説〕嘉永三年（一八五〇）一〇月、琉球王朝使節の来朝があり、淀川周辺村々へ綱引き人足の割り当てがなされた。綱引き人足というのは大坂八軒屋から京伏見へ淀川を遡るとき、両岸から船に綱をつけて船を引っ張る人足である。これは通常の淀川遡行の際にも必要であったが、朝鮮通信使来朝やこの琉球使節来朝時にはその御座船が大型船数艘におよんだので多大の綱引き人足を動員しなければならなかった。これによれば淀川筋一〇カ村に基本的に割り当てられるが、そのうち渚村・坂村・禁野村三か村の区域へはその周辺十三カ村から村高に応じて人足を出すべきものとした。

その人足は二十才以上四十才までのもので、外国使節の来朝なので衣服を見苦しくないようにして、庄屋の差図をうけて務めることとし、増員の指示が出たときは早速増人足をすること、もし出せないときは人足賃を割り当てるとする。人足は交野郡磯島村まで行き、着到

帳に記し、一枚ずつ札を渡されて、山城国との境目で改めを受け、もしその時割り当て人足に不足の村があれば一人につき銀五匁を差し出させるという内容である。

さてその割り当てであるが、淀川筋の渚・坂・禁野三か村は交野郡と讃良郡の一部の村々合わせて一三方村から人足を集めて綱引き人足にあたることになっていた。その一三か村の村高合計は四九〇四石八四六であり、高一〇〇石につき人足は三・三人弱で、合計人足数は一六一人とされた。それを基準に算出して砂西村(二一三石)は七人、砂東村(三四七石)は一人、岡山村(四五九石)は一人の綱引き人足を出さなければならなかったのである。もちろん無賃でというわけではなく、幕府は使節来朝の際にはその応接に莫大な費用を要したので、臨時国役銀として村々へ賦課し、そこから人足賃金は支払われたと考えられる。ただしこの臨時国役銀の賦課を二重負担として支払おうとしないものがいて村が訴えている例もあったことは前出史料でみた。

なお琉球使節来朝は江戸期一八回に及んだが、この嘉永三年時はその最後となった。この後幕末激動期には將軍・大名たちの上落も相次ぎ、その都度多くの綱引き人足が徴発されたものと思われる。綱引き人足の詳細については飯沼雅行『近世の国家・社会と幕府広域役』

(二〇二三、清文堂)参照。

四條畷市史資料 第二集

河内国讃良郡

中野村・南野村・岡山村文書

―平尾兵吾氏収集文書―

令和六年（二〇二四）三月三十一日発行

編集 四條畷市教育委員会

発行 四條畷市教育委員会

大阪府四條畷市中野本町一番一号

印刷 株式会社 近畿印刷センター